

1 会議名	予算常任委員会			
2 日時	平成27年3月13日 (金)	午前10時～午後4時3分		
	平成27年3月16日 (月)	午前10時～午後4時10分		
	平成27年3月17日 (火)	午前10時～午後4時39分		
	平成27年3月18日 (水)	午前10時～午前11時41分		
	平成27年3月24日 (火)	午前10時～午前10時3分		
3 場所	第2・3委員会室			
4 出席議員 (14名)	< 委員長 > 伊藤隆信	< 副委員長 > 塚本秋雄	宮川隆	井上博彦
	関戸八郎	須藤智子	梅村均	松浦正隆
	黒川武	横江英樹	梶谷規子	木村冬樹
	相原俊一	加納のり子		
5 欠席議員				
6 説明員 (52名)	市長	副市長	総務部長	市民部長
	福祉部長 兼福祉事務所長	建設部長	消防長	教育部長
	企画財政課長 他 2 名	行政課長 他 2 名	危機管理課長 他 1 名	健康課長 他 2 名
	環境保全課長 他 2 名	税務課長 他 1 名	介護福祉課長 他 4 名	児童家庭課長
	商工農政課長 他 2 名	都市整備課長 他 4 名	上下水道課長 他 2 名	消防本署部長
	学校教育課長 他 1 名	学校教育課 管理指導主事	生涯学習課長 他 1 名	秘書課 秘書人事G長

	秘書課 広報広聴G長	市民窓口課 窓口G長	市民窓口課 保険医療G長	消防本部 総務課G長
7 付議事件及び審査結果				
	付 議 事 件 名			審査結果
議案 第21号	平成26年度岩倉市一般会計補正予算（第7号）			全員賛成 原案可決
議案 第22号	平成26年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）			全員賛成 原案可決
議案 第23号	平成26年度岩倉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）			全員賛成 原案可決
議案 第24号	平成26年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）			全員賛成 原案可決
議案 第25号	平成26年度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）			全員賛成 原案可決
議案 第26号	平成26年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第4号）			全員賛成 原案可決
議案 第27号	平成27年度岩倉市一般会計予算			全員賛成 原案可決
議案 第28号	平成27年度岩倉市国民健康保険特別会計予算			全員賛成 原案可決
議案 第29号	平成27年度岩倉市土地取得特別会計予算			全員賛成 原案可決
議案 第30号	平成27年度岩倉市学校給食費特別会計予算			全員賛成 原案可決
議案 第31号	平成27年度岩倉市公共下水道事業特別会計予算			全員賛成 原案可決
議案 第32号	平成27年度岩倉市介護保険特別会計予算			賛成多数 原案可決
議案 第33号	平成27年度岩倉市後期高齢者医療特別会計予算			全員賛成 原案可決

議案 第34号	平成27年度岩倉市上水道事業会計予算	全員賛成 原案可決
------------	--------------------	--------------

議案第21号 平成26年度岩倉市一般会計補正予算（第7号）

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

（歳入）

款2 総務費

質疑なし。

款3 民生費

問 心身障害者扶助料が見込みより少なく減額。一方、障害者自立支援給付費は、見込みより多く増額になっている。心身障害者福祉費は、大きく伸びてきている。今後の推移は。新たな利用者や保護者が求めているサービスにはどのようなものがあるか。

答 障害者自立支援給付費の利用者数は、24年度実績3,287人に対して、25年度3,644人で357人、10.9%の増となっております。給付費につきましては、24年度実績で3億3,776万1,899円、25年度は3億9,552万7,091円で、5,776万5,192円で17.1%の増となっております。

また、26年度は、利用者数は4,100人、給付費4億4,865万9,000円を見込んでおり、25年度実績と比較しますと利用者については、456人で12.5%の増。給付費については、5,313万1,990円で13.4%の増といった状況を見込んでいます。増の理由は、障害福祉サービスの給付制度が浸透してきたことや、家に閉じこもっていた人を内外の通所事業所へ繋げたこと。それと、近年市内に障害福祉サービスを提供する事業所が充実してきたことによるものと考えます。中でも就労継続支援事業のA型、B型といった訓練等給付費を提供する事業所が25年度3カ所、26年度1カ所開設したことや、障害児の通所サービスとして、放課後等デイサービスを提供する事業所が24年度に1カ所開設したことにより、サービス利用者・給付費の増加に繋がっているものと考えます。今後も市内に事業所が増え、相談支援からサービス提供に繋げるといったことで、増加が見込まれるものと考えます。

問 今後の利用者の状況、今後必要なサービス・支援が望まれているか。

答 障害のある人の保護者からは、グループホーム、ショートステイ、放課後等デイサービスの利用希望の声を聞いています。

款4 衛生費

問 どういった予防接種が予算よりも少なくなってきたか。多めに予算をとってもらっているから少ないのか。本来すべき人が接種していないのか。

答 子宮頸がんワクチンの予防接種者が当初見込み 600 人に対し、平成 26 年 12 月 31 日現在 11 人のため、減額補正をさせていただきました。

積極的な勧奨が差控えられましてから、接種される方が少ないので、当初予算の見込みを大きく下回り、補正後は 40 人に見込んで減額させていただいております。

問 他の予防接種については、予算枠でいいか。子宮頸がんについては、予防接種によるさまざまな被害が社会問題となることによって少なくなっているということか。

答 一番大きなところは、子宮頸がんです。他は、例年通りの推移を示しています。

款7 土木費

質疑なし。

款8 消防費

質疑なし。

款9 教育費

問 史跡公園の駐車場整備工事は新年度で予算措置されたにもかかわらず、工事の時期が遅かったのはなぜか。早急に駐車場を整備して市民に供用するべきでないか。

答 都市整備課に工事設計が集中した関係で、日程的に少し遅れたというこ

とです。

問 看板もないが、どのような形でこの駐車場は運用されるのか。

答 入り口のところに、史跡公園の駐車場の看板と事故等については損害を負わないという看板を設置しています。現在のところまだ周知がされていないのかと思いますが、日中はご利用いただいています。夜間については、チェーン等での閉鎖は行っていませんが、違法な駐車も今のところはありません。そのようなことがありましたら、閉園のときに施錠していくように考えています。

款 1 1 公債費

質疑なし。

(歳入)

質疑なし。

第 2 表 継続費補正、第 3 表 繰越明許費、第 4 表 債務負担行為補正、 第 5 表 地方債補正

質疑なし。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第 2 1 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第 22 号 平成 26 年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

質疑はなく、討論に入る。

討論もなく、採決に入る。

採決の結果、議案第 22 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第23号 平成26年度岩倉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 公共下水道事業の中の栄町地区等浸水対策調査設計について、もう設計が終わったと思うが、特徴的なものはどのようなものか。

答 大矢公園の中に貯留槽を設ける基本設計を今年度行っています。基本設計を行う中で費用対効果を含め、構造や容量の検討、上部の利用等も含めて検討をしました。特徴的という特別なものはなく、これまでと同様な検討を行いました。

問 地下貯水槽は2タイプ作られているが、どのような地下貯水槽の設計になったのか。

答 いろいろな比較を行った結果、コンクリートの貯水槽が金額的な面や上部の公園としての利用等を総合的に比較検討し、一番適当だと考えました。

問 学校のグラウンドの地下を掘るのは簡単な工事に見えるが、大矢公園だと上部の空いてる部分が少ないと思うが、どのような構造の設計になっていくのか。

答 現在、公園の西寄りの部分に築山があり、今回は公園の中央から東側の区域、公園の半分を利用して構築物を作ります。工事の施工年度は平成30年度を予定していますが、上部が公園なので管理を行っている都市整備課の長寿命化計画もありますので、協議をしながら検討をしました。

問 駅西ロータリーのところが浸水するようなときがあるが、この栄町地区等浸水対策調査で対応できる設計になっているのか。

答 栄町地区は新堀の系統の流域であり、一番道路冠水の被害が出ていたのがユニーの南の部分でした。駅周辺も新堀系統になりますので、貯水槽を

設けた場合一定の効果が見られると思っています。

問 ユニーの南というよりもユニーの西のグリーンハイツあたりの方で浸水被害があったのではないか。全体的に駅西のロータリーを含めて、新堀の流域ととらえると浸水がなくなるという設計であるということでしょうか。

答 今回の設置場所は大矢公園ですが、駅西のロータリーから西側については、新柳通からやや西あたりまで、南は大山寺あたりまでは一定の効果が出ると考えています。47計画で、従来起きていた浸水や冠水がすべて解決されるとは書き込んでおらず雨量によって道路が一時的に冠水するものの水の引きが早くなるなど整備効果が得られるものと考えています。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第23号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第24号 平成26年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 例年のような補正の措置だと思うが、歳入の第1号被保険者の減額は、毎年これくらい出ていたか。どのような状況によるものなのか。

答 歳入の減額補正は、介護給付費の減額に伴う減額で、去年は増額の補正でした。毎年状況とは違っています。

問 予算から見て例年の保険料が集まらないからだとは思いますが、介護保険は3年ごとに保険料が決まり、その年のサービス料によって左右されるものではないように思うがどうか。

答 今回の1号保険料の減額については、介護給付費の25.19%ということで、介護保険料の予算を組んでいますので、介護給付費が減額になるのに伴い、減額となっています。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第24号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第25号 平成26年度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

質疑はなく、討論に入る。

討論もなく、採決に入る。

採決の結果、議案第25号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第26号 平成26年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第4号）

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 第3条予算、第4条予算ともですが、賞与引当金繰入額が増額ということだが、説明では新しい会計基準を当てはめるということであった。理解しにくい部分があったので、その仕組みを分かりやすく説明してほしい。今後、年度末に補正をしていくことになるのか。

答 賞与引当金につきましては、平成26年12月から平成27年1月、2月、3月の4カ月分を平成27年6月の賞与で支給する分として、前年度に引当てるものです。このような補正措置は毎年上がってくることとなります。

問 仕組みが分かったことには分かったが、なぜ6月分を12月から3月までという形での引当てになるのかが理解しづらい。会計基準がそうだからと言われればそれまでだが、もう少し理解できるような説明をお願いしたい。

答 新会計制度は、引当金を当初から予算化しておく必要がありますが、人事異動に伴い職員の配置が変わると人件費も変わります。そのため、賞与引当金にも影響し、過不足が生じますので補正にて対応しているものです。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第26号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第27号 平成27年度岩倉市一般会計予算

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

(歳入)

款1 議会費

質疑なし。

款2 総務費 項1 総務管理費 目1 一般管理費

問 事務管理費のうち公益的通報処理委託料について、弁護士への委託料が1時間1万800円であり、業務の重要性からすると安いと思う。根拠はあるのか。また、委託先はどこを予定しているのか。

答 公益的通報処理委託料については、1時間1万800円ですが、愛知県弁護士会一宮支部と協議を行いました。予定している業務の内容等を説明し、先方の用法も調整しまして、時間当たり1万800円が妥当な額であるとまとまりましたので、計上しました。

問 委託先は、愛知県弁護士会一宮支部ということか。

答 愛知県弁護士会一宮支部から推薦いただいた弁護士1名です。

〈施政方針に対する代表質問における報告〉

市の認可外保育所入所児童への補助金に関して、市内の認可保育所が閉鎖する中で市外の施設でも補助対象にすべきでないかというご質問に対して、市長から市外でも補助対象としているとお答えさせていただいたところ、この補助制度ができたときの議案質疑では、市内だけを対象とする市の説明があり、そのまま変更したいという議会への説明は受けていないが、どうなっているかというやり取りがありました。

この制度につきましては、平成18年4月からの施行に向けて、平成18年3月議会で予算として提出させていただいております。議会の会議録を改めて確認させていただいたところ、市外も含めて補助の拡大が考えられないか、という質問がありまして、当局のほうから当面は認可外保育所の制度につい

ては、市内に限らせていただいて、市外の方には広域入所の制度をご利用いただきたい回答させていただいております。その後も他の議員も含めまして数回のやり取りがありました。最終的な答弁といたしましては、これでとりあえずスタートさせていただき、今後様子を見させていただきたいという答弁をして終わっているところです。

その後、平成 21 年度に案件といたしまして、00 歳いわゆる 4 月以降に生まれたお子さんの入所希望がありますが、保育園では 00 歳児の保育を実施していません。また、市内の認可外保育所につきましても受け付けておらず、名古屋市の認可外保育所で受け入れができるところがございましたので、そちらのご利用をしたいという申し出がありました。その際に、補助金を支出した事例が 1 件あります。その保護者の方も翌年には 0 歳児として公立保育園に入所いただいておりますので、市外の施設への補助はこの年度 1 件のみであります。運用の変更に対して議会への説明がなかったことは、お詫び申し上げますが、今年の 4 月から市内の認可外施設が閉鎖する状況ですので、今後は市外の施設に対しても補助対象とする考え方でありまますので、よろしくお願いいたします。

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 2 人事管理費～目 3 秘書費

西寺雅也参考人からの陳述

参考人として、私としては初めての経験です。議会改革の流れの中で参考人制度を行使する動きがあります。岩倉市議会の皆さんの見識が高いものと思いついてまいりました。

定年制の問題について、私が 12 年間岐阜県多治見市長を務めました、その間役所の中の議論として、私自身もそうですが、60 歳定年制を変えようとする意識あるいは議論はまったくありませんでした。例外的に多治見市は陶磁器関係のデザイン研究所がありますが、そこの所長の部下の職員がまだ管理職の試験を受けていないことが起きまして、かつてそこの研究所の職員の

部長職を再任用として職に据えたことがありましたが、それ以外そうした定年を延長しようとした議論はまったくありません。私の前任者も同じことをしたことは承知しておりません。したがってほとんどの皆さん方の定年制に関する文献を探してもなかなか出てこないし、インターネットを見ても出てまいりませんが、普通定年を延長する発想がもともとないことが大前提であるわけで、そのことを申し上げて実際に法律、条例がどうなっているか確認したいと思います。今問題になっているのが、地方公務員法第 28 条の 3 で定年延長の問題は、どのような場合に定年延長ができるか書いてありますが、2 つの要件があります。一つは職務の特殊性、2 番目に職務の遂行上の特別な事情を掲げてあるわけですが、こういうことによって公務の運営に著しい支障が認められる十分な理由が必要というふうに掲げていますが、定年延長に関する大前提は著しい支障、十分な理由が非常に重い修飾語句にして連続定年制を守ることが前提になっております。公務の運営に支障が生じる場合に例外的に適用されるというふうに考えるべきでないかと思えます。例外的な適用をするとすれば、著しい支障、十分な理由に対する当局側の明確な説明責任が問われると思えます。簡単に言えば、この説明責任は誰にでも納得のいくこと、あるいは明確、客観的に明白な事実であること、それが説明として必要不可欠であるというふうに私は思っております。一般にもそういうふうに解釈されていると思えます。ですから、この客観的な議員の皆さん方が疑念を抱かれているようにそうした説明責任が、果たされたのかどうかというところが非常に大きな問題であるだろうというふうに、考えております。ほとんどの例は平成 25 年度の退職者の調べが総務省で行われておりますが、一般行政職に限っても 11,498 名中 11,487 名が 60 歳で定年退職をしているのです。11 名の差がありますが、ほとんどの自治体で 1,000 人に 1 人そうでない人がいる程度です。常識的に言えば非常に専門的な知識が必要である。余人をもって代えがたい職員であることが議会に対しても職員に対しても、市民に対しても説得力を持つものとして説明責任が果たさなければならないというふうに思っております。もちろん医師のように資格がなければ、その

職に就けない人がいる場合にその後任が確保できない場合、あるいは東日本大震災が発生したときのように、一時期職員の死亡で不測の事態が生じたときのように、一時的に職員の定年を延長することが考えられますが、今回のようにそれに匹敵するような実際に定年延長であるのか、先ほど申し上げましたように、いくら優秀な惜しい人材と言われるような部長を何人も送ってきたわけですが、だからと言って定年制を破ってまで実行するということは、普通の自治体で行っていないことが判断されますし、任命権者の裁量権につきましても、判例等にありますが非常に厳しく拘束されており、裁量権の行使も定年制も著しい支障、十分な理由がきちんと皆に理解できるような形で展開したときのみ許されるものと思います。定年延長をするといろいろな問題が発生すると予測されます。一つは、人事管理の問題。計画的な人事管理を行っていると思いますが、一時期、将来にわたって常態化すると事実上の定年制が壊れてしまうこともありますので、そういうことはないと思いますが、人事管理上非常に問題が起きてくること、政治的に考えても大きな問題が起きてくること、組織の問題としてもいろいろと問題が起きてくることと考えられます。人事管理上の問題は、もともと定年制を法律で定めた背景には、定年を設けないことによって人事の停滞が起きる、または起きる可能性があることが共通して皆に認識されたことだろうと認識しております。定年制を設置する第一の理由であります。岩倉市に即して言えば、現職の部長が引き続きその職に留まることで、新たに部長職になるべき職員やそれに続く職員だけでなくすべての職員に影響が及ぶだろうというふうに考えられるわけで、職員組合との話し合いも不可欠になると考えます。今日まで部長職を務めた人が何人もいると思いますが、職員間に能力差があって、2人の職員が余人をもって代えがたく他の職員とギャップがあることを市長自ら宣言していることになってしまいます。それは非常に問題であるだろうと思います。給与の問題について、現状の給与が維持されることに判決がありますが、恐らく住民訴訟に対抗できないと思います。名古屋市の人事委員会は65歳までの定年延長問題に関する案件ですが、それに関する報告を受けており

ます。定年延長してその職に留まったとしても給与のあり方は、相当額減額しないといけない記載をしております。60歳を超えてなお、その職に留まることは給与をどうすることが重要な課題となっております。

次に政治上の問題点は、任命権者の市長の裁量措置に職員と長との関係性、そういうものにおいて、とられた措置であるとだれもが感じるであろうと思います。あるいは行政職の職員の中にこうした措置がとられることを前提に意思が働く危険性を招く恐れがあります。外部から市民が、市長が自らの側近で固めているというふうに思われても致し方のないことと思います。こうした新しいことにチャレンジする際に調整役あるいは統括役は実務的に副市長の役割と私は思っております。このような措置をとることは副市長がいないという疑念を生みますし、逆に言えば3人副市長がいるというふうに定年延長した部長が特別な地位にある部長になってしまうということになります。こういうことを行いますと、市長に対する職員の見方が著しく変わっていくであろうと市政運営の中でぎくしゃくする危険性が起きます。逆に定年延長を受けた部長は針のむしろの上にいるような感じであり、職務上問題が発生する恐れも考えられるのを心配します。組織上の問題として、2段階の部長が存在する実態になります。問題は、恣意的なものであると市長は言わなくても、裁量の範囲内でできるとすれば、著しく職員のモチベーションを低下させる恐れがあり、モラルハザードを引き起こす危険性があると私は考えます。

最後に、岩倉市の自治基本条例はすばらしい条例と思っておりますし、大学1年生の講義にテキストとして使わせていただきました。私はこの自治基本条例を評価しておりますが、条例の第4条第5号にある信頼の原則にうたっているようにこの原則にひびが入る心配をしており、説明責任を果たして十分な事由を皆さん方が納得して議論に臨んでみえるのかが問われる問題であると思います。以上で終わります。

〈参考人に対する質疑〉

問 今回行うことが、著しい支障、十分な理由が問われることを参考人が言われたが、先ほど副市長が十分な説明ができていないということでお詫びを含めて話があった。副市長が説明をした上で参考人から質疑をしたいと思うがどうか。

問 参考人が言われたのが、人事管理上、政治上、組織運営する上で問題があった指摘があったのでその点を踏まえて説明をしてほしい。

答 定年延長の経緯と背景について、岩倉市の職員構成がここ5年間で百人を超える退職者があります。もっとも大きかった昨年度は30人超が退職し、全職員370人ほどのうち30人を超える職員が退職したことが組織上の大きな危機と考えております。年齢構成で40代後半から50代の職員数が少ない状況です。他自治体では団塊の世代の退職者が多いと思いますが、岩倉市で市政施行以降の職員採用が多く、その職員が退職の時期を迎えている違いがあると思います。職員の急激な若返りがあり、経験の少ない職員が増えてきた状況がありました。この話が出たのは、昨年4月頃で具体的な対応をとらないと話したのは確かです。本会議で市長が話したように組織を落ち着かせる上で外部採用か任期付き職員採用制度も考えました。

岩倉市の現状を考えるとプレーイングマネージャーのようにある程度チームになっていかないといけない職員も必要であります。再任用職員の活用も検討し、定年延長も含めて考えたところでもあります。組織的な問題に加え、これからの政策を決めていくことを行ってきた中で、12月定例会にも議員の皆さんからご質問をいただきました人口減少問題も岩倉市の大きな問題であると思います。どうしたら定住者を増やせるかという問題に取り組まないといけないと思いますし、専門部署を作り職員を配置して対応することが理想であります。岩倉市で職員の体制をとることが難しいと思います。シティプロモーションやそれに伴う効果、来ていただいても定住促進のために住宅政策の必要性、雇用問題もあり企業誘致を進めることに全庁的に進める

必要があります。専門部署を配置するのが無理ならば取りまとめるプロジェクトが必要であります。企業誘致におきましても総務部長がリーダーとなって取り組んでおりますが、問題もあり対外的な調整が必要になり、そうした政策を進める必要があります。もう一つは子育て支援では幼保一元化について話をしておりますが、結果として教育部に統合することになりました。幼稚園、保育園業務の一元化、認定こども園の対応、送迎ステーション、小規模保育所の実施目途が立ちました。これから実行するに当たり、政策的な部分として、就学前児童に待機児童解消にも一定目途が立ちましたので、今後は小1の壁を打破すること、学童保育の関係もあり、学校との交渉があります。政策的にも岩倉市としてやってきた特例的なプロジェクトがあるのではと考えております。今年度、来年度と比較して、組織や政策において大きな差がないと場合を考えると定年延長の必要性はないと思いますが、岩倉市にとって大きな過渡期を迎えていると考えております。具体的にも総合的なまちづくりの事業を進める必要があります。職員がいないからと言って政策をストップさせてはいけません。選択肢の中から総合的なまちづくり、子育て支援を中心的に進めるに当たっての選択肢があります。若い職員を部長として配置しても組織として十分機能すると思いますが、質が問題であります。市民サービスに対する満足度、住民福祉向上を考えたときに質の部分で十分な知識と経験を持つ部長が就くのと新しい職員が配置されるのとで質として大きな差がでるのかということで判断しました。最終的に市長の判断で定年延長をさせていただきました。選択肢の中から最善なところを考えさせていただいたものです。人事の停滞については、新陳代謝を進みすぎた場合の問題もあるところもあります。そもそもきっかけになった部分であります。職員間の能力差をつけることはあるかもしれませんが、人事異動に関しても、課長職2人のところに対象者が3人以上いた場合、総合的な評価で判断するものと思います。信頼関係で言えば、説明を尽くすことにつきるのかもしれませんが、ご理解いただくものと思っております。市長の裁量部分について、政策的な目的に関して2人の部長が最適な判断であり、個人的なことであり

ません、これまでの経験、知識これからの政策に生かしていただく最善の職員配置でありますので、政治的なものでありません。組織中の問題でも職員のモチベーションの低下があるかもしれませんが、必ずしも自分の意思と昇格人事が一致するものでありません。その人の評価は他人が行うものであり、個人の思いと人の評価する人の思いが異なるのは世の常であると思います。職員のモチベーションについて、職務上の地位、満足感や達成感で得られるものでもありますので、人事異動の昇格に関連するものであり、組織的なカバーの配慮も必要と考えます。参考人のご意見をお聞きしましたが、説明が足りませんでした、私の考えであります。

問 定年延長の実施について、人事院から定年制度の実施等について昭和59年に通知され、最終で平成21年に通知についているものがあるが、参考人の所見を聞きたい。

答 人事院の通達には、いずれも極めて限定的に勤務延長を行うことを決めていると思います。あくまでも例外的に勤務延長を行うもので、先ほど副市長の説明では、通常の業務の域を出ているのかに疑問があると思いますが、ほかの部長でカバーできないような仕事なのかどうかと思いますし、どの自治体も厳しい定員削減を行った上で少ない職員で努力しているのですが、そういう自治体も延長の手法をとっていないことを考えていただきたいと思います。多治見市長時代に40代の部長がいましたが、十分職責を果たし、優れた能力を持って部長になっても発揮しました。他の人に変わった場合でも職務に著しい支障があるとは考えられません。

問 岩倉市でも前の市長が職員時代に38歳で部長になった事例があった。三つの例について、市長に本会議で質問したときにあくまでも三つの例であり、限定列举でないと市長が反論したがどのように参考人は考えるか。

答 すべてが列举されているのではなく、極めてまれな専門的な技能を持つケ

ース、その職員でしかその職務を務められないケースであり、勤務延長は、限定的に考えるものであります。

問 今回の定年延長について、大型研究プロジェクトの主要な構成員の場合の事例に該当すると認識しているが、先ほどの副市長の説明が該当するのか所見を聞きたい。

答 ご指摘のとおり、この事例で理解しようと思いましたが、事例では大型研究プロジェクトであり、大型プロジェクトではありません。定年対象者が研究を進めており退職で研究ができなくなる恐れがある場合を規定しているものと思います。どこの自治体でも大きなプロジェクトを抱えていると思いますが、そのための定年延長を行うことに該当しないと思います。

問 定年延長は、違法としか解釈できないが、市民から反応があった場合どのように対応せざるを得ないのか。

答 住民監査請求が行われた場合、最終的に訴訟になった場合、今までの判例から見ると敗訴する危険性が高いと思います。

問 今後予測される場合、住民監査請求や訴訟になり、敗訴の恐れがあるようだ。いろいろな判例があると思うが、大阪府池田市では平成15年の損害賠償事件について、8人の職員が対象となり、判決では6人が裁量権を超えた行為での違法性を認めて、残り2人は適法であった。一つの判例の中で各事案での対応と思う。2人のうち1人は火葬業務に従事する職員が業務上の事情で適正であり、もう1人は学校事務で高度な事務処理能力を有し代替が不可能であり、判例が異なっている。具体的な事実に基づいて出るものであり、一概に敗訴の恐れがないと解釈するがどのようか。

答 裁判になった場合、勝訴するか予見不可能であります。十分な理由、

著しい支障をどう考えるかどう受け止めるか、人事院規則を見ても極めて限定的に延長を認めることにしようとする意思が強いわけであり、市民からいろいろな動きが出てくることが考えられ、訴訟になったときにどういう結果になるかは、予見で語ることはできません。

問 人事院規則を例示列举とみるのか限定列举で見るとのによって、解釈が異なる。先ほどの説明では限定列举を述べられたが、人事院通達については、例示列举であると思う。ポイントは参考人が言われるように著しい支障があるのかないのか、十分な説明の理由であると思う。私の考えは物事の判断はリスクと効果を考える。部長の定年延長の効果と職員の昇格人事による効果を比較検討するものとする。副市長の考えでは、昨年の4月からさまざまなケースを検討しながら今日に至ったものと思う。リスクと効果をどのように見ているのか。

答 リスクのメリットとデメリットについて、デメリットが多いと思います。職員採用や昇任について、採用を計画的に実施しなかったのはどの自治体にも起こっていることでもあります。議員の皆さんは実態をご存じなのでしょう。役所は提出をしてきたのか、その対策をどうしてきたのか、今までの人事政策上の瑕疵があったのか。そのつけが回ってきたのかと言わざるを得ません。多治見市の場合は、職員の退職金を市で予算を用意していますので、敏感になっております。年齢構成上40代で中途採用もしていました。次世代をどのように養成していくのか、職員を慣らしていくよう努力していました。定年延長でしのぐのは、間違っているのは私の意見であります。

問 一般質問で何回も人事に関する事を質問しているが、検討、研究、今後要請するという答弁がされていた。1年間定年延長しても事務量をどれくらいこなせるかのリスクと、課長を部長に昇格させた場合その職員をカ

バーする必要があると思うが事務量を比較して、どちらがよいのかご意見を聞かせほしい。

答 私の実験上年齢の若い課長を部長にしても、問題ありませんでした。庁議のような席で徹底した議論することで、お互いにどう思っているか、責任を共有することを日常的に行うことで鍛えられると思うので、年齢的に若い職員が部長になることに問題はないと思います。問題がある場合は、副市長がフォローアップすればよいと思います。

問 地方公務員法第 28 条の 3 をどう理解するかが鍵であると思う。職務の特殊性、職務の遂行上に特別な事情があつて公務の運営の著しい支障が発生する十分な理由がある場合、執行機関が説明責任を果たすことが大事であると言われたと思うが、議会、職員、市民に対する説明責任が必要と思うが、本会議の質疑の中で職員組合に対する説明が不十分であると感じている。職員組合に対する説明について、この問題がすべての職員に支障がある話であると思うが、職員組合に対し説明する責任についてどう考えているか。

答 定年制を考える場合、職員組合も一般行政職員を定年延長することを予想していないと思いますが、話があり職員組合も大変だと思っております。常態化しないとも限りませんし、議会の監視も必要と思いますが、定年制そのものを変えてしまう話については、職員組合にきちんと説明する必要があると思います。

問 大阪府池田市の判例について、適法になったのは業務の代替性を考えると著しい支障があることも考えるが、退職する職員の知識、技能を管理職員が習得する場合、他の部長、外部機関、議会との折衝等経験を習得するのに半年で習得は難しいと思うが、代替職員がないのは十分な理由であると思うがどのようなか。

答 一般行政事務職は、そのようなことが実態としてあるのかが理解できません。課長が部長になった場合、再教育が必要であるほど部長が務まらないことはあり得ないわけで、課長は部長を見ているわけで、小さな自治体で議員との折衝が若いからできないのは考えられません。その職員が努力すべきであります。部長が一人の部長としてきちんと仕事できるようにあるいは発言権を与えてフォローすることで庁内を挙げて行うことで一般の行政職は特殊なものでなく務まるものと考えます。一般の行政職が余人をもって代えがたいほどの能力差、その人でないとできないものであったのか、今までもそのようなことがあったのかと思っています。私のときも課長から部長になって能力を発揮した経験もあるし、そうでないといけないと思います。

〈当局に対する質疑〉

問 定年延長について、先ほどの副市長の説明では昨年4月から検討したと言われ、市長は本会議答弁で半年前からと言われた。12月に起案され、本人の同意を得たということである。正・副議長への報告が2月2日である。厳密に重要な部分であり経過を聞かせてほしい。

答 組織的な危機感で、岩倉市では40代後半から50代が少ない状況です。問題意識を危惧していました。昨年度の退職者が30人を超え、大変な状況が分かっていました。4月当初から組織を落ち着かせることができないかということを始めました。本会議でも県に問い合わせしたのが4月の半ばであります。市長が夏頃と申したのは、決断した時期と思いますが、情報をお渡しして市長と話を進めたことでもあります。手続き上12月に決裁を得て議会に2月に報告した経過だと思います。

問 本会議で代表質問に対する市長の答弁であるが、議事録を整理すべきであり、正・副議長で取り扱うものと思う。先ほどの副市長の答弁にあったように4月の半ばに愛知県に問い合わせを行ったと議案質疑の中でも市

町村課に照会したが問題ないとのことであった。岩倉市と県は同等な立場で、地方公務員制度に識見を有する機関かどうか、県以外に地方公務員制度に識見を有する機関に照会したのか。

答 本会議の議案質疑の中で、議員の質問は、県が法的に問題ないと言ったのかという質問だったのかと思います。

問 地方公務員制度に識見を有する機関に聞いたのかであり、県に問い合わせたとのことではありません。

答 県にいろいろな相談をかけております。県からも資料もいただいております。その中で答弁として、部長として任用することは問題がないと理解していると答えております。県に照会をかけたか、資料提供していただいたか、全体として問題はないと理解したと答弁しております。

県以外の識見を有する機関に問い合わせをしておりません。

問 県が地方公務員制度に識見を有する機関であるかと思う。参考人も招致したが、地方公務員制度に詳しい大学の先生に聞くか、司法の判断を確認することが、提案の前提として必要でないのか。判例も調査したと答弁した。判例も少なく裁判から10年以上経過したものである。愛知県で初めてのことを行うに当たって、10年前の判例を見て県に照会して可能と判断するのは理解できないが、その見解はどうか。

答 県に問い合わせしたところ、最近の事例として富山県氷見市を紹介していただき、氷見市へも問い合わせして事例を確認した上で判断したものであります。定年延長することが、規制の高い事柄だと理解しておりますが、事例を検証する中で、組織で検討したところでは。

問 氷見市の定年延長は公立病院の運営を大学に運営を任せる事例であり、巨大な研究プロジェクトという事例に匹敵するのでないか。岩倉市と比較してどうか疑問が湧く。岩倉市もそれと同等に取り扱うものなのか。

答 氷見市では2名部長が定年延長した件ですが、総務部長がそのまま引き続き、建設部長はおそらく役職名が変わったと思いますが、建設農林部長として定年延長されたとお聞きしております。プロジェクトの件も、総合的なまちづくりと子育て支援の2点がこれまでの岩倉市として例のない、大きな事由であると認識しています。

問 参考人招致でもあったように各全国市町村の職員の年齢構成が凸凹であって、岩倉市に限られたことでない。団塊の世代の職員が退職したことはどこでも言われている。それに人口減少問題がクローズアップされている中で、増田レポート以来、人口増加策を検討することが全国的に言われ、子ども子育て支援制度も全国的なものである。なぜ岩倉市だけこの問題が特殊な事情と言えるのか。

答 機構改革を行ったのは、そうした問題に対応するために効率的に取り組むことを含め、全国的な問題に取り組まないと思いました。市民サービス部分において、新任の部長か経験豊富な部長かを検討しましたが、若い職員よりも今までの部長が職務につくことが、市民により高いサービスができると思ったものです。

問 市民へのサービスの質について、岩倉市だけが特殊なのかが言われていない。どこの市町村でも住民サービスをよくしようと考えている。定年延長は参考人が言われたとおり平成25年度の状況から見て、1,000人に1人の状況であり、中でも公立医療機関の医師が多いようだ。岩倉市が市民へのサービスへの質の問題について具体化することは、説得力がない。どこの市も抱えている問題は、岩倉市が定年延長を実施する理由にならない気がする。平時でも体制が変われば、どんな人事でもあるわけであり、今回のケースでは、法的に見て適法なやり方とは考えられない。組織機構改革を言われたが、問題の検討はほぼ1年前ということで、組織機構改革の検討も同時に進められているが、岩倉市で起きている問題をクリアする検

討がどれくらいされたのか。

答 具体的に申しますと、専門的な部署を作ることが考えられますが、総合的なまちづくりの方策として、企画部門を中心としてシティプロモーション、広報、住宅政策、企業誘致の政策を横の連携を取りながら進めていくことで調整しながら進めることが、横の組織の連携を強める部分で、経験と知識が必要であると思います。附帯的な部分として国と県との調整であり、それを生かすことを考えると選択肢として最適であったと考えます。子育て支援について、中部地方で初めて開始する保育の送迎ステーション、小規模保育所、今後具体的にになります放課後の児童クラブについてもこれまで岩倉市は児童館で行っていた部分ですが、学校に移すことを組織ぐるみで岩倉市独自でやっています。最適の政策で判断したものです。

問 疑念は取れない。どこでも同じ課題を抱える範囲内でないか。愛知県で初めてやることも他の県では定年延長してまで行っているのか。地方公務員法第28条の3に立ち帰らないといけない。法律に適合しているかと思うと納得できない。職員組合に対する説明が労働条件の変更でないので必要のない答弁があったと思うが、市長の決定事項の範囲と言われたが、参考人から職員組合の発言だけでなく自治基本条例第4条の信頼の原則についても発言があった。条例と照らしてみると本会議の答弁について、間違っていないのかと思うが見解を聞かせてほしい。

答 勤務条件の変更について、職員の昇格の機会がなくなることで職員にも影響を及ぼすこともあります。職員のやりくりが厳しいときは部長や課長が二つの職務を兼務する方法もあります。昇格の機会が削がれるケースにいろいろな想定がされますので、必要がないと答弁をしました。

問 部長が定年延長することで、それぞれの部長、課長へ昇任できないことになる。すべての職員に影響する問題であるのとらえるので、組合に説明すべきであると思う。2月2日に正・副議長への説明がされ、その後の正・

副議長と副市長での協議では、一つの疑念がある。若い職員を管理職に登用するとラスパイレス指数が上がるということで、愛知県では小牧市が1番と新聞報道された。岩倉市が2番目に高く、1番になったときに新聞報道されたら大変なことになると盛んに言われた。関係ない話と思っていたが、ラスパイレス指数を強調した理由はどのようなものか。

答 私どもの話の中で強調したのではなく、市長から説明を受けたときにラスパイレス指数の話が出たこととお聞きしましたので、ラスパイレス指数の一般的な話をさせていただきました。岩倉市が県内で2番目であり、ラスパイレス指数は職員の給与水準であり、水準が市民からの一般的な見方について、細かい見方をすれば実際異なりますが、数字の怖さがあり、一般論として話をしたものであります。結果的にラスパイレス指数は計算しないとわかりませんが、主な目的でなく、あくまでも話の出た中でのラスパイレス指数の一般論であります。

問 ラスパイレス指数について、国は分母が大きいので、岩倉市のように小さな自治体と比べること自体が異なるという考えであり、以前から市当局と組合が話し合いをしている。きちんと市民に示すべきでないか。この問題を避けることがおかしいし、ラスパイレス指数を理由に挙げるのがどうかと思う。

先ほどの質問で県の市町村課に尋ねて、アドバイスをもらったようだと受け止めているが、なぜ市町村課なのか。市町村課に問い合わせるものとして、政策的なものアドバイスならわかるが、どこの自治体でも実施例がなく、疑念があり、裁判にもなっている事例であるのに、人事院や愛知県の人事委員会に問い合わせをすべきでないか。副市長が選択して提案したのであるならば、人事院が通達を出しているのに提案する前に確かめるべきでないか。副市長はどう考えているのか。

答 県の市町村の窓口として、市町村課に照会したものです。

問 県の市町村課に法制関係については、専門的な職員がいるとは思わないが、法制の経験者がいて答えられるならばよいが、これからでも専門職に問い合わせるべきでないか。

答 市町村課からもある一定の回答をいただいたものであります。これからということにつきましては、この職が公務運営上に著しい支障があるということは、弁護士にも相談しております。参考人から三つの事例として、問題になるだろうと見解をいただいておりますが、問題点として大阪府池田市の合法とされた事例について、代替可能かどうかと思います。池田市の事例は人事院の三つの事例に池田市の事例が当てはまらなかったと思うところであります。問い合わせについても必要であればと思います。

問 参考人からも否定的な意見にもあるように、考える必要がある。市の弁護士でも地方公務員法の専門家でないのではないのか。きちんと法的にどうなのかである。人事院の通知にもあるものも特例中の特例でないのか。岩倉市の事例も団塊世代の大量退職、職員が足りない問題は、どこの自治体でもぶち当たっている問題である。岩手県八幡平市でも同じ事例があり懸念があるので定年延長を取り下げた事例がある。法的にどうなのかという検討を加えていただきたいと思うがどうか。

答 いろいろな事例、私どもの主張も法的にクリアできると考え市長の方針のもと提出したものです。先ほど配慮するものでないと申し上げましたが、これは最終的に市長の決定事項であります。

問 副市長から市長に提案した三つの案のうち、後の二つの案はなにか。

答 本会議で市長が説明した部分であります。国、県から職員を招くこと、任期付きで民間人採用、再任用を行うことであります。岩倉市の再任用は短時間であります。再任用制度も部長職でありますので、最後は定年延長であります。提案というより市長との話合いの中で提案したものであります。

問 部長は有能であると思うし、代えがたい人材であるが、法の壁がある。副市長の増員や参与、参事とする考えもあるが提案されなかったのはどういうことか。

答 部長職に対してどうするかの問題であり、二人の職員の処遇をどうするかの問題ではありません。

問 財政的な問題でないということによいか。

答 財政的な問題でも再任用職員のほうが経費もかかりません。再任用職員の職については、給与は責任も関係します。部長が再任用職員でフルタイム働いても、3分の2になり職員で当てはめると主任職くらいかと思えます。経費よりも効果を考えます。

問 人事院からの通達に目を通したのか、副市長はどのように考えるのか。

答 通達についてその当時は、把握していませんでした。弁護士に確認しても例示であり、3つの事例でなければならぬとことでないと思えます。

問 例示は、こういったものしか当たらないとこの文書で受け止めるが、なぜ岩倉市の場合に当てはまるのかと詳しく聞かせてほしい。

答 池田市のように火葬場の職員など職員の定年延長が考えられます。合法とした事例でも、岩倉市の場合特殊ということではありませんが、考えられる職が半年か一年でできるようなものでないと判断できると考えます。

問 池田市の実例が適法とされたのは特殊な事例と思う。このような事例であれば、代えがたい事例と思うが、先ほどの副市長の説明であれば、どこの自治体でも抱えている問題で、通達で歯止めがかかっているのに適用できない。北名古屋市でもほかの手段を選んでいることを聞いているがどのようなか。

答 ある程度絶対的な職員数がある自治体であっても、限界があると思います。20代、30代の職員を採用することは容易ですが、ある年齢を超えた40代50代を採用するにも問題があります。若い職員が部長になった場合でそれなりにできますが、これまでの経験によって質の高いものができません。

問 定年を1年か2年延長して、1年から2年でその後の職員が追いつくように聞こえるが、すでに追いついているように思う。この1年、2年の人材育成はどのように考えているのか。

答 成果を二つのパターンと比べることはできませんが、実際に1年後、2年後と計ることはできません。職員の人材育成に関して言えば、候補者が多くおり、能力のある職員も大勢います。適材適所、その職員の能力、経験と複数の想定ではありますが、将来的にどうするか市長と同じ考えであると思います。3年から5年先の構想と思います。クローズアップされている二つのポジションですが、部長人事については組織全体にかかわるものでありますので、当てはめることが難しい問題で、ある程度想定をするものです。

問 育成術が大きな課題でないのか。どう考えるか。

答 行政職員は経験であり、部署により得られるものと自分で膨らますものがあります。育成術の話ですが、一般論として、将来的にあなたはここの部署を動かすと言えないものです。総合的な公務員の能力を育て、役職が上がることで、マネジメント能力、個別の職員法制執務能力の意識づけが、段階的に職が上がるに連れて求められるものが変わりますので、研修を通じて人が育っていくものと思います。

問 疑念のある定年延長をすべきでないのか。育成術で育ててきているのではないか。十分できる体制でないか。副市長を複数にする体制にすべきでないか。

いか。片岡市政がやろうとしていることを成就できるのでないか。

答 副市長二人にする考えは市長の考えであり、私から回答できません。職員をほめていただき、お礼を申し上げますが、比較したときの判断として定年延長をしたものであります。

問 副市長の答弁は、しどろもどろでわからない。氷見市の事例があると答弁したが、氷見市は機構改革をしたのか。他の市で定年延長した場合においても、機構改革したのか。

答 氷見市の機構改革については、調べておりませんが、定年延長した職員は、総務部長はそのままの職名で、建設部長は建設農林部長となりましたので、その部分で機構改革か役職の変更があったと思います。

問 県職員から聞いたことなども整理すると、市町村課で問題ないと言われたと総務部長が答弁したが、県市町村課が問題があると発言できると思うか。

答 問題あるかないかという発言はありません。それを判断するための材料として指導、助言を受けて岩倉市が判断しました。

問 数年前の組織・機構検討委員会で総務部を分割して企画部を設置する話を聞いたが、分割案が棚上げになったのか、部長を増やすことでラスパイレ指数が上がる理由がある噂を聞いたが、副市長の答弁である程度理解できたが、事業は人なりでありラスパイレ指数の問題でない。企業に合った人材をテキパキと採用するのは、若い人を育てる材料と思うが、そのあたりの感覚はどのようなか。

答 給与水準は別の問題であり、課題があると思います。国家公務員と地方公務員の比較で採用の推移が緩やかであるのと給与の部分で、短大卒と高校卒当たりで岩倉市1人の影響が国の何百人になります。団塊世代の退職で若い職員が昇格し、給与が上がることで、ラスパイレ指数が上がりま

す。この点については理不尽だと思います。給与の比較がラスパイレス指数で行われている以上は、尊重すべきだと思います。市長も理不尽と申しております。人については同感であるが、ラスパイレス指数はある程度いたしかたないと思います。

問 副市長からのラスパイレス指数について答弁があったが、ある程度理解できる。小牧市人事課長の経験者であるので、小牧市がラスパイレス指数1位であったときの反応で相当の打撃を受けたことと思うが、そのことを気にしたら市民サービスはできないのでないか。12月議会でも質問したが、7年か8年前、縦割りから横割りに改めることであったが、縦割りのままでないか。こうした中で人材が育つものなのか。市民のために働く職員を養成することが管理職の務めでないのか。部長たちは職員を指導すべきと質問をしてきたが、できていないのは管理職の怠慢でないのか。

答 市民サービスと給与水準は、切り離すべき問題だと思います。管理職が職場環境を整えること、コミュニケーションをとりながら職員を育てることも必要であります。給与水準について、最近小牧市のラスパイレス指数が高くなったのも、若い職員の昇格により給与が上がってきたからですが、マイナスでなくプラスの要素が働くものと思います。市民感情から考えると真面目に一生懸命に仕事をしている中で、わずかな不祥事の発生で批判が高まり、不景気による世間の状況もあります。数字だけを見て給与水準の結果も市民にラスパイレス指数を理解してもらうのが難しいのではないかと思います。市民サービスを一生懸命やることが報われることがよいことと思いますが、給与水準が高くなるのが問題であります。

問 機構改革に当たり検討委員会で検討されたと思うが、委員長はだれだったのか。

答 福祉部長です。

問 委員会の結論はどうなったのか。福祉部のままでよいとも思うが、教育
こども未来部が創設された経過はどのようなか。

答 4月からの機構改革について、組織機構検討委員会の報告をほぼ踏襲し
ていただいた形とっております。現在の組織に対する全職員のアンケート
調査を対象とし、できる限り職員の意見を取り上げる形で委員会を開催
して議論し検討してきました。就学前児童と就学児童を一元化するにあたり
、国の省庁の関係で厚生労働省、文部科学省側にするか迷った点があり
ました。移動のしやすい厚生労働省側に付けることが一般的ですが、厚生
労働省に付けても学校に関する文部科学省の部分を持っていくことができ
ないので、移動の難しいほうに移動しやすいものを移そうというのが主
旨であります。機構改革をする中で人員については検討しましたが、どの
職員を配置するのかは議論しておりません。

問 定年延長について、市長の独断と偏見にしか見えない。代表質問でも市
長は否定する答弁をしたが、結果的に定年延長することは、部下の育成に
影響がでると思うが問題ないのか。

答 職員育成を考えての判断で、独断と偏見でなく、いろいろな可能性の判
断によるものです。

問 先ほどの質問について、発言を取り消すべきでないか。参考人招致につ
いて、それぞれの立場で受けて部長の定年延長は法的にどうか向き合うべ
きであるが、疑念がある。市長提案をそのまま認めることでは議会のチェ
ック機能が果たせるか問われている問題である。副市長は市長に報告した
のか。

答 参考人招致を終了した段階で市長に報告しました。

問 定年延長は、原則定年を守る意味合いで作られた法制度と理解している。
岩倉市議会は昭和59年に当局から提案されたときに議決をしている。当

時の総務部長が説明したのは、定年等に関する条例の制定につきましては、職員の新陳代謝を確保し職員の長期的展望に立った計画的かつ安定的人事管理を推進するため職員の定年に関する制度が、地方公務員法の一部を改正する法律でありますと説明している。定年延長は基本的に賛成だが、定年に60歳の規定がある以上、制度と法律の中味での問題がある。国では定年延長を議論したが、公務員の定年延長への批判などで先送りしたと記憶している。定年延長について、共済年金との関係であればやむを得ないものと思う。現在ある条例が60歳であるので、特例の解釈と思う。参考人の説明で、著しい事情、十分な理由を説明する必要が問われている。当局からの説明を議会がどのように理解するかである。その当時議論されたのが、3月31日に生まれた人は3月31日かで定年になるか、4月1日に生まれた人が1年間勤めることができるのは不公平な部分でもあると思うが、当局の考え方はどのようなか。

答 民間では誕生日で定年があると思いますが、公務員は3月31日が退職となりますので、60歳になった年の年度末が退職日になります。公平か不公平かの部分において、制度でも子どもの医療費制度のようなこともあります。今の制度が60歳になったところの年度末が定年であります。

問 地方公務員法による定年である。著しい支障の理由について十分な理由がなくてもよいのか。

答 地方公務員法第28条の3による、条例で定めるものであります。

問 著しい支障が生ずると認められる十分な理由が要ると参考人からも話もあったが、岩倉市職員の定年制に関する条例の第4条に著しい支障が生ずるときと明記され、認められる十分な理由に関する文言が見当たらない。岩倉市の条例の解釈は十分な理由がなくてもよい解釈か。

答 条例で定めるところにより認めるということで、地方公務員法で議決される条例への委任でよいかと思えます。

問 市長の政治的姿勢が問われている。突き詰めると人事案件は市長の専決事項であり、議案でもなく議会としても是非は公式な場所で表明できる機会がない。代表質問、人事管理に関する予算審議で政治姿勢を問うことである。参考人の話の中では当局の明確な説明責任があり、客観的な説明が必要であると言われた。明確に納得できる説明が必要であるが意見表明をするに留まるのが現実である。市民の代表として判断する一つの基準が、根本は法的根拠が合法かどうか、両論が記載されている。ほかの議員から質問があったように、専門部署による判断を仰ぐべきであると思う。参考人は行政経験があるが、法制については専門でないので、専門的な判断を提示してほしい。議員、市民が納得できる根拠の説明がほしい。クリアな状態で望んでほしい。予算審議の間に説明されなければ、前に進まない。平行論のままである。わかりやすい説明と法的根拠を提示してほしい。

答 別の機会については、私の判断でなく市長の判断を仰ぐことと思います。明確な説明については、岩倉市が来年度以降重点的に進めなければいけない人口減少対策、定住対策に対応するには、今の部長の経験、知識、リーダーシップを生かすことで市民サービス向上ができます。子育て支援も同様です。これから岩倉市として試みるものがあります。本人が積み上げた過程であり、今後の政策の上でも外部の関係でも欠かせないと思います。2人の部長の能力が政策を進める上での判断です。改めて市長からお答えすることと思います。

問 今回の定年延長は経験に基づきどのようにやっていくのかと理解しているが、岩倉市の分母が小さいので一人にかかる問題が多い。課長がすべきことを部長がしているのが現実であると思う。現実から岩倉市の置かれている職員の待遇を含めて見直してクリアな状態でないと前に進まないのではないか。職員皆が大変な中で仕事をしているのは理解している。市民から見て職員が楽をしているのと誤解を招いている、我々の広報能力がないのと同時に、職員が努力していることを言うべきである。職員全体の

ひずみと市長の政治的姿勢の部分が出ている結果と思う。もう少しクリアな状態にすべきでないか。

答 市長の答弁は別の形でお願いしますが、職員は厳しい勤務条件で仕事をしています。去年は30人を超える退職者で職員がいなくなった中で仕事をしていますが、直接的な理由は定年延長でなく、組織上の問題は議論の中に判断材料として取り上げませんが背景としてあります。岩倉市の今が苦しい背景にして市が進める施策は2人の知識と経験で市民サービスを行うことでもあります。市長の件は改めてお願いします。

問 議論は必要と思うが、このことで先に進まない。論点整理して、次に進むべきでないか。識見を有する機関に問い合わせをすべきであり、岩倉市の置かれている状況が、ほかの自治体でも実施している中で、岩倉市の特殊性を証明しないといけない。執行機関側にきちんとした答弁をする時間を与えてから議論をすべきでないか。

問 議会サイドとしても、全国市議会議長会の法制担当に状況を照会することも必要でないか。

*議長から代表者会議を開会し、副市長から明快な説明、法的根拠、人事委員会、全国市長会の法務担当の判断を仰いで改めて回答があり次第、質疑を再開する。

議長から代表者会議の結果を報告行う。

副市長の回答があり次第、質疑を継続する。

回答の内容について、わかりやすい説明、法的根拠に関する回答をしてもらう。県の人事委員会、全国市長会の法務担当の判断を仰ぎ、委員会最終日までに回答いただくこととする。

問 派遣職員等給与負担金について、県の職員派遣の状況はどのようなか。

答 来年度は都市整備課で1名該当しており、2年目の県職員派遣になります。

問 現在2名派遣されているので、福祉部に派遣されている職員は今年度末
と思う。今後、県の職員派遣はどのような形で行うのか。岩倉市はどのよ
うな対応をとるのか。

答 先般、県の説明会が開催されましたが、県の考え方は市町村からのニー
ズに対し職員を派遣しますが、課題解決につながるような派遣をしていく
ことです。派遣において具体的により一層明確にしていくものです。岩倉
市の考え方は、部長会で要望を聞き、庁議を経て派遣を実施しております。
岩倉市にとって有益な場合は引き続き要望したいと思います。

問 グループ制の問題について、導入への議論があった場合、市民から見て
市役所の窓口がどうなのかの論点であり、担当職員がいない場合の対応に
ついて、一定の対応がとられるようにということであったと思う。担当で
なくてもグループの業務を一定理解しながら窓口を訪ねた市民にできる
限り対応することが大切であると思うが、以前の係制と変更されていない
印象を受けている。平成27年度以降で、改善方法を検討したのか。

答 権限移譲、市民ニーズ、新たな行政課題への対応があるのが現状と思い
ます。グループ制の意義を尊重して実施しないといけないと思います。機
会があるときにしっかりと伝え、課長から各職員の集まる場でしっかりと伝
え、課長がリーダーシップをとることが、推進する方法であり、しっかりと
やっていきたいと思えます。

(要望) 市民が市役所に来たときにどう対応するか。課長から各グループに
伝え、他のグループの業務を理解できるよう要望する。

問 職員の休憩時間について、お昼の時間に一斉に休憩をとるが、新庁舎に
なってから、7階を含むアルコープ、地下の休憩室や外へ昼食を食べに行
っている。休憩時間の使い方は自由であるが、庁内のスペース上窮屈な印
象を受ける。休憩時間の分散化について労使に入りこむつもりはないが、
周りの商店への還元など波及効果があると思うが、考えを持っているか。

答 6時間以上勤務する場合には、職員に休憩を与えないといけません、各課や職員組合の意見を聞きながら一番よい方法を検討したいと思います。

問 平和首長会議メンバーシップ納付金について新規であると思うが、どういう理由で予算計上するのか。

答 岩倉市では、平和首長会議に市長が加盟しております。会議の開催費用は広島市、長崎市が負担していましたが、平成27年度からは加盟する都市が支えることで、1都市当たり2,000円を負担するものです。負担金は平和首長会議の各種事業に用いられると聞いています。

問 以前は、このような平和に関する予算が伴うものは計上しない方針のようであったが、今後は、方針を変更することでよいか。

答 こうした各種負担金は、支出をしていくことです。

問 以前、予算を伴うものは、加入しないようであったが、検討していないのか。

答 平和に関する会議や団体活動の負担金について、1,700のうち90%の自治体が加入しているものは積極的に加入し、それ以外のもは必要に応じて検討します。

問 本会議でも聞いたが、記念植樹委託料について、予算から見るとかなり大きな木であると思える。本会議での答弁では、被爆樹木の苗木をいただくことのようにだが、苗木は10センチ足らずだと思いが、大きい木をいただける事業もあるのか。

答 被爆樹木の苗木について、問い合わせをしたところ50から70センチの大きさであるとのこと。

問 苗木を植えるのは八剱憩いの広場に植えるようだが、あまりにも無防備すぎるのではないか。ある程度まで育つまでは、どこかで管理して育ててから植える苗木だと思うが、直接植えることで大丈夫という認識でいるのか。

答 植樹に際して、支柱を設置し、しっかりした植栽をしていくことを予定しております。その場でセレモニーを考えておりますので、今の時点では八剱憩いの広場で植樹したいと思います。

問 代表質問でも言ったように、広島、長崎の原爆だけでなく、沖縄戦、北方領土の問題も含めて戦後 70 年を考えるべきと思う。それらを含んで戦争資料展を事業内容にするべきと思うがどのようなか。

答 これまでの戦争の悲惨さを伝え、認識してもらうことであります。資料展でポスターを展示し、北方領土、沖縄について展示できるものは展示したいと思います。

(要望) 北方領土は取り組んでほしいと思います。

問 核兵器廃絶から 20 年たっているが、事業について前向きなのかどうか。

答 懸垂幕を掲示し、広報で周知をしていますが、事業は今のところ考えておりません。

(要望) 前回も全会一致で宣言した。議会としても考えたいので、当局も考えてほしい。

〈報告〉市長から部長 2 人の定年延長を取りやめ、再任用職員として採用する旨の報告があった。

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 4 企画費～目 6 財政管理費

問 秘書企画課と協働推進課の業務を分ける基本的な考え方はどのようなか。

答 秘書企画課は、企画政策グループを設置し、協働推進課には協働推進グループを設置します。市民参加条例は、市民参加の支援や地域団体の支援

が主なものになりますので、協働推進課で議論していきます。一方の自治基本条例は、公益的通報や個人情報保護条例等を内包していますので、秘書企画課で担当します。

問 自治基本条例の審議会で自治基本条例の推進事業をきちんと見ていくということで、自治基本条例を検証して、市民自治によるまちづくりに関する事項を審議する形になっているが、これまでも検証結果が出て報告されるわけであるが、検証結果の各課の取扱いがはっきりしていない。議会についても検証され、意見が付されるが、そういうところは議会に来て、審議され、結果を出し、市民等に返されるというルールが必要だと思う。ルール作りはどうなっているのか。

答 今年度も審議会は2回開催しています。今度、3月末に最後の開催をし、報告書として答申を願おうと進めています。平成25年度の審議会の意見については、平成26年度に各担当で確認し、審議会の意見に対してこのように進めていますと説明しながら1条ずつ進めています。具体的には、議会の部分であれば議会報告会のあり方はどうかということもありまして、平成26年度は協働をテーマに進めていますと説明します。今年の見解としては何度も同じ質問をされる人がいるので、ルールをつくるべきではないかとか、市民協働の立場では市民の方を司会にしてはどうかという意見がありました。3月に取りまとめて、答申の内容は議会にもお知らせしたいと思います。

問 議会に限らず他の課も含めて、これは示され、検討され、改善された内容は返されていくルール作りはきちんと整備されているのか。

答 毎年、計画という形で各課にきちんとお願いしていますので、そこは確保されていると思います。

問 明後日の3月15日に小牧市で、オープンベースがあり、ブルーインパ

ルスが飛行する。このことについて岩倉市にはどのような形で基地の方から言ってきているのか。

答 3月2日に小牧の航空自衛隊の方が来て、オープンベースでブルーインパルスが飛行するという説明がありました。飛行コース等の説明もあり、少し岩倉市の上を通るコースが大きかったので、少し配慮していただけないかという話をしました。

問 それにより、コースに変更はあったのか。

答 飛行コースの見直しされ、岩倉市の上空はコースに入っていませんでした。

問 中日新聞でサクラ、オリンピックの5輪マークやハートなどを作るという報道があった。それをやる場合には、小牧市、春日井市はかなり反対しているから飛ばない。しかし、あまり文句を言わない地区に飛ぶとのこと、北名古屋市から名古屋市方面に向かって飛ぶという話を聞き、岩倉市の上空を飛ぶことを大変危惧する。ブルーインパルスは墜落事故を起こしている。曲芸飛行、騒音問題も出てくるので、きちんと市民に対して広報広聴していかないといけないと思う。広報広聴では触れないのか。

答 3月2日に、騒音や安全性確保の問題については、課題と捉えているとのことでした。例えば、危険な科目は行わないですとか、航路も高めにし、騒音もなるべく小さくする配慮をするという説明がありました。行政課として、市で広報をする必要ないと考えています。

問 岩倉市は航空機騒音の被害が毎日ではないので、対策が採られていない。対策が採られている小牧市や春日井市は、市長が反対しているから飛ばないが、岩倉市で飛ぶというのは、理不尽ではないか。この問題について、きちんとものを言っていくべきではないか。

答 自衛隊は、かなり気を使っていますし、ブルーインパルスは復興のシン

ボルです。極力配慮して、アクロバットやハートはやると聞いています。岩倉市としても過去に大地町に墜落したということもあり、市民も大変気にかけていることを含めて、今回は岩倉市の上空は飛ばないだろうと思います。どう対応するかというのは難しいが、出てきた時には状況に応じて話をしていきたいです。

(要望) 墜落の問題でいえば、その後に岩倉市議会は基地撤去決議を上げているはずである。やはり、もう少し敏感に対応してほしい。

問 日本広報協会負担金は、去年なかったように思うが、どのようなものか説明してほしい。

答 日本広報協会負担金については、例年上げておりまして、広報広聴の最新の議論や技術に関する雑誌等を作り、研修等を行っている機関であります。毎月、送られてくる冊子をもとに勉強をさせていただき、研修があれば、参加してノウハウを得ています。

問 第4次総合計画の中間見直しするそうだが、具体的にはどの辺りの見直しなのか。

答 基本計画の改訂を主な内容にしています。

款2 総務費 項1 総務管理費 目7 財産管理費～目11 公平委員会費

問 植木剪定等業務負担金 72万9,000円を計上。これは名鉄立会いの費用だと思うが、高く感じる。積算内訳はどうなっていますか。

答 この負担金は、岩倉北小学校の南西側の市有地にある名鉄線路沿いの樹木の剪定等業務に係る負担金です。この負担金は、夜間作業が2日間行われて、その際名鉄から鉄道架線等の防護費、名鉄職員の夜間立会費用になっています。内訳は、ケーブル防護カバーの仮設と撤去に係る工事費 56万2,000円、事務費・監督費 11万2,000円、消費税その他 5万4,120円です。

問 電気自動車を買換えるものでいいのか。現在あるものを廃車して買換えるものか。

答 本年度廃車したものの買い替えです。

問 電気自動車充電器用電源追加修繕費 14 万 4,720 円計上されている。以前の答弁で今ある充電器で対応できると言っていたが、この修繕はどういう内容か。

答 充電を必要とする公用車は、交通防犯パトロール車、軽貨物の電気自動車があります。庁舎ができた時は、2 台分となっていました。来年度軽貨物を買うと 3 台目になるので、充電用施設を設けるためのものです。

問 以前の議会の答弁で PHV 車を購入時に電源の部分について追加は必要ないと言っていたが、今回の買い替えは以前にあったものの買い換えなので、交通防犯パトロール車が増えたことによって、追加修繕が必要になったのではないか。そうすると以前の議会の答弁が食い違ってくる。

答 9 月議会の PHV 車購入時に充電設備の修繕は必要ないとお答えしたと思いますが、それは、PHV 車が 2 台目だったということで既存の充電設備で賄えたという意味です。3 台目の購入に当たっては、充電設備の追加が必要です。

問 停止線や止まれの表示が消えてしまって、そのまま車が行ってしまうという市民の声もあるが、交通安全について研究はしているのか。またどのような対応になっているのか。

答 止まれの表示は江南警察署で取りまとめ、公安委員会で概ね年 2 回程補修の事業を修復実施しています。市民の方から止まれの薄い箇所の連絡があった場合、市の担当職員、嘱託職員が巡回して、薄い箇所を警察に適宜補修の依頼をしています。今年度、大口町でゾーン 30 が実施されたと聞いております。江南署管内の市町村なので、有効であれば、実施の方向で

研究、検討を進めていければと考えております。

問 停止線が薄いところを適宜と言われたが、かなりの期間放置されたままである。是非、市の職員も見回ってもらい、できるだけ早い対応を。

答 職員も見回り等でなるべく早い発見、補修の依頼の要望が行われるように努めてまいりたいと思います。27年度につきまして、県では補修に係る予算が増額されたと聞いています。今まで優先順位を決めて行われていますが、修繕の範囲が広がると思います。

問 大口町でのゾーン30を効果的か見ていきたいということだがゾーン30、イメージハンプ、トリックアートを使って、ドライバーに注意を促すことは、市から要望か、警察で決められていくのか、どのような経過で行われたか教えてほしい。

答 大口町について、どちらからかは、確認が取れていません。市から要望する場合と警察から協議される場合と二つのパターンがあります。

問 オレオレ詐欺、還付金詐欺など特殊詐欺の被害が身近なものに感じている。市としての取り組みは。

答 市の情報ほっとメール、ホームページ、広報等で啓発をするとともに、各種会議において犯罪防止の啓発を行っているところです。来年度に向けましては、電話機等に貼る振込み詐欺の注意喚起のシール配布、県警で取り組まれているいわゆるだまされた振り作戦の周知をさせていただいて、電話が掛かってきた時に犯人の電話番号や振込先の口座番号などを聞き取り、警察に連絡することによって犯罪抑止になるような啓発活動を試みたいと考えております。

(要望) 被害にあった人は全く冷静に考えられない。機会あるごとに伝えるしかない。是非啓発をもっともっとしていただきたい。積極的な対応を要望します。

問 事務管理費の中に、岩倉北小学校南西側市有地植木剪定等作業委託料と岩倉北小学校南西側市有地植木剪定等業務に係る負担金と二つ出てくるがどういう意味か。

答 岩倉北小学校南西側市有地植木剪定等作業委託料は、259万5,000円で、それに係る負担金は72万9,000円が計上されています。委託料につきましては、線路沿いの植木剪定を委託するための費用です。負担金につきましては、線路沿いということで夜間作業が伴います。夜間作業について、名鉄に防護作業や立会いをしてもらうための費用です。

問 夜間作業でやるのか。

答 そのとおりです。

問 この場所は岩倉神社の土地の部分も含まれていると思うが、岩倉神社との関係、北小学校との関係は。

答 岩倉市の土地ですので、岩倉市が剪定を行うものです。岩倉神社との関係については、剪定を行うことも話してあり了解を得ています。また、北小学校についても学校教育課を通じて話をさせてもらっています。

問 岩倉神社が借りている土地以外、日常的な管理は誰がどのように管理しているのか。

答 学校教育課と行政課で適宜行っています。

問 地元の人からは、放置されて、岩倉神社の方も高齢化してきて対応ができなくなっている。適宜で良いのか。

答 学校の敷地に隣接しているので、常に人の目に入ります。適切に管理していきたいと思います。

(意見) 是非学校側と交渉していただきたい。

問 先日、公認会計士の会に会議室を貸し出していたが、貸し出しはどのように行っているのか。

答 7階の委員会室、大会議室、会議室3・4は、庁内LANの予約システムで担当課の職員が用件、日時を入力し予約を行っています。

問 他団体に貸し出しをしている現状があるが、又貸しになっていないか。

答 市の職員しか借りられない。必ず、会議に職員が参加しています。

問 会計士の方が便宜を図ってもらっているのではないか。

答 確定申告期間中の税理士の無料相談所として開設しています。あくまで職員が管理をしています。

問 税理士会の看板を付けて使うなら、財産管理規則により減免申請をして貸し出しをするべきでないか。国税ならやらなくて良いということか。

答 税理士の無料相談コーナーは、税務署と連携して、市民の方の便宜を図っているものです。実態として確定申告の岩倉会場の一部です。

問 財産管理上、減免なしに他団体に貸し出しすることが良いのか。

答 市の職員が予約しています。一方で、行政課がノータッチでよいかということでもないと思います。予約の状況・実態を確認させていただいて、今後研究をしていきたいと思っています。

問 先週金曜日にドタバタとすごい音がしていた。スポーツ系のものにも会議室という目的の中で、その場所として使っているのかどうか。

答 先日使用していたのは、介護福祉課が所管しているスクエアステップ教室でした。来年度については、外の施設で行うということで、予約の状況と実態で注意を払っていきたいと思っています。

問 施設利用のガイドラインがないからそういうことになる。最近は準備のために、前日の半日押さえることがあるので、借りる時間のガイドラインを設けてもらい、できるだけ多くの人が会議室を利用できるようにしていただきたい。そのことについてのガイドラインの考え方は。

答 確かに、明文化された使用基準がなかった。事前準備のために前日の半日押さえるのはよろしくないと思っております。例えば、準備を5時以降にすればいいので、周知していきたいです。それ以外で、どういう形で基準を作るか、通知を行うかも含めて、研究していきたいと思えます。

問 西市の元ロマンダールの前の交差点が通学路になっている。市民から、西市南から北に渡る問題で、市に何回も言っているがなかなか対応してもらえないと言われている。横断歩道がないところを渡らないといけなくなっており大変危険ではないかと言われている。もう少し、きちんと安全対策をするべきでないか。

答 通学路については、学校教育課において通学路安全推進会議が設けられています。その中で学校から危険箇所については相談があり、また都市整備課、警察、行政課も含めた形で対応できるのであれば対応していきます。その中でまた改めて状況等を確認していきたいと考えております。

問 何年も前から問題となっているところなのに。その答弁はおかしいのでは。

答 確かに以前から要望は出ていました。できることについては、やったはずですけど、なかなか難しい所があり今の現状になっていると。危険性については承知しております。これまで出来ていなかった所、今後出来る可能性があることについては、改めて協議していきたいと考えております。
(意見) 早期に改善していただきたいと思えます。

問 西市の六差路に横断歩道の確保が認められた。工事が始まり、ガードレールが外側路に付いている。西市の南から北へまっすぐ行けない。半分くらい車が隠れてしまい、北から南への車が接触する危険性がある。交通安全対策上の協議はどのような形で行われているのか。

答 交通安全のハード的な面については、警察、都市整備が担当になります。このような話があることは、先程の会議の中で話題にしていきます。詳しいことについては、都市整備課の予算の中で聞いて欲しいと思います。
(意見) 一度現場を見ていただきたいと思います。

問 高齢者運転免許証自主返納支援費 9,000 円、その内訳は。

答 75 歳以上で警察に運転免許証を返納された方に対し、反射傘 900 円の 10 名分を計上しています。

問 周知はどのようにされているか。

答 江南警察署の交通課の窓口で返納された方に周知を行っています。申請等の窓口については、1 階の市民窓口課で記念品の申請、住民基本台帳カードを交付申請した場合には、住民基本台帳カードの減免申請手続きを行っています。

問 運転免許証を返納すると巡回バスのチケットを出している他市町の例を聞くが、い〜わ号が自主返納の費用で使えることを検討できないか。

答 現在のところ 75 歳以上の返納者にチケットをお渡しする考えはありません。もしやるとしたら公共交通会議の議題にもなります。

問 以前、交通安全の行政課と都市整備課と事故の起きやすい所の情報共有しなければならないという質問をし、していない、考えていないということであった。行政課としては、必要性を感じないのか。緊急搬送も増えている。八剣ピアゴの一本西側の道路から 155 号線に突っ込む車や自転車が

多く、事故が増えていると市民から聞く。消防と都市整備課と行政課で、事故の起きやすいところの情報共有し検討し、考えていただければと思うがいかがか。

答 消防署の緊急搬送の具体的な事例については、今年度から毎月、行政課に情報提供してもらっています。また、その中でも特に危険な箇所については、現場で確認するように対応しています。また、155号線の八剣交差点東側については、事故が多く発生し、警察と行政課でも危険な箇所であることは認識しています。現在信号の設置も視野に入れて、検討しているところです。

款2 総務費 項1 総務管理費 目12 市民相談費～目19 諸費

問 マイナンバー制度対応業務について、市民が個人番号カードを手にするまでの流れを丁寧に説明してほしい。

答 金銭的な負担として、初回交付時の費用は無料です。手間的な負担としては、必ず一度は来庁いただく必要があります。交付時来庁方式、申請時来庁方式にするかは、最良の方法を検討していきたいと考えています。交付スケジュールについては、平成27年10月中に通知カードを送付し、その際に個人番号カードの交付申請書を同封します。最短で平成28年1月から個人番号カードを発行できるようになります。

問 個人番号カードを利用するメリットは。

答 第1に個人の身分証明書になります。その他に電子申告などで利用することができます。平成29年1月マイポータルという自分専用のインターネットのサイトが利用できるようになります。自分の履歴が確認できたり、自分専用のお知らせを得られたりできるようなサイトが使えるようになると予定されております。

先程の個人番号カードの交付申請については、カード交付事業者である委託先の地方公共団体情報システム機構に送られ、そこで発行事務を行い、交付は市役所で行うこととなります。申請時に来庁された場合は、その時

にご本人確認をすることになりますので、交付は書留などでの郵送になります。また、交付時に来庁された場合は、その場でご本人確認をいたしまして手渡しさせていただきます。

問 将来、各種証明書のコンビニ交付サービスの導入の考え方は。

答 初めにいくらか費用が必要です。負担金 300 万円、現行のシステムをコンビニ交付に対応できるように改修する費用が相当掛かります。その他、コンビニに交付手数料として 1 通につき 123 円必要です。このように一定の経費が必要になりますが、一昔前に比べれば導入に係る費用は格段に下がっていますし、汎用性・利便性ともに非常に高いものになると考えられます。マイナンバー法施行後は、住民票などの発行は少なくなってくると思いますので、それらのものでどれくらいの需要があるのかを見定めながら費用対効果などを含め研究してまいります。

問 セキュリティ対策はどのようになっているか。

答 カードの中身、券面についてですが、年金番号などプライバシー性が高い情報は、カード内の IC チップに格納されたり表示されたりすることはありません。格納されているのは、電子証明書、券面に書いてある情報です。個人番号は、格納されていません。なお、住基カードと同等以上のセキュリティを保たれていると聞いていますので、セキュリティは非常に高いと考えます。

問 落としたりして、悪用されることはないのか。

答 パスワードが必要になりますので、悪用は難しいと思います。

問 顔写真が付くのか。

答 そのとおりです。

問 住民への周知・説明を丁寧にやっていただきたい。どのような周知方法を考えているのか。

答 広報、ホームページでの周知を考えています。その他は検討中です。また、国のコールセンターが平成26年10月から開設されています。テレビのCMも開始されています。新聞雑誌への掲載、折り込み広告などでも政府広報が実施されます。個人番号カードについてもコールセンターが設置されています。

問 マイナンバー制度については、国の法律が決まり、順次進められている。本来なら国の負担でやるべきであるが、自治体の負担も一定ある。市長会等で要望を出しているということであるが、引き続き意見を上げていってほしいがどうか。

答 市長会や県・市の懇談会等でも要望はしています。あまりに要望し過ぎて、総務省から適正に判断していると通知がきています。システム改修への補助率は、基幹となる住基系、10分の10と福祉、国保などのサブシステム3分の2で適切に積算している。その他経費は、交付税に算入し、マイナンバー制度に直接起因しないシステム改修は、対象外であるとの内容であります。

来年度以降も、引き続き機会があれば要望はしていきたいと思っています。

問 セキュリティの問題で、悪意ある人物が情報漏えいすることがないようにする物理的な対策、なりすましに対する対策が国から示されているのか。

答 悪意ある人物が情報をまとめて漏えいすることができるかということですが、情報は、まとめてどこかに全てあるというものではありません。一括して管理しているデータベースがないので、何万人もの情報を一気に抜き取ることはできないと思います。

なりすましについては、交付時に必ずご本人に一度は市役所にお越しい

ただくという点で、韓国やアメリカとは違うところと言われています。カード発行時における厳密な本人確認をすることで、なりすましでの交付は難しい。紛失した場合のなりすましは、顔写真が付いていて、本人と写真を見比べれば分かりますし、申請等にはパスワードが必要ですので難しいと思います。

(意見) マイナンバー制度のねらいは、個人の情報を一括管理することだと思う。今までとは全然違う制度であり、これまで以上のセキュリティ対策が必要になってくると考えています。実態としてどういう形になってくるか、まだ分からない状態。引き続き注視していきたい。

問 非常用電源の確保の問題。全国的に非常用電源の確保でいろいろな取り組みがされている。東京都板橋区では、医療用電源ステーションを区内全ての健康ステーションに設置し運用している。カセットボンベを燃料としたガス発電機は、手軽で、一台 30 時間くらいの連続使用が可能。また、太陽光と水から電気と温水を作るシステムが開発されている。非常用電源の確保の問題について、どのような検討・研究がされているのか。

答 発電機は 5 つの小学校の備蓄倉庫にあります。それ以外にも防災コミュニティセンターにも配置しています。バルーン型投光機にも発電機が付いているので使い方によっては利用することもあるのではないかと考えています。

燃料については平成 26 年度、各小学校に発電機に使えるガソリンを 20 リットルずつ配布しました。ガソリンは劣化しますので、保管期間終了後は公用車などでローリングして使用していく方策です。

板橋区の事例は、手軽さという部分で非常に有用と考えます。

発電にはいろいろな熱源がありますので、カセットボンベや太陽光を使ったものを今後は検討していきます。カセットボンベ 2 個で 2 時間程度使用が可能です。手軽さはあるが、長期間使用するという場合、ボンベがたくさん必要になり、利用目的によって使い分けが必要になると思います。適

切な場所に適切な配慮をしていく計画を今後は検討していきたいと考えています。

(意見) 是非、研究を進めていっていただきたい。それと、PHV車の活用もさらに研究をしていただきたい。

問 福祉避難所の防災備品の整備が進められていくが、協定については、二つの医療法人、社会福祉法人と協定を結び、30人の避難ということになっていますが、協定の見直しが必要になってくると思う。さらに、市内の他の医療法人・社会福祉法人との協定の締結が必要になってくると思うがどうか。

答 福祉避難所については、災害対策基本法の改正に伴い拡充を図っていますが、受け入れ態勢側の問題もありますので、実現可能なのかアンテナを高くし、お話しをさせていただき、可能であれば、進めていく考えであります。

一期一会荘では、特別養護老人ホームを建設中です。また、羊蹄会でも、老人保健施設の建設が予定されています。建物完成予定に合わせ、協定に基づく受け入れ各30名ずつについては拡大の方向で協議をしたいと思っています。

問 備蓄用でアルファ米、ミネラルウォーターなどがあるが、これは期限が切れたものの買い替えか。それとも増やすのか。

答 期限が切れたものの買い替えです。

問 地域防災計画に基づく食材の備蓄は増やすべきではないか。

答 近隣市町なども備蓄方針の検討を行っていると聞いています。家庭用食料の備蓄については3日分から7日分に増やしていただくようお願いしています。例えば、市の食料備蓄を1日分から3日分に増やすと3倍になります。食料の管理する場所、配布など体制全般の見直しが必要になります。

す。この問題についてはどの自治体も苦慮しています。現在1日分を増やしていく方針は持っていませんが、現在の備蓄の状況や非常の備えを具体的にお示しして各家庭での適切な食料の備蓄などを啓発しているのが現状です。

自主防災会での対応については、平成27年度に補助金要綱を改正し、食料・水についても補助の対象に加える予定です。

問 国の国民に対する呼びかけでは、1週間分を備蓄してくださいというのが明記されている。市の広報での1週間分を備蓄してくださいという呼びかけが見受けられないが。どのようにやっていくのか。

答 ミネラルウォーターで言えば、飲料用・食料用で一人一日3リットル必要、例えば4人家族だと1日12リットル、7日分だと100キロ近く備蓄しなければならない。そのままをお伝えしても、なかなか受け入れてもらえない。「おおよその目安で一週間分です。飲むとしたら3リットルでこんなに必要ですが、できる範囲でやってください。」と自主防災会などで話をしています。広報でもこのようなことをお知らせしていきたいと思っています。

問 一般家庭では、保存が効く食品があり、それを含めて1週間分というような呼びかけが必要ではないのか。

答 そのとおりだと思います。備蓄の食料で災害用に特化したものを持ってくださいというのも難しい。保存が効くレトルト食品とかをローリングしてという話はしています。また、来年度地震対策基礎調査を予定しており、防災マップ等の啓発資料を配る計画があり、その中でも家庭内の備えの部分には、可能な限り分かりやすく載せていきたいと思っています。

問 粉ミルクの配布の仕方は。

答 避難所に見える方。避難所をベースとして食料の供給を受ける方に配布

することを考えています。

問 粉ミルクをどうやって使うのか頭に入っていない。粉ミルクを買うなら、もう少しソフト面の研究も進めていただきたい。

答 ご指摘のとおり、イメージできてない部分もあります。詳細について、想定ができていない部分もありますので、総合防災訓練や合同防災訓練の時に、具体的なシュミレーションをしながら、訓練を行っていきたいと思います。

(要望) B C Pの中で、保健師が地域を回ることになる。乳児のいる人達に対してアドバイスして、民生委員さんも協力しミルクの飲ませ方などを研究していく。ぜひ検討していただきたい。

問 非常配備用食糧は職員用か。どのような形の場合の配布か。

答 非常配備職員用で300円を70人分計上しました。26年度の実績で台風、ゲリラ豪雨時に20人から30人を召集しているので、だいたい2、30人の2回から3回分の食料を想定しています。非常配備の時間が長期にわたる場合は食料と飲み物を配布します。

問 医薬材料の備蓄。軟膏だけが出ているが。備蓄の方針は。

答 現存で、救急セット50人用が12箱あります。そのセットの中の薬の使用期限が切れたら買い替えます。

問 水位カメラばかり見ている、ゲリラ豪雨の対応が薄くなっている。一宮土木事務所の河川管理の担当と連携をとっていくことで水害予防をうまくできるのではないかと。どのように考えているのか。

答 危機管理課の職員が雨の状況を記録し、10分当たりの雨がどれくらい降れば、どのような水位になるかというデータの蓄積をしています。一宮土木事務所が管理している雨量と水位のデータは観測地点が少ないと感

じています。将来的には気象庁の発表するデータだけではなく、民間等で気象情報をニュースとして提供しているサービスを検討していくことも考えています。

問 新川流域の警報アラームについて、広報に載せるという答弁があったように思うがどうか。

答 昨年10月1日号の広報で、大雨や洪水の時に役立つ防災情報として、みずから守る防災情報メールサービス（登録型）と愛知県川の防災情報につきましては、市民周知を図りました。

問 個人番号カードには12桁の番号が付されるが、住基カード番号か、新たな番号か。

答 新たな番号です。

問 その12桁の番号は国が決めるのか、市が決めるのか。

答 個人番号は、住基番号を元に、あるシステムで生成される番号です。その番号をシステムで作るのは、カード発行業務を委託している地方公共団体情報システム機構になります。

問 顔写真はどのように取り入れるのか。

答 システムで写真を送るなど、検討されているところです。

問 一回は市役所に来るのか。

答 必ず一回は来ていただくことになります。

問 条例を作らないと実行できない部分もあると思うが、市の条例なしで進むのか。

答 申請交付については、法定受託事務であるので条例は制定しません。

問 今年度の保健推進員の活動で、栄養士を中心に災害時、家庭にある乾物でどのように知恵を使って料理していくかという取り組みがありました。そういう情報を危機管理課も共有しているのか。

答 そのような情報は入っていません。今後は情報共有できるように努力していきたいと思います。

款 2 総務費 項 2 徴税费

問 徴收费に関連して、税の徴収はさまざまな方法で行い、コンビニ収納が増えてきている。さらに、今までも提案してきたスマートフォン収納のモバイルバンキングを経由して支払いができるモバイルレジについては、どのような研究、検討がされているのか。

答 9月議会で質問を受けてから、継続して調査、研究しています。モバイルレジの導入経費は比較的少なくすむということが分かりました。しかし、導入ということになると現行のコンビニ収納の代行業者を変更する必要があるので、手数料が変わります。他にも影響があるかどうかを検討していきます。

(要望) その後もかなりのところでシステムを利用しての市税納付が進められていると思うため、ぜひ検討してほしい。もし、導入経費が可能な範囲ならば、お願いしたい。

款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費～項 7 災害救助費

問 最近の新聞の情報を見ると町の魅力を発信ということで、ご当地婚姻届を実施している自治体が少し増えている。熊本県や縁結びで有名な日光等でイラストをあしらった自治体独特の婚姻届を作っている。若い人に岩倉市に住んでもらうための一助になるのではないかと思い、提案する。ご当地婚姻届についてどう考えているのか。

答 届出用紙については、窓口グループでも研究等をしています。届出様式はA3用紙またはA4用紙で、一定の書式を満たせばどこでも提出できます。婚姻届は提出してしまうと本人の手元に残らないので、届出人に分か

りやすいように説明書きを加えて作成しています。今後も観光PRや移住関係の担当部署と連携して協力しながら、届出用紙について、どのようなものがよいか研究していきたいと思います。

問 今、岩倉市の市民窓口では、外国人に対応するための通訳等のさまざまな対応がなされているが、全国的には指差しボードを作成し、耳の不自由な人や外国人と意思疎通を図っているところがある。例えば、福井市では、A3サイズのものに税金の届出などの目的の確認、名前・住所・電話番号の本人確認、はい・いいえ・分かりませんなどの意思表示、運転免許証や印鑑などの持ち物確認といった24項目の表記をし、指差して順々に説明をしていく取組を行っている。今の岩倉市のやり方が、有効であればよいが、このような取組についてはどうか。

答 関係部署と連携をとって研究していきたいと思います。

問 統計調査費に出てくるマンション等調査委託というのはどういうものなのか。

答 今年の10月に国政調査がありまして、今回初めてマンション等委託料ということで、国の制度でできるようになりました。こちらの調査環境でオートロックマンションが増え、調査員が世帯の方と会いづらいため、マンションの管理会社に調査を委託できるようになります。その調査のために計上しました。

問 住宅地図複製使用料で、これは何件くらい複製できるのか。

答 前回の国政調査でも住宅地図の委託料を含めさせてもらいましたが、今回は調査員に調査区要図を渡して、それに基づいて調査を実施します。ゼンリンから住宅地図のデータを借りて、調査区ごとに張り付けて、調査を実施するので、予算計上しています。

問 地図データをもらい、4万円で自由に使えるということか。

答 そのとおりです。

問 各課で住宅地図は使うと思うが、こんな便利なものがあるならば、経費削減はできるのではないか。

答 現在でも、防犯灯の管理や投票所の掲示板では活用しております。庁内開発のシステムを用いたもので、規定のライセンスの中で活用しています。

問 活用しているわりには、まだ買った住宅地図を使っていることが多いと思う。全庁的に、そういう活用できるように通達は出しているのか。

答 導入する際は、関係職員が集まったところでどの業務で使っていこうという話し合いは持ちました。それぞれ道路台帳や税の方のシステムは開発されたシステムを使っています。簡易なシステムについては組織も変わるので改めて周知し、活用を検討していきたいと考えています。

款3 民生費 項1 社会福祉費 目1 社会福祉総務費～目4 老人憩の家総務費

問 目3 老人福祉費の事務管理費の中の老人クラブ補助金で、前年度と比較してみると対象者数が4,000人であったが、3,700人に減少している。現在の老人クラブの加入者の数はどのくらいか。また、なぜ減少したのか。

答 高齢者の個々の生活環境の変化によって、老人クラブに入会する人が年々少なくなっています。クラブ員は、平成25年は3,681人、平成26年は3,456人、平成27年の入会予定は3,227人で、毎年6%から7%の会員が減少しています。特に、泉町ゆうわ会は27年度から活動を中止すると聞いています。理由としては、新しい会長のなり手がいないとのこと。27年3月1日に入会対象者数が60歳以上で1万4,280人、そのうち3,227人が入会するというので、加入率は22.6%になります。加入率が高いところで野寄のゆうわ会78%、門前のゆうわ会47%、中野と南新町のゆうわ会43%、加入率の低いゆうわ会としては下本町のゆうわ会で8%、

川井町が6%、下本西のゆうわ会が5%になっています。老人クラブの事業内容も時代に沿って変化しています。また、年々会員数が減っていることも幹部や役員は理解しています。今後、どのように老人クラブを維持、継続していくのかは常にみなさん考えてはいますが、考えているだけで、入会希望者がなければ、率は上がらないのでみなさん悩んでいます。会員数を増やすために積極的に市や県等の行事に参加して、PRしています。

(意見) 一人暮らしの人などは、なかなか老人クラブに足が向かないが、一度入り、行事に参加してみると楽しいものであると感じる人は継続される。実態は60歳から加入は現実的ではなく、大体は65歳から上の方がクラブの構成員になる。だから、60歳になったからどうぞというのは毛嫌いされるだけなので、あんばいをみながらやっていかなければならない。昨日あった神野町のゆうわ会の総会の議論の中で出た。もっとクラブを魅力あるものにしなければならぬが、すぐに具体的なものは出にくい。アイデアがあり、それをみんなでやろうとしても、止まってしまふ。ここで、一つの事例だが、中本町では味歳会を月に一度開催している。大体1時間半くらいで、参加者は一回100円のお茶菓子代を支払う。会の初めに、大きな声を出すために、ぐんどこを行う。例えば、高村光太郎の詩をみんなで読み上げていき、市の職員や講師が現在課題になっているものについての講話してもらう。その後、お茶菓子をつまみながら、交流を行う。大体40人から50人ぐらいの人がいる。中には、一人暮らしで、外に出づらい人も誘い合って来る。そのような会を毎月できるというのは、運営を区の有志が行っている。仕組みづくりを市が押しつけがましく行うのではなく、他の地区ではそういうことをやっていますよと知らせ、自分たちにもできると思わせるような仕組みづくりが必要ではないかと思う。促進策はすぐに出るものではないが、クラブは楽しく、魅力的なものだと感じてもらうことが大事であると思う。

問 国民健康保険特別会計繰出金に関連して、先日行われたiリーグで市民

窓口課保険医療グループが後期高齢者医療制度や福祉医療等について分かりやすくする工夫をしたとのことだが、改善結果の声は聞いているか。

答 分かりやすくなったという声は直接聞いていませんが、現場の職員の話をお聞きすると通知に対する問い合わせが減ったという実感を持っているとのことでした。国民健康保険のお知らせをまとめた国保のしおりというリーフレットは1月から配布しています。

問 臨時給付金支給事業について、子育て世帯臨時給付金支給事業も合わせて聞くが、平成26年度については窓口を市役所の3階に設置して、受付をするということで行っていた。また、申請書など送る業務については委託されたが、来年度も同じような形で進めていくのか。

答 平成26年度については、申請書等を送付するノウハウが分からなかったため、専門的な委託業者をお願いをしました。ノウハウ等は分かりましたので、平成27年度については対象者を限定し、対象者宛に文書を直営で送りたいと考えています。

答 今年度は、3階で行いましたが、平成27年度は生活保護グループが移動しますので、臨時福祉給付金については2階で行っていきたいと思います。

問 申請書を印字、封入の業務は委託になっているが、直営で市の職員が行っていくのか。

答 そのあたりについては、まだ確定はしていませんが、委託を前提に考えています。J I Pに委託していますが、前の会社とは違いまして、封入等もやれるということで、J I Pを予定しています。しかし、まだ未確定な部分があります。

問 老人福祉費の関係で、高齢者地域見守り事業について2つの点で聞きたい。高齢者地域見守り事業は岩倉団地でモデル的に行い、何年経つ。それ

で毎年、これくらいの時期に見守り体制の見直しや見守られる側の名簿の整理等を行われ、市の職員にも協力してもらい感謝している。その中で、お聞きしたい。一対一で見守る人がいて、毎日声をかけなければいけないというようにすごく重い見守りをする人がいる。しかし、その一方で、5、6人の見守る人がいて、気が付いたときに夜、電気がついているか、洗濯物が干しっぱなしになっていないかの見守りをしている。その他、郵便ポストに郵便物が溜まっていないかなど見守りが何層にも重なっている。その辺で、マニュアルの整理が行われようとしているので、アドバイスしてほしい。見守りのネットを幾重にも重ねることで、見守りの人の負担にもならないように行ってほしいが、市の考えはどうか。また、民生委員と見守る人との連携、民生委員が把握した情報を伝達、徹底することは大切だと思うが、考え方はどうか。

答 見守りをされる人の中には、一対一で手厚くされる人と明かりや郵便物を見るなど見守りの仕方に差があるようです。今後は、見守られる人と民生委員や地域包括支援センターの人達が、同じような情報を共有し、見守りの仕方もお互いに意見を出し合いながら、どういう形の見守りがよいかの情報交換していくことがよいと思います。そのあたりは、社会福祉協議会や地域包括支援センター、市も一緒に入りながら調整していきたいと思います。

問 引き続き、市との連絡も取りながら進めていきたいと思います。なかなか民生委員の考え方だとか見守り隊の考え方が少しちぐはぐする場面があったので、その辺がスムーズにボランティア活動として有効に活用できるように協力をお願いしたい。見守りの関係の研修会出席者負担金で、認知症サポート医養成の研修費用が含まれている。2人の人に認知症サポート医の資格を取ってもらうということだが、認知症サポート医を養成した後に、どのような配置になるのか。

答 認知症サポート医というのは、認知症に係る地域医療体制構築の中核を

担う医者で、都道府県が主体となり、独立行政法人国立長寿医療センターに委託して、実施される研修を受講し、修了証を交付された人です。認知症サポート医の役割としては、かかりつけ医等の認知症診断に係る相談アドバイザーや他の認知症サポート医との連携構築、他に医師会、地域包括支援センターとの連携作りへの協力、県、地域自治体のかかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の立案及び講師ということが募集要項にもあります。市としても認知症が原因で介護を必要とされる人が多くいるので、認知症サポート医養成講座を支援することで、医療と介護の連携のきっかけになるように始めていきたいと思えます。平成30年度には、今国から示されています認知症初期集中支援チームの設置を求められているので、そこでも中核的な役割を果たしてほしいと思っています。

問 研修の内容や目的は分かったが、研修を終えた後、サポート医は普段は自らの医療活動を行い、何かあった時にいろいろ仰がなければならない。今後、どのような形で資格を有効に活かしていくのかが分かりにくい。市で会議等があった場合にはアドバイザーとして参加してもらおうとか、問題が起こった際に地域包括支援センターに来てもらい、会議に入ってもらおう形になると思う。その場合に報奨費を支払うのか、具体的なところが分かれば、考えを聞きたい。

答 報奨費についてですが、正式な会議等を開催し、委員にその先生も入ってもらった場合には必要になると考えています。ただ、少し電話等で相談する場合もあると思えます。研修で得られた知識を専門職に教えていただくなど勉強会にも一緒に参加してほしいと思えます。来年度以降、先生とも調整していきたいと思えます。

問 どの人が認知症サポート医になってもらうかの医師会との話し合いはどのような状況か。

答 医師会へは会長、副会長に話を通しまして、新年度予算に計上したいと事前に相談はしました。新年度に入りましたら、正式に推薦いただけるようになっていきます。

問 みのりの里の建設借入金の償還金を毎年もらっているが、あと何年くらい償還があるのか。

答 償還金については、平成27年度が14回目で最後になります。

問 社会総務費の災害見舞金についての支出の根拠条例は何になるのか。

答 今年度、行政課から介護福祉課になりました。災害見舞金をお支払することになり、支払いの根拠は要綱を整備し、要綱でもって内容を判断します。

問 要綱の内容について簡単に説明してほしい。火災と自然災害が入っている。

答 全壊、家の流出や埋没、火災の場合は一世帯につき5万円になります。半壊、半流出、半焼失の場合には一世帯につき3万円になります。それから、水害により床上浸水の場合には1万円になります。

問 地震は、要綱に含まれていないのか。

答 災害救助法を適用するような大規模な地震災害は総務費の中の災害救助費になると思います。

問 本来ならば、条例主義でやるべきであると思う。条例で定めるものや要綱で定めるものがあり、アンバランスであると思う。大規模災害の見舞金とさっきの最後の方に出てきたものも頭だしで1,000円ぐらいで出ていると思うが、その性格とは全く違うものということで、以前、日本赤十字社の関係もあって、違うものであると説明があったが、整備はどのよう

な形になっているのか。

答 総務費の災害救助費については災害救助法の適用となるものになります。それ以外の適用にならないものについては、整備しまして見舞金的なものについてはこの中でお支払することになっています。

問 以前から、どっちなのかという議論がされてきている。災害扶助費に出てくる見舞金は市長が出す見舞金の位置づけであった。今の災害救助法で言えば、国の法律に基づいて出すものという認識であるが、その辺をもっと整備しなければならないと思う。災害弔意金の支給ということで、市が出すものである。ここでは本来、災害救助法に係る全壊家屋の問題等も出てきているので、今の答弁では納得できない。その辺の整理はどうするのか。

答 今のご質問は少し前にご指摘を受けて、いろいろ研究しました。災害救助法に基づくものについては市から弔意金が出ますが、国の予算が市に回ってきて、それを支出します。併せて、市の見舞金的なものについてもこれまでは秘書課でお見舞金を出していたり、消防のほうでも火災時の一時避難施設として災害の持っていたりとバラバラでしたので、今回整理して、市の単独の見舞金的なものについては介護福祉課で一本化していくということです。なお、問題があれば引き続き研究したいと思います。

問 地震災害の場合は含まないのか。

答 想定の問題ですが、地震で家が壊れるものは他の風水害の災害と比較すると、広範囲に及ぶことが想定されますので、現在の見舞金には含まないです。

問 火災について、自己火災の部分は見舞金を出すのが、地震災害の時に起きた時には出ないということか。

答 地震災害で火災にまで発展したとなると大きな災害になりますので、その時の災害救助法の適用がどの範囲で及ぶかということも関係してくると思っています。とりあえずは、大規模な災害を想定した見舞金ではないです。

款3 民生費 項1 社会福祉費 目5 後期高齢者福祉医療費～目8 子ども発達支援施設費

問 後期高齢者福祉医療費について、3月15日号の広報で今回の後期高齢者福祉医療費はこれまでとは違う取扱いをし、厳密に適用していくという広報がされていた。以前、厚生・文教常任委員会協議会でも説明を受け、質問したが、広報を見ると税法上の被扶養者になっている一人暮らしの高齢者は該当しないとあった。また、施設入所されている人を対象外とするというのが分かりにくい広報になっていたが、考え方は以前と同じか。

答 以前の説明と同様です。介護福祉課で一人暮らし認定を受けられた人について、非課税世帯であり、税の扶養になっていない人は助成します。

問 介護福祉課の一人暮らし認定は、実際のおよそ3分の1しか認定されていないのではないかと。一人暮らしに該当する人は潜在的に多いと思う。ただ、一人暮らしでも全く医療機関にかからず、必要ないと思っている人もいるかもしれない。きちんと周知されたら増えると思うので、周知についてどう考えているのか。

答 周知については毎年、年2回福祉医療の助成ということで一人暮らしの人も含めて周知をしています。今後も広報とホームページで周知していきたいと思います。

問 対象となっているが、知らなくて医療費を払い続けている人がいると思う。その辺を頭に入れながら、運営を進めてほしい。施設入所した人は、一人で暮らしているわけではないので、一人暮らしにはならないと思う。しかし、厚生・文教常任委員会協議会で言ったが、そういう人は介護の負

担も発生し、さらに介護施設から医療機関を受診する場合には医療費の負担も必要になり、二重の負担になる。厳密にするにしても、少し酷である思いが残る。そういう点について再度考えを聞きたい。

答 介護と医療の費用負担が発生した場合、高額医療と高額介護の合算制度があります。それによって、1年間の医療費と介護サービス費とを合算して年間で非課税で所得のない場合19万円を超えた場合は支給されるという制度で、負担の軽減を図っています。

問 高齢者の人がこういう制度について、きちんと申請をしなければならないので、その辺をつかまれているかということが問題だと思います。いずれにしても、できる限りの周知と対象になると予想される人に積極的に声をかける等の対応をしてほしい。

答 周知については、関連する介護福祉課とも連携して進めています。高額介護合算については対象になった人に個別に通知しています。

問 障害者の医療費助成に関連して難病の人の医療費助成について、今年1月から難病の医療費助成制度が変更になった。市民に関わるところでいうと新規申請する人に対する周知の問題があると思う。難病に該当する病気が拡大されていくことになり、自分が該当するかどうか知らない人がたくさんいる。そういう人に対する周知をどのようにするのか。保健所が中心になると思うが、岩倉市としてもそれなりの対応をしてもらいたい。また、制度の変更によって低所得の重症の人で今まで無料だった人が有料になることがあるということで、市独自に無料にする制度を作る考えを再度問う。

答 約300疾患に拡大されますが、新しく対象となる人については医療機関を通じてという形になりますので、そのあたりの周知についてはかかっている病院で周知されると理解しています。市独自の助成については、対象の疾患が増えるということで、広く浅くの制度に変わると理解しています

が、どのくらいの負担が増えるのかは分かりません。状況を見て、必要があれば検討したいと思います。

問 地域自殺対策事業について、先日市民から会うたびに連れ合いを亡くした人が自分も死にたいとずっと思いメンタルにかかる寸前で、家に籠っているのはダメと言われ続けても、ずっと籠っている状況であったと聞いて、同じ立場の人がいれば、気持ちが分かり受け止めることができると思うので、市で場所を作れないか。

答 私も話は聞きました。もしかしたら、社会福祉協議会で行っているボランティアの慶弔に該当するのではないかと考え、話をしましたが、少し違うということでした。相談できるフランクな場所があって、体験者と一緒に話をしたいということでした。これについてはどのような形がよいかと思っていますが、これまでの居場所とは少し違う事業になると考えます。広報でやることを掲載し、様子を見ようという話になっています。継続的にやることが重要な事業であると思っていますが、新しい分野なので市で設定していきたいと話を進めています。

問 予算の立て方が前年度と違うところがあるので、考え方を聞きたい。

150 ページの障害者医療費の障害者医療支給事業の節 12 役務費で、前年度は委託料で組んであったが、それ以外にも子ども医療費や母子家庭等の医療費支給事業審査支払、予防接種事業の審査支払も前年度と違う。委託料になっていたものが、手数料で予算計上してある。

答 審査支払手数料については、愛知県国民健康保険団体連合会において医療費等の請求について、その内容を審査した手数料ということで支払をするものです。手数料の額は愛知県国民健康保険団体連合会審査支払事務手数料規則で定められています。審査支払手数料の支払科目についての近隣の状況は、犬山市、江南市、小牧市では手数料から支払われています。岩倉市では、福祉医療については委託料で支払っていました。健康課の養育

医療は委託料から、介護福祉課の介護保険については手数料から、介護福祉課の自立支援については委託料から支払っていました。平成 27 年度の予算からは、同じ愛知県国民健康保険団体連合会への審査支払手数料であるということから手数料からの支払いとしました。

問 全庁的に同一の取扱いをしたということによいか。

答 全庁的に同一の取扱いとしました。

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 9 ふれあいセンター運営費～目 1 1 多世代交流センター費

問 ふれあいセンター運営費について、ふれあいセンターの備品に傷みがあると思う。以前にも 2 階にある円卓のところで背もたれが下がってしまうと言ったが、3 階の机も天板の傷がひどく、イスも傷んでいる。こういう点について点検はしているのか。

答 ふれあいセンターのイスの件については社会福祉協議会に確認しましたら、ネジが外れていましたので修理しました。それ以外のところで点検はしていますので、ガタがきている机は随時取り替えるようにしています。

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

問 児童遊園施設管理費の借地料について、市全体にわたることだが、借地単価が変更されると思うが、坪あたりの単価について聞きたい。

答 借地料については 3 年に 1 度見直しがされます。見直しにあたり、平成 26 年度に不動産鑑定士に借地料の算出を依頼しましたところ坪あたり月額 208 円の算出結果が出ました。児童遊園を始めとして市全体の借地について単価改訂を行います。なお、この単価については市有地を貸付ける場合、または市が借り受ける場合、所在に関係なく同一の単価となっています。平成 24 年度から平成 26 年度までは坪あたり 193 円であるので、価格は 15 円の増、パーセントで言うと 8 % となります。

問 送迎保育ステーションについて、若い人からの便利になったという声や年配の方からの子どもは物じゃあるまいしという声がある。県下で初めての事業であり、注目されているので、子どもの安全に細心の注意を払っていかないといけないと思う。朝の子どもは慣れる前は母親が保育士にきちんと託す時でも離れるのに泣く子がいる。子どもによって3日で慣れる子もいれば、3週間、3カ月かかる子どももいる。それについてはどうか。また、新聞で初めて知る保育士がたくさんいた。保育に関わる新しい事業は現場の保育士に新聞に載る前に説明すべきではないか。

答 朝の送りの時の子どもが泣くのではという話は、他市の事例を見ると母親がバスを見送らない等の配慮がされていますので、そのような点に留意しながら行いたいと思います。保育士に伝わっていなかったことについては、予算が伴うことであり、就労条件が大きく変わることはないため、事前に知らせることはしていませんでした。

問 保育送迎ステーションについて、乗り降りの際に、不審者や子どもが急に走りだす等非常に危険が多いと思う。駅前ということで道路も狭く、交通量あるため、施設内での乗り降りになるかと思うが、現段階でバスに乗降する場所はどのように想定しているのか。

答 施設自体は、駅東の賃貸マンションの一階部分にできます。建物部分の前面になるか背面になるかは未定です。送迎にあたり、必ず保育士が付き添いを行うなど配慮は十分しながら行っていかなければならないと思っています。

問 冒頭に福祉部長から認可外保育所の市外の問題について説明があったが、いわゆる00歳の問題で岩倉市ではやっていない保育について認めたとあった。以前は岩倉市は預けることを前提に、預けられないから他の認可外保育所に預けることを認めますと認識していたが、00歳からもやるという要綱になっているのか。

答 保育園の年齢は4月1日現在を基準とするので、4月以降に生まれた子どもは0歳になっていないので、00歳と一般的に言われます。実際公立保育所で受け入れているのかどうかで言いますと受け入れていない方が多いと思っています。保育園の中で事故が多いのは0歳でありますので、それよりも前の子どもを預かるというのは現在の0歳児保育よりも手厚い保育士の配置が必要です。平成21年度の認可外で補助した場合はそういう子どもでありましたので、本来は公立保育園には入れない子どもでしたが、市外の認可外保育施設で受け入れが可能でしたので、保護者の希望を優先して支出したということであります。したがって、認可外の補助金についてはそのような考え方に立って執行したいと思いますが、保育園で0歳を受け入れるかどうかは引き続き検討が必要だと思っています。

問 4月以降に生まれた子どもで2カ月の産休明けで大変困っている人は多いので、朗報であると思う。00歳は市外のところで認可外をやっているところは多いので、働いている母親にもっと宣伝するべきではないか。

答 これまでも方針として述べてきましたように認可保育所でお預かりすることを基本としています。認可外で00歳に入るときは補助を出すことを積極的にPRするのは、ある程度行政責任を伴うと思います。したがって、そこまでは支援体制が整っていませんので、積極的なPRは難しいと思います。

問 認可外保育所の問題では、県が認可外だけお墨付きを出しているようなところがある。そういうところについては市に対して産休明けで預かってほしいという声があれば対応していくことができるのではないか。どうしてもというときにはやるべきではないのかと思うが、できないのか。

答 認可外保育を開設するという届出を県に出して、認可までは基準を満たしていないが一定の基準レベルにある時には、県から証明書が出るということです。どこかで認可保育所の基準を満たしていないので、積極的に受

け入れを推進していくのは避けたいと思っています。

問 来たらやるという程度はやるのか。

答 基本に沿ってやるということですので、保育園の入園申請を出してもらった上で、認可外にまわってもらう場合にはケースごとで判断することになると思います。

問 私が聞いているのは、00歳の問題だが、00歳は違うのではないのか。要望があった場合にはできないのか。

答 00歳の補助を出したのは1件だけですが、前例もありますので補助金についての相談があった場合には受け付けていきたいと思っています。

問 新年度から子ども・子育て支援新制度が始まるため、変更になる部分が多く、担当部署は大変だと思う。これまでも公立保育園について責任を持って運営してきたと思うが、今後は認定こども園や私立の関係にも目配りをして進めていかなければならない。食物アレルギーや誤飲食事故が愛知県内での6割の保育所で発生という新聞記事を目にした。施設内での事故等についてどのように考えたらよいのかと思う。特に、認定こども園への食物アレルギーや誤飲食事故に対する市側の指導はどのようになるのか。同じような問題で園児の避難訓練等の指導、配慮はどう進めていくのか。

答 民間の保育園や認定こども園への指導は、市が特定教育・保育施設の確認権限を持っていますので、市が指導・監督していくことになっています。食物アレルギー等については市の方で蓄えたノウハウを伝えながら、指導・相談も行っていきたいと思っています。避難訓練については確認基準の条例で避難訓練を行っていくとうたっています。また、それぞれの施設の運営規程の中で規定いくこととなります。

問 平成28年度から改正される小規模保育事業所や送迎保育ステーションも含めて、交通量等が心配であるので、指導をしてほしい。また、来年度

になると思うので、注視しながら1年間準備してほしい。

答 小規模保育事業所については、認可権限が市になるので、しっかり指導・確認等をしていきたいと思います。一方、送迎保育ステーションについては保育施設ではないので、子どもを安全にお預かりして、受け渡しをすることになると思います。

款3 民生費 項3 生活保護費

問 昨年から生活保護の問題がマスコミにもクローズアップされて、いろんなことが明らかになっていると思うが、不正なものもあれば、本当に必要な人が増えていると思う。生活保護受給者が亡くなった場合に、遺留品、遺留金品は多額に自治体で保管されているという記事を見たが、岩倉市ではどのような取扱いをしているのか。

答 生活保護者が亡くなられた場合には、ある程度の遺留金品があります。銀行に入っている分は仕方ないですが、家にあった小銭やお札については葬祭費にまわしています。葬祭費で使う分以外は親族に返しています。

問 葬祭費にまわす手続は何に基づいているのか。法的に問題ない取扱いなのか。

答 生活保護法の運用基準で認められているので、そのようにしています。

款4 衛生費 項1 保健衛生費

問 保健費の事務管理費のうち、昨年と比較してみると節12 役務費に保健推進員等傷害保険料が計上されていたが、27年度は他に移したのか。それとも、なくしたのか。

答 平成26年度までは社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入してきましたが、この保険が26年度に加入する際に、保健推進員の地域で行う活動については見直しを考えてほしいとのことだったので、来年度加入する保険を検討していたところ、市が加入している全国市長会の市民総合

保険で対応ができると確認されたので、予算計上しませんでした。

問 市民からの宿題をもらったので、健康増進事業に関連して聞きたい。昨年からはじめたいわくら健康マイレージ事業について、40代の人だが、自分の健康予防を含めて、西市町にある女性専門のフィットネスのカーブスに通っている。そう安くはない会費であるそうだが、自分はこれだけ努力し、介護保険料も支払っているが、自分には何の特典もないと言っていた。健康予防にはつながっているのよいいことだと思うが、自己投資をしている人も励みになるような特典があるといいと思う。民間の施設であっても健康予防に努められている人についてはポイントの対象にしてもらえないかということであったがどうか。

答 いわくら健康マイレージ事業のポイントを獲得する方法には、2種類あります。一つは自己申告でポイントカードに記入する方法です。それから公共の施設の利用や健康講座を受講した場合に施設でスタンプを押してもらう方法があります。民間の利用施設でスタンプを押してもらう方法は運動する励みになると思いますが、民間の施設の中でスタンプを押す施設と押さない施設の差が生じないようにスタンプについては公共施設のみで扱うことにしています。ポイントカードにはポイントのため方を一覧にした説明は書いてありますが、ウォーキングやフィットネスクラブで運動された場合には自己申告としてカードに自分で書いていただけるので、ぜひ利用していただきたいと思います。

問 特にポイントが加算されるわけではないことが問題であると思う。欲を言えば切りがないと思うが、もっと励みになるようにちょっとポイントを加算するなど自己投資し、健康予防をしている人は特典をつけてもいいと思う。先の人と同じ人から犬山市では民間のフィットネスクラブに事業委託しているみたいであると聞いたが、岩倉市で民間を使った健康増進事業の委託はできないか。

答 犬山市に聞きましたところ、市の運動施設は指定管理制度により運営していますが、健康増進事業を民間施設に委託はしていないとのことでした。保健センターでは総合体育文化センターのトレーニング室を使用した健康運動指導教室やウォーキング、今年度からはポールウォーキング推進事業を開始しました。誰もが取り組みやすい健康づくりを推進していますので、今のところ健康増進事業の委託は考えていません。

答 自己投資をして、自身の健康づくりに励んでいる人についてのポイントですが、今回のマイレージ事業については期限が平成28年3月31日までとなります。平成28年度については27年度中にどのように進めていくか検討していきますので、みなさんの声を集約しながら民間で頑張られている人へのポイントの加算についても検討します。

問 健康総務費のうちの第2次救急医療対策費補助金について、第2次救急医療機関になっている病院がいくつかあるが、その中の一つの病院の保険代の負担が非常に高いことを問題にしてきた。依然として、救急で行って点滴をただけで入院費を請求され、入院費に伴う差額ベッド料金を請求される。夜中を越して2日にわたって点滴等をした場合に4万円くらい負担であると聞き驚いた。この問題について考えなければならない時期であると思う。請求書や領収書を取っておいてくれば一つの証拠になるが、なかなか取っておいてくれないため大変である。例えば、生活保護の人がその病院に運ばれたときに医療扶助費はどうかとか、医療扶助費は保険の部分だけであると思うので、保険外の部分についてはあれば生活扶助費の部分から支払う形になると思う。そういう情報を庁内で得られないかと思っている。おそらく、市民の間で救急外来に運ばれる場合でもそこを避ける人がいると聞いている。何とかしないといけないが、市で方法はないのか。

答 生保の担当者にも確認をしましたが、生保としてもレセプトが上がってきて、何とかの疑いの病名について検査がされることについては医師の判断に基づく請求なので、それについて審査請求というのはできないとのこ

とでした。国保でもレセプトの点検は国保連で点検してもらっていますが、それとは別に国保でレセプトの点検するパート職員がいますので、聞いたところレセプトにある傷病名で、必要のない検査が見つかった場合には国保連に再審査の請求をしています。それについて必要ないという判断がされた場合には点数が減点されて、審査結果は医療機関に通知されます。そのようなことがないようにきちんと請求してもらおうルールになっています。医師の判断の部分は事務的に言いにくいところがあるので、個人でかかったときに検査が必要かどうかをしっかりと聞き、請求に不審な点を感じたら医療機関にある相談窓口で相談や県の愛知県医療支援センターに明細を持って行き確認する方法があります。

問 保険診療分についてはレセプトで点検する対応ができると思っている。ただ、入院レセプトを見ると診療日数2日間となるので、点滴してすぐに退院するレセプトがあると思いますが、問題は入院費に該当するかどうかである。救急外来で行き、救急外来の処置室で点滴を受けて朝までかかって帰ることを入院とみなせるのかということ、レセプト上は絶対に見分けることはできないので、難しい問題であると思う。併せて、入院したということで差額ベッド料金を請求することがある。差額ベッド料金は入院する際に環境が整っていることを条件に認められるものなのにどうなのかという問題である。差額ベッド料金を請求する場合には本人の了承が必要となるが、それをされていないと聞いている。直接、市の担当者にも聞いて、対応したいと思っている。2次救急機関として補助金を出している医療機関が、そのような形でよいのか問われる。生活保護の人が入院した場合に請求書や領収書がどのようになっているのか、その中の保険診療分があつて保険外の負担の請求の分が明示されているのかよく調べていく必要があると思う。協力をしてほしい。

答 医療については議員の方が詳しいと思いますので、生活保護は介護福祉課の担当者に伝え、手がかりになるものがあればお伝えしたいと思います。

問 予防接種については定期接種になる予防接種が増え、任意予防接種もあるため、接種歴の管理や接種する期間を把握して手順を組んでいくことが大変な状況になっていると思う。接種歴については国が一括して管理するシステムを構築していくという新聞報道もされ、どのような形になるのか。また、子どもを持つ保護者もこの時期にこの予防接種を受けないといけないということがあるので、全国的にはメールでお知らせするようなサービスをされていると聞いている。予防接種歴の管理や打つ時期のお知らせについて検討していることはあるのか。

答 予防接種歴についてはシステムで管理し、接種の予診票が返ってくる都度入力しています。また、母子健康手帳の交付の際に渡している資料の中に予防接種スケジュールが一目で分かる無料アプリの案内等も入っています。保健師による新生児訪問でも予防接種についての説明をし、生後2カ月頃には予防接種の案内通知をするものの中に保健師が作成したスケジュール表を同封しています。また、乳幼児健康診査時には接種状況を確認し、未接種のものがあれば接種するようにアドバイスしています。親御さんが困ったときは保健センターでも相談に応じています。また医療機関でも個別に相談を受けています。

問 無料アプリの案内は、携帯電話に登録すれば自動的にお知らせされるものか。

答 そのとおりです。子どもの生年月日等を入力してもらおうと接種時期の案内が届くもので、職員の中でも以前こういうものを使った時に便利だったという声がありました。

問 地球温暖化対策推進事業について、新規事業で節電特典事業が実施され、電気が前年度に比べて減った量に応じてごみ袋を渡すということで、これはやってみることが大切だと思っているが、きちんと登録してもらうための周知方法や具体的に1年前と比較してどのくらい電力を使わなかった

か分かる資料はどのような形になるのか。また、どのくらいの応募を見込んでいるのか。事業の内容全体について説明してほしい。

答 節電特典制度は東日本大震災後、一度は節電の意識が高まっていたのですが、最近ではそれほどの高まりもないということで改めて節電を促すため取り組むものです。7月、8月の2カ月分を想定して、対象は市内に住んでいる人です。7月、8月分の電気使用のお知らせが中部電力から届くと思いますが、これを市役所に持って来てもらい、今年の使用よりも少なければ、1キロワットあたり1枚で上限を20キロワットとし20枚までのごみ袋をお渡しすることを想定しています。二重にならないように受け付けた人には受付印を押して、住所を免許証等で確認します。制度自体で1万枚、各月で5,000枚、先着150世帯を想定しています。周知は広報やホームページで市民周知していきます。掲載は7月1日号を予定しています。

問 地味ではあるが非常に大事な事業であるので、成功させたいと思う。特典をどうするかなどは今後発展させていくことが必要であり、先着で締め切ってしまうとさびしいため、補正を組んででもやってほしい。また、非常に削減した人を表彰するとか広報でお知らせする等できないのかと思うがどうか。

答 1カ月当たり250世帯、2カ月で500世帯となり、上限が20キロワットです。交換するものがごみ袋なので、その場でも対応できると思います。せっかく取り組んでいただいて、特典がないというのもどうかと思うので、7月の実施状況を見て、実施したいと思います。また、表彰等については、対象の人も多いので、ふれあいまつりで掲示するなどは考えられると思います。

問 保健推進員の活動事業であると思うが、栄養士を中心に災害時の家庭内にある乾物等を使った栄養補給の料理実習がとてもよかったので、もっと

多くの人に知ってほしい。八劔町の保健推進員が八劔会館で行って、目からうろこのような情報がたくさんあった。保健推進員の中で新たに研究が進められたのかは分からないが、危機管理課などとも情報共有をして全地域に広げるとよいと思うがどうか。

答 八劔町の保健推進員活動で実施されたということですが、保健推進員の研修で食生活改善推進員が中心となって、家にある乾物等を使っていかに栄養補給するかということを行いました。それを受けて、保健推進員活動の中でも取り組んでもらえたと思います。平成 27 年度の保健推進員活動については現在打ち合わせをしているところですので、活動を取り入れていく地区があれば進めていきたいと思います。また、危機管理課にも情報を提供したいと思います。

問 市民から特定健診を受けて、数値で引っかかったら保健師から電話があり、指導を受けてやっていくつもりはなかったが、言葉巧みにやる気にさせられて、指導してくれると聞いた。どんな人にどんな指導をしているのか。

答 特定保健指導には、動機づけ支援と積極的支援があり、検査結果により区分されます。一回の指導で生活習慣を改善していきましょうというのが動機づけ支援となります。積極的支援は 6 カ月間かけて、生活習慣の改善をしていくものです。検査結果の悪い人が積極的支援に入ります。積極的支援になると最初の面談から 2 週間後、1 カ月後、3 カ月後、6 カ月後の各時期に電話や面接をしながら、状況をお聞きして目標の達成に向けて支援していきます。

問 災害時の保健センター、保健師、保健推進員の役割が大切であり、保健関係の B C P をどうしていくかの問題があると思う。情報提供も必要だと思うが、B C P として保健師や保健推進員が地域の家にあるものをどう活用していくか、B C P の中でどううたっていくのかということが大切だと

思う。また、一番に子どもの状況を把握しているのは保健センターであると思うので、災害時にどうミルクをあげるかなどを親御さんに情報発信していく必要がある。その中でBCPの位置づけは考えているのか。

答 保健推進員の災害時の位置づけについては、具体的には考えていません。保健推進員研修等で学んだことを家族にそして周りに伝えていただくようにと考えています。子どもに関することは、乳幼児健康診査などで災害時の備蓄品等について母親に資料は渡しています。保健推進員の位置づけやミルクの配布などBCPになってくると具体的には掘り下げていませんので、実際どのようにすればよいかも今後の課題ですので、検討していきたいと思います。

問 狂犬病の予防注射について、以前は、岩倉市役所でも狂犬病の予防接種をしていたが、最近なくなり、新柳町の人から予防注射の場所が遠いという声を聞き、実際遠いと思った。もっと細かくやってもらいたいが、場所は増やせないか。

答 平成27年度の狂犬病の予防接種は、獣医師会の先生方とも調整しながら、日程は延べ5日で1日に3、4カ所の場所を移動して接種する状況です。1カ所あたりの注射の件数は減っているという実態があります。場所数は受ける件数とも勘案して検討しますが、現状、箇所数を増やすことは考えていません。

問 打つ頭数が減っているのか。

答 そのとおりです。

問 民間の獣医が巡回で注射を打つ案内を出している状況がある。登録数から見て、狂犬病の予防注射を打つ件数は減っているのか。それとも維持されているのか。

答 登録している犬には受けてもらっています。獣医の病院で打つ場合もあ

り、登録数自体が減っている中、病院で打つのではなく、獣医が巡回して打つ集合注射の件数は減ってきています。

問 登録してある犬は全て打っているということでしょうか。

答 全ての犬にやってくださいという通知は出していますが、全てやられているわけではないです。やっている犬はこちらで全て調査できるように把握しています。

問 場所が減っているから注射の件数が減っているのか、場所は減っているが、民間の巡回の獣医が注射を打ってくれるから狂犬病の予防接種の件数は変わらないとか知りたい。

答 登録総数も減り、集合注射の件数も減っています。動物病院も新たに1軒増え、そちらで打つ人や八剣のピアゴの出張所で打つ人がいますので、注射をする場所が減ったからではなく、打つ機会はあると思います。あとは、その人がやらないといけないがやっていないというのが原因だと思います。

問 打たない人は減っているという認識でしょうか。増える努力をするべきではないか。巡回も出張費を含めると高いので、こまめにまわる必要があると思うがどうか。

答 登録総数のうち注射を打っている犬の数は過去5年くらいで減っているわけではありません。どこで行うか等については獣医師会とも相談しながらになります。最近、注射を打っている犬の率が減っていることはありません。

問 愛北事務組合の関係で、テレビで東京の方は火葬が2週間待ちの状況である旨の報道されていた。岩倉市では大丈夫なのかという連絡があった。

高齢社会になるあたり、東京では順番待ちの状況が起こっている。3市2町の愛北地域でも高齢化が進んでいる中で、状況はどのようなか

答 北部聖苑は火葬炉が10基あり、一日2回稼働させますので最大20件を見込んでいます。元旦以外休みはありませんので、一カ月で600件の火葬が可能です。平成25年度の火葬件数は2,635件で、月平均220件くらいとなります。火葬件数は季節によっても変わり、平成27年1月は296件で、平成26年8月では170件のため、冬の一番多い時でも300件未満なので、600件の半分以下です。また、時間外も含めると1日3回稼働できるため、一カ月で900件可能であるため、高齢者人口が増えても対応できると思います。

問 自然環境保全問題で、岩倉市の自然保護についてどのような方針で環境保全課は臨んでいくのか。

答 ご質問は岩倉市には大自然はないので、五条川や自然的な環境の自然生態園についてどのようにするのかについてだと思いますが、現在、自然環境保全費という名目はありますが、これは自然生態園の管理に掛かる予算です。公園、緑地、用水路、街路樹といった個々の予算にとどまることなく、ネットワークとしてつながるのが大切と考えています。岩倉市の総合計画の中でも位置づけ、五条川自然再生整備等基本計画や緑のマスタープランなど個別計画の間で整合と連携が図られるよう、連絡会議の設置等も環境保全課としては進めています。総合的に岩倉市にある自然の保全に取り組みたいと考えています。

問 その割には、尾北自然関係の五条川流域、自然生態園を結ぶようなビオトープネットワークの具体化の提案がされていない。都市マスや緑マスには入っているが、無理やり入っている感じがする。五条川再整備計画でも五条川整備にとどまって、それもフォローアップしていくかが出てこない。環境保全課が音頭をとってやっていくべきではないかと思う。ただ単に自

然生態園でとどまってしまっているのが現状ではないか。里山の自然は残っている、今里山の自然を残しておかないとなくなってしまう。自然生態園だけに昔の自然が残っているだけの状況になってしまうのではないかと危惧する。だからこそ、五条川と自然生態園を結ぶビオトープネットワークを構築するべきではないのか。そのために、環境保全課にはもっと頑張ってもらいたいと思うがどうか。

答 環境保全課としては、環境基本計画の主管課として、自然環境を保全し、ネットワークを形成するためには何が必要なのか見極め、個別計画を所管する課が連携を取れるようにし、意見交換や調整によって効果的な整備が図れるようにしていきます。このような点で、環境保全課が果たす役割は大きいと思いますので、頑張っていきたいと思います。

(要望) 計画をたくさん作るのはいいが、具体化していない。水辺を守る会が五条川を工事して、やっている様子が見えるが、市が具体的に都市計画や緑マスなどうたわれている問題も含めて、実現化してほしい。

問 公害対策費の関係で、昨日、航空自衛隊小牧基地の航空祭が行われましたが、岩倉市の上空をブルーインパルスが飛びました。ブルーインパルスが岩倉市上空を飛ぶ連絡はあったのか。

答 事前に自衛隊からファクスが来ました。

問 ファクス1通で、横柄なやり方ではないか。今朝の新聞を見ると、ブルーインパルスの飛行に対して春日井市、小牧市、豊山町の三つの自治体で遺憾であるという市長の発言があった。岩倉市もこの問題について自衛隊に申し入れをするべきではないのか。本当に市民に説明責任を果たせるのか。

問 以前の行政課長の答弁と違うが、岩倉市の上空は飛ばないのではないのか。

答 3月2日に小牧基地の副指令と渉外室長の2人が来て、総務部長と行政課長が話を聞きました。安全性と騒音の問題がありますが、安全性について、ここ10数年で事故は発生していないとのことでした。飛行も縦系統は行わなく、横系統のだけで、通常の10分の1程度の安全なものだけ行うとのことでした。安全性は十分配慮されていました。騒音の問題については、飛行は戦闘機ではなく、訓練機なのでもともと騒音が通常よりも出ない、通常より高度も高めにし、騒音が出来ただけ出ない配慮をしているとのことでした。また、予定しているコースの図面を見て確認し、岩倉市の上空が含まれていましたので、飛行経路の修正を行うようお願いしました。見直したコースがファクスで送られてきて、確認したら、岩倉市の東南の隅の外側を少し飛行するものになっていました。昨日の質問を受け、渉外室長に直ちに確認したところ、風の関係でコース通りいかなかったかもしれないが、ほぼコース通りであったと回答を受けました。ただ、そういうことがあったならば、こちらにも知らせてほしかったと申し入れをしました。環境保全課へのファクスは騒音の苦情があったら、ここに連絡してくださいという配慮のファクスでした。騒音と安全性の問題を見ると庁内でも連携、情報共有は配慮する必要があると思いました。

問 岩倉市の対応は適切であったが、実際には岩倉市の上空を飛んだ。岩倉市と小牧市の境ははっきりしているため、自衛隊には厳密に守るように、引き続きこの問題には対応してもらいたいと思うがどうか。

答 適切に対応に心掛けたいと思います。

問 10数年事故は起こっていないということだが、墜落事故が起こっていないということではよいのか。

答 事故が起こっていないということについての詳細な確認していません。

問 そのあたりも確認してほしい。10数年墜落事故はなかったと思うが、接触事故はあったと思う。空港問題では、小牧市や春日井市と共同歩調を

取るということだったので、ブルーインパルスの問題でも共同歩調を取って、今後の対応を考えてほしい。

答 機会があればやっていきたいと思います。

問 骨粗しょう症検診委託料は144万8,000円の予算があるが、800人が対象とのことだが、受診者数は2,3年どうか。

答 骨粗しょう症検診の受診者数は、平成24年度では738人、平成25年度は667人、平成26年度は720人となっています。

問 それに伴う通信運搬費が5万4,000円となっているが、郵便ハガキで出すのか、封筒で出すのか。

答 封筒の市内特別で郵送し、一通67円の800件を見込んでいます。

款4 衛生費 項2 清掃費

問 e-ライフプラザが開設され、回収品目に新たに廃食用油を加えるが、どのような回収方法とするのか。また、再利用はどうするのか。

答 廃食用油の回収については、植物性の廃食用油に限定し現在、給食センターや保育園で使用し、回収しているものと同様に質のよい自動車用燃料として使用します。集め方についてはびんやペットボトルのような透明で中身が見える入れ物に入れてもらい、e-ライフプラザに持って来ていただきます。そのあと、ドラム缶に集めていきます。機械油が入って黒ずんでいるもの、ラードのような動物性油が入って白く固形化しているものを判断するために中の見える入れ物としています。また、万が一機械油やラード等が知らないうちに置いていかれても、ドラム缶に移し換える段階で職員がとめることができるので、質の良い油を確保できると考えています。市民周知は3月15日号の広報の同時配布に記載されています。

問 持ってきた市民は移し換えることはしないということでしょうか。

答 そのとおりです。

問 廃食用油を集めたときに、油が漏れ出さないような処理のような施設改善はどうするのか。

答 大きな口の開いたドラム缶の上で、びんやペットボトルを開けて移し換えるだけの作業を想定していますので、特別な施設の改修は行っていません。

問 そのドラム缶が転がる等の想定や廃食用油が五条川に流れる想定ができると思うが、その対策はしないのか。

答 倒れる等のことまでは想定していませんでした。しかし、現状、e-ライフプラザとは別の北にある倉庫のコンクリート敷きをしてある倒れることがないというところに置きます。倒れることがないと信じています。万が一倒れたとしても、倉庫はコンクリート敷きで、油用の吸着マットを配備してあるので、すぐに対応できると考えています。

問 そういう問題についてはきちんと想定する必要があると思う。コンクリートで打ってあるとしても、その先は浄化槽であり、以前にパッカー車を洗浄してその油が五条川に流れ出したという問題もあったので、廃食用油が流れ出した時の処置がないのにやるのは危険なことである。再度、倒れた場合の想定はして、安全確認をしてほしい。

答 万が一の場合に吸着マットをどうするかは職員とも話し合いをします。また、ドラム缶にはふたがついているので、ふたの開け閉めを徹底したいと思います。

問 一般廃棄物の収集の問題で、不法に出されたものは現場ではどのような形でステッカーが貼られているのか。すべてのものに貼られているのか。

答 市内の集積場に出されたルール違反のごみについては、悪質なごみが出された場合は収集している職員から委託業者の事務所に連絡し、そこから

清掃事務所に連絡が入ります。それを受けて、清掃事務所の職員が現場に警告シールを張りに行っています。全部への対応はできていませんが、違法性の高いものや他市の袋で周知が必要なものなどを委託業者から連絡を受けに行っています。警告シールを張らずに職員たちで残し対処したものについては1、2週間後に自主回収をしてもらうように徹底しています。

問 全てのものにはステッカーを張るのは無理であるとのことだが、せめてどこで違法なものが出ているという把握はするべきではないか。そういうことは徹底できないのか。

答 1,000カ所近くの場所の軽微なものにまで気を配りながらの収集は難しいので、違法性の高い重要なものについては連絡を受ける形で行っています。

問 プラスチック容器包装の中に異物が混入している等の状況はどうなっているのか。

答 容器包装プラスチックの資源化率について今年度は85%くらいで推移している中で、今年度については広報で特集を組みました。直近のデータを持っていませんが、数値としては上がってきています。

問 プラスチック製容器包装リサイクル業務だけではなく、いろいろと混入はあり、仕分けする手間もお金も掛かる。始まった当初は混入が少なかったがその後非常に増え、その分収集費用が増えたと思う。e-ライフプラザの開設もあり、平成27年度はいい機会なので、きちんと仕分をして出すというもっとアピールする必要があると思うがどうか。

答 プラスチック製容器包装の異物混入の状況について資源化率は上がっています。平成21年度の純粋ペットボトル容器包装資源は77.1%で、今年度は84%になりそうです。2割以上混入していたものが1.5割くらいの混入状況になりました。資源物の混入やプラスチック製品が混入してい

る状況の異物混入している率下がっていますので、市民にプラスチック製容器包装資源の資源化の分別意識は浸透しています。e-ライフプラザを機会にということは、小牧岩倉のガス化溶融炉で何でも燃やして処理できるから何でも入れればよいという分別が適切ではないため、分別して出してもらえるようにすることは今後も課題であるので、e-ライフプラザの運用においても資源、ごみ双方のきちんとした分別が市民に浸透するように運用を図っていきたいと考えています。

問 プラスチック製容器包装のごみ回収は10年前くらいになると思うが、開始したときは異物の混入率はわずか5%くらいであったと記憶している。そのあとにすごく悪くなり、異物の混入率が77%になった。開始当初と比べるとまだまだ高いので、全国的な数値が分からないが、85%になり改善してきているからよいではなく、処理するのにお金が掛かるわけなので、一桁になる努力することを目指すということで発言をしたが、どうか。

答 平成16年にプラスチック製容器包装の資源回収を開始した当初の数字は手元にはなく、また、最近の好転状況もここ5年くらいのことですので、さらに徹底されるように取り組みます。

問 ごみ減量化の生ごみの堆肥化の問題について、市民活動のグループの努力により、ぼかし用のバケツを回収してやってもらっている。市の予算の中にも生ごみ処理機の購入補助金が少し入っていて、このごみの堆肥化の予算はごみ減量化推進事業にぼかし用バケツが20個だけ追加で入っているだけだが、市民活動の人の努力で生ごみの堆肥化をやってもらっているところの拡大を市が援助しながらやっていく必要があると思うが、生ごみの堆肥化をどう進めていくのかの展望が見えないが、どう考えているのか。

答 市民団体の生ごみリサイクル、フラワーリサイクルの活動は環境保全課も協力しています。事業の始まるの時に市民活動団体助成金を受けて始め

ていただきました。市としては、それぞれの団体で自立していただきながら、このシステムが確立できればと考えています。この事業の助成金制度が終わったあと、それぞれの団体で独立して事業が成り立つかどうかを見守っていくという中でバケツの方は予算を計上して、必要な援助は行っていきたいと考えています。

問 市民活動が中心に独立してやってもらう市民活動団体には、協働推進課から助成金が出ると思うのですが、今後、市全体でもっと多くの人たちに地球環境を含めて、生ごみを堆肥化していく循環型の社会をより広げていくということを環境課としても団体の援助・支援だけではなく、必要であると思うが、他市でもこの区画から地域にも少しずつ広げていく事業があるので、市民活動の援助だけでよいのかと思うが、どうか。

答 生ごみの資源化は新たなごみ減量につながる大きな要因である認識はあります。大口町で大きな堆肥化の機械が入った、施設を整備して生ごみの堆肥化が行われるなど、自治体が堆肥化の工場を持つ先進例があります。しかし、堆肥化した後、堆肥をどこに引き受けてもらうのか問題があります。家庭で出たごみを使って野菜など作って売るということには作り手にとっても買う人にとっても抵抗があるのではないかと思われ、岩倉市においては検討が行き詰まっています。一方で、花づくりの市民活動団体と生ごみを持ちよるモニターの方との連携は良好であり、今後とも拡大させていきます。しかしながら、岩倉市全体の生ごみリサイクルについては、施設を作って堆肥を生産しても堆肥利用が難しいと考えています。

問 生ごみ処理機の購入補助金で、平成5年から交付要綱を作ってやっていると思うが、トータル何台くらい出て、家庭が買う機械の価格、性能は最近変わっていると思うが、その辺の情報はつかんでいるのか。

答 生ごみ処理機の補助金の実績は、平成25年度は年間2台で、平成26年度は現状6台出ていて、今月に入って2台の問い合わせがありますので、

8台ということで予算の10台に近いところまではいけると考えています。平成23年、24年、25年は一桁の台数で推移しています。当初始めた時は、平成12年ですと53台、平成13年も49台でした。ある程度当初に買っていた人の買い替えも入っているとは思いますが、これが現状です。性能についての情報は特につかんでいませんでした。

問 資源ごみ回収団体助成金について、これは平成5年ぐらいからもう20年以上経つと思う。回収するものは新聞、雑誌、段ボール、古着だが、2円というのは全てにあてはまるのか。

答 5円の対象は新聞、段ボール、雑がみ、古着が対象です。

問 岩倉市にある取引業者は何社あるのか。また、取引価格がだいたい同じかどうかの把握はしているのか。

答 4、5社あることは理解しています。価格は5円を基準に助成していますが、業者により6円の場合や4円の場合などばらつきはあります。市民が窓口に申請に来た場合に現状どの業者がいくらで買い取っているのかをお知らせできるように、何月時点にどの業者がいくらだったのか把握して持つようにしています。

問 平成26年度で、全取引業者の中に5円以上の業者はあるのか。

答 あります。新聞については越えるところはほぼ7円が相場です。古着類は2円程度で補助金が3円出ますが、重量的にはそんなに出るものではありません。一番重量の出る新聞についてはほぼ7円で推移しているので、補助が出ていないのが現状です。

問 公用車購入事業の97万1,000円は買い替えか。環境課だから環境に優しい車を買うのか。

答 新車を購入します。現状、ライトエースワゴンというワンボックスカーを使っています。10年以上10万キロメートルを超えているので、買い替えをします。従来は職員も多く移動もあり、ワンボックスでしたが、これからは不法投棄の回収等に力を入れられるように軽トラックを想定しています。

款5 農林水産業費

問 農業委員会費の関係で、日本の農業が大きく変化するかどうかのところに来ているが、TPPの交渉がどのように推移していくのかということで、大規模な農家がない岩倉市では影響がどれくらい出るのか分からないが、このTPPによって、小規模のところはほとんど農業を続けられなくなる懸念がある。また、農協改革で、JA全中の権限を縮小したり、TPPとの絡みがあると予想されるが、抵抗しているところの権限を弱くすることが行われている中で、岩倉市のJA愛知北などではどのような対応が取られているのかを国政の関係でどのような議論があるのか。

答 TPPや農協改革について、JA愛知北に確認していますが、はっきりした方針が示されていないので、国の動き等を注視したいと回答を得ています。

問 農業が中心的な産業ではないので、北海道等ではかなり強い戦いになっているが、愛知県で言えば愛知北に限らず愛知県全体としてはっきりした方針が出ていないと状況であると確認させていただく。いずれにしても岩倉の農業がどうなるかに影響する大きな問題であると思うので、必要ならば国に対して意見を上げていくとか議会に請願していくことが必要であると思うが、事務局としてはどう考えているのか。

答 TPPの関係については、平成26年9月議会に政府へのTPP交渉に関する意見書の提出を求める陳情書が実際に議会に提出されています。今後も、そういったことがあれば農協の方と協力しながら必要性があれば、出すように調整していきたいと思えます。

問 病虫害予防費の特定外来生物等駆除費で、予算積算内訳書を見るとアライグマに関する駆除や処分の予算が組まれている。岩倉市の川井町や大山寺町の農地を見るとヌートリアが大変繁殖し、生息している。平成27年度はどのようにヌートリア駆除に取り組むのか。

答 ニートリアについては、これまで檻の貸し出ししかしていませんでしたが、来年度からは捕獲後の殺処分を江南猟友会に委託することで、予算計上しています。

問 用排水路の浚渫を積極的に行っていることは理解しているが、冬の時期や水が流れている時期はよいが、夏の一定時期は水が枯れてきて湿った状態の時期は虫が湧き、臭気が発生するとよく聞く。区長を通じて浚渫してほしいとか、なんとかしてほしいという話が上がってくると思う。全部を一気にやるのは無理な話であるが、結構な地区で苦情を耳にするが、それに対する基本的な方針があったら教えてほしい。

答 幹線水路については、概ね3年に一回の周期で浚渫しています。しかし、予定しているところでも泥が堆積していなかったら、次のところを選んでやっています。それ以外の細かい水路については、いろいろなパターンがあります。その状況をその都度見に行き、事細かな対応をしていると思います。今後も、そういうお声があれば、現地を見に行き、やっていきたいと思っています。

問 用排水路のごみの引き上げを農事組合に委託していたり、職員や地域の人をお願いしているが、用排水路の清掃を含めて現状どういった形でごみの処理をしているのか。

答 地元をお願いしているスクリーンが3カ所あり、市内の中心にある新溝神社から南に来たところの門前の所と、そこから岩倉駅前のバス通りのくぐる所、下本町の所にあります。市内の中心部ということで、ごみがよく

溜まり、事細かに対応しないと浸水被害もありますので、この3カ所については地元へ委託してやってもらっています。農事組合については、4月、5月に総会等の際に適切な維持管理を行ってくださいとお願いしていますが、費用は支払っていません。あと、業者に関しては、市内15カ所のスクリーンを多いときには月2回、回収お願いしています。その際スクリーンにごみが詰まっていたら、上げて回収までやっています。それでも、雨がどっと降った場合は職員を含めてパート職員でその都度対応しています。また、雨が降る予報があるときはスクリーンを回り、ごみを引き上げるようにしています。

問 農事組合自身が高齢化等のさまざまな問題で解散してしまふ事態があり、また、農協の中での農事組合の位置づけがあまりはっきりしていないところがある。将来的に田んぼや畑のごみの取り上げについてどうしていくのかを今考えなければならない。農事組合が機能しなくなって、浸水被害にもつながる問題であると、先日の農業委員会でも提起されていた。市として、農事組合頼りの打開策の考えはあるのか。

答 農事組合委員の高齢化もあり、また、加入していないところもあるということ、組織の位置づけについても一度機会を見つけて、JA愛知北と話をしていきたいと思っています。

問 以前、岩倉市は畑や田んぼを買い上げ、そろそろ2年か3年経つので、農地として使えると思う。以前は、そういうものを農業体験等に活用していく話があったが、今はどのように考えているのか。

答 買い上げた時に、数年間全く耕作していなかったもので、翌年からすぐに農地として使えませんでした。今は、商工農政課で管理しているのではなく、行政課で管理していますが、例えば、蓮華を植えたり、そういった形で管理しています。今、議員が言われたように数年経ちますので、昨年からどうするかについての話し合いをしています。当初の目的どおりに使え

るかどうかは分かりませんが、畑についてはいろんな利用の方法があると思います。市民団体からも菜の花やコスモスを植えたらどうかという話もありますので、市民団体に貸し出すことも含めて検討しています。田んぼについては蓮華を植える形になると思いますが、そういう形で進めていきたいと思っています。

問 3年も経つので、農地として回復していると思う。行政財産として、蓮華などを植えるだけではなく、当初に説明があったような市民農園、芋ほり体験などができるように検討するべきではないか。今年度はできないのか。

答 自然農法を体験できる農園がほしいという話がありますが、周りの農家に雑草などご迷惑になるので、難しいです。芋ほり体験などは、市が主催してやるというより市民団体の企画などになると思いますが、そういった市民活動の中で有効な土地もあると思いますので使ってみたらということとは話したいと思っています。

問 総合的に考えて、商工農政課で言えば、観光事業として、農地体験をする観光事業を起こしてもよいと思う。総合的な活動で財産を活用して、岩倉市に人を呼ぶ政策は考えていないのか。

答 岩倉観光振興会と観光まちづくり事業を進めているので、相談しながら進めていきたいと思っています。

問 食育シンポジウム事業については一般財団法人自治総合センター助成金を活用するとのことだが、もともところこういう助成金活動はあったのか。それとも県の予算の中で、今年度限りなのか。

答 一般財団法人自治総合センターの「シンポジウム助成金」については、毎年、県から企画を経由して、全課に募集をかけて申請を行い、愛知県が1カ所のみ選定して、自治総合センターに上げるというもので、毎年ある

事業です。

問 愛知県下で1カ所という解釈でよいか。

答 毎年、愛知県で募集して、出てきた中から県が1カ所採択して、自治総合センターに提出する事業です。

問 岩倉市の場合は、第2期の食育推進計画の発表も兼ねて行うということだが、時期的なことと愛知県民だれが来てもよいか。

答 総合体育文化センターで、時期は7月中下旬を考えています。対象は岩倉市民に限らず、近隣市町にもポスター・チラシを配布して来てもらう事業になります。

問 県の支出150万円だが、岩倉市の予算が少ないが大丈夫か。

答 基本的に100%事業で、補助対象経費10万円で切れるため、自治総合センターの補助金で賄えると思っています。

問 補助金をもらうとなると、さまざまな規制などがあると思うがどうか。そこをクリアするために、500人以上の総合体育文化センターを一杯にするような、今後の計画はあるのか。

答 これから講師に依頼をかけ、契約を進めていきます。具体的な講師は、全国を回って講演している著名な農家の方などを考えています。想定している講師の方はお金を出してもなかなか来てもらえないような人で、今回の補助金については愛知県に8件応募があったが、その中から岩倉市が選ばれましたので、多目的ホール満杯になるようにポスターやチラシ等で広報しながら努力していきたいと思います。

款6 商工費

問 商工振興費で、いわくら一豊コンを平成25年度、平成26年度の2回行

い、平成 27 年度もという予算になっている。平成 26 年度の状況を少しは聞いているが、それを踏まえ平成 27 年度はどのような内容にしていくのか。

答 今年度は昨年度の反省を生かし、総合体育文化センターの多目的ホールを会場にしました。また、市内 9 店舗に出店していただき、お笑いライブ付きの立食パーティー形式としました。参加者の年齢は昨年の 20 歳から 40 歳までを 23 歳から 45 歳までに変更し、参加人数は男性 48 名、女性 51 名でした。イベントの結果としては 5 組のカップルが誕生しています。終了後の参加者アンケートでは、また岩倉に来たいですかという問いに対しては「来たい」という回答が 88% でした。来年度に向けては、ご意見・ご要望を聞いていますので、アンケート結果や反省点を生かしながら引き続き商工会と新しい企画を考えていきたいです。

問 これは商工振興なので、市内の商業者が潤うようにという大きな目的があり、他にも結婚・婚活の手助け、若い人たちの定住政策につながればと思う。カップルが 5 組誕生してということで、結婚して定住したときは、お祝い金などの特典であるとか、い〜わくんが結婚式に登場するだとか、考えられないか。

答 街コン後の追跡調査はしておりませんが、成立したカップルが結婚式等を行う場合にはい〜わくんがお祝いに駆けつけるなど考えているので、ぜひ連絡してほしいとお知らせしてあります。また、お祝い金については、先進事例を研究していきたいと思います。

(要望) 全国的に街コンは行われているので、研究してほしい。

問 観光振興事業で、3 年間のチャレンジで平成 27 年度が 3 年目ということで、おもてなしツアーやポールウォーク、ランチスタンプラリーなどさまざまな取り組みが行われている。ぜひ成功して、継続できるものは継続していく形になると思う。一つ提案だが、名鉄のハイキングにびっくりす

るくらい的人数が参加している。名鉄と情報の共有は難しいかもしれないが、桜まつり以外の時期にも岩倉の魅力があると思うので、名鉄に学んで行っていく考えはないか。

答 名鉄ハイキングにはたくさんの方が参加されていることは承知しています。今年も4月5日の日曜日の桜まつりメイン日に江南駅から岩倉駅まで歩くコースが設定されています。桜まつり実行委員会では、多くの人に岩倉市の桜並木という地域資源を知ってもらうためにミュージスターポイントとい〜わくんの絵葉書を景品として協賛しています。岩倉市単独でハイキングを実施するのは難しいですが、い〜わくら観光振興会や商工会と連携し、今後も名鉄や旅行会社とタイアップしながら桜まつりの時期以外にも一人でも多くの人に岩倉市に来てくれるように方策を検討したいと考えています。

問 愛知県の観光連盟に加盟するとのことだが、市が加盟するのか、観光振興協会が加盟するのか。

答 愛知県の観光協会には、これまでも岩倉市が加盟しています。観光振興会は加盟していませんので、加盟に向けて相談したいと思います。

問 商業振興の関係で、イベントに追われていて、本来の商工振興に目が行っていない気がする。商工振興について地についた商工振興政策を打ち出して、商工会とともに行うべきではないか。

答 今年度、緊急雇用事業を活用して、円卓会議やセミナーを開催しています。来年度も引き続き実施していきたいと考えておりますので、今後も商工振興に力を入れていきたいと思っています。

問 い〜わくんキャラバン隊の関係で、季節労働者のようになっていて、賃金も860円でバイト代程度になっている。公設ワーキングプアのような状

況を岩倉市が作り出しているのではないか。長期的にわたって、1年間を通じて若者を岩倉市に移住させるような事業委託・活動に持っていく必要があるのではないか。そういう問題についてはどう考えているのか。

答 い〜わくんのキャラバン隊については観光まちづくり事業ということで、観光振興会に委託しています。い〜わくんのキャラバン隊に2人とか3人で出かけることで、市役所1階の観光ステーションに誰もいなくなるといけないので、今のメンバーに加えて誰かに頼んで来ていただいていますので、季節労働者ということではなく、振興会にしっかり委託しながら運用しております。

(要望) 金額的には生活しようと思うと、バイトとバイトのつながりのようなものになってしまう。生活を支援できるような青少年政策を持って、観光事業にあたっていくべきであると思うので、検討してほしい。

問 尾北自然歩道管理費の中で、ガーデンセット等を買って、どのように尾北自然歩道に活用する考えなのか。

答 備品購入費ということですが、八剣憩いの広場で開催されます軽トラ市等での使用を予定しています。

問 軽トラ市は観光振興費で行っている事業ではないのか。尾北自然事業ではないと思うが、観光振興の備品の中で、購入するべきではないか。

答 今回、購入を予定しているテーブルやパラソルは平成23年度にも購入していますが、4年経って使えないものが多くなってきたため購入します。平成23年度も尾北自然歩道管理費で購入しています。

問 そもそもそこから間違っている。尾北自然歩道で使う目的ではなく、軽トラ市のために買って使用するものである。軽トラ市は尾北自然歩道の場所で行っているが、事業的には尾北自然歩道の事業ではない。本来ならば、観光振興事業の備品購入費で買うべきではないのか。

答 そういったところもあるかも知れないが、前回も尾北自然歩道管理費で購入されていますし、軽トラ市専用で使うわけではありません。どこで計上するかも財政と相談し、尾北自然歩道管理費で計上することになりましたので、ご理解ください。

問 あまり理解できない。尾北自然歩道の事業で何か使うのか。使っていないと思う。事業目的の中で、きちんと備品管理をしていくのが本来の形であると思うが、どうか。

答 この計上が正しいと判断しました。

問 主事業ではなくても、その他の別項目の事業でも備品購入はしていくのか。おかしいではないか。

答 ケースごとによりますが、この場合は軽トラ市だけに使うのではないと想定して、こちらで計上しました。

問 では、尾北自然歩道で使う実績と内容はどうなっているのか。

答 尾北自然管理費で購入しまして、実際に八剣憩いの広場での物置の中で備品管理をしていますし、現在は岩倉軽トラ市でしか使用していませんが、備品としてグランドゴルフをやる人から貸してほしいと言われた場合には、貸します。老人クラブの運動会、水辺まつり等から貸出依頼があれば貸し出します。

問 尾北自然歩道の宣伝等を行い、使うことがありうるということか。

答 ありうると思います。

問 今、いろんな形でスタンプラリーを行っているが、ある事業者からの意見で観光ステーションの職員がお願いに行くようだが、きちんとした説明

がほとんどないと聞いた。店側も忙しいときに来るので、3,000円、4,000円のことであるのでよいと思い、協賛するが、あの人たちは一体何がしたいのか分からないそうであり、指導の仕方を教えるべきではないかという話が、ここ2、3回あった。岩倉市で、こういうイベントを行う際、職員の残業手当が掛かるからという理由で、各報道陣を断るようなことも聞いたが、実際はどうなのか。岩倉市を盛り上げるならば、そんな時間を惜しまず、やるべきではないのか。商工振興についても迫力があり、こういうことを行うというアピールが足りないという指摘があるが、商工農政課としてどのような指導を行うのか。

答 スタンプラリーの件ですが、3人しか観光情報ステーションに人がいません。休みの人もいる中で、職員の1人か2人が店舗に足を運び、参加してくださいとお願いして、賛同していただいた11店舗であると思っています。お話のありました「何を言っているのか分からない」という声は商工農政課には入っていませんし、時間外はやるなということも言ったことはありません。観光情報ステーションの職員からも時間外手当をつけさせてほしいと言われたことはありませんので、どこからそのような話があったのか、教えてほしいです。岩倉市のPRについてはランチスタンプラリーにしても少しでも市外から多く来てもらいたいということで振興会が名鉄バスまでお願いに行き、一宮、小牧からの路線バスにスタンプラリーの台紙を置いてもらえることとなったことなど、努力をしてもらえていると思います。

問 観光振興費について、観光振興会は3人、実質は2人で回していると思う。い〜わくんの方に時間、人が裂かれている。岩倉市はもともと桜等いくつか観光資源はあるが、全国的に売られているのは、桜を中心とした指折り数えるものしかない。ゼロベースで手探りで行われているが、年々その実績は上がり、継続の中から浸透、理解されていると思う。しかし、今の3人の現状の片手間で観光振興が市全体として作り出していけるのか。

将来的に、この部分は、力を入れて、組織だって行うべきではないか。

答 ランチスタンプラリーは今年2年目になり、昨年から始まったポールウォークも健康課が今年も健康づくりに結びつけた事業として継続されています。また、今年初めて旅行会社とタイアップしたおもてなしバスツアーを開催しました。片手間と言われれば、そうかもしれないが、3人は3人なりに一生懸命努力してくれています。商工農政課としても観光情報ステーションと何度も打ち合わせし、連携しながら事業を進めて行きたいと思います。

問 観光振興により市のイメージアップというのも大切な課題であると思うが、人が集まることで商業等の賑わい作りをすることが原点だと思う。なので、もう少し手厚い人間を貼り付け、専門的にいろんなことに更に手を加えていくべきではないのかと思うがどうか。

答 現在は観光振興会に委託料を出して事業を進めているが、自分たちで資金をためられるような事業も実施してくださいという話をしています。事業を進める中で、岩倉市が全国的に知られるようになり、今の3人では少ないので、4人、5人と増やしたほうがいいのではと市民から言われるような振興会になるように商工農政課としてもバックアップしていきたいと思います。

問 商工農政課の新たな業務としてシティプロモーションが平成27年度から入るが、シティプロモーションはNPO、観光情報ステーションとはどのような関係で進められるのか。

答 まちづくり戦略の推進に関する業務については、関係各課が連携して行われることになるため、そこで検討していくものと思います。

問 シティプロモーションの業務は、NPO、観光情報ステーションとは関係なく、各課と連携していく考え方でよいのか。

答 そのように聞いています。しかし、その中で、NPOや観光情報ステーションに何かをやってもらおうという話が出るかもしれません。関係各課のプロジェクト会議で話し合われると思います。

款7 土木費

問 公共施設等総合管理計画策定事業で、公共施設の老朽化に対応するために、今後の維持管理の計画白書を作る事業のためだと思うが、改めて目的と効果を聞かせてほしい。

答 公共施設等総合管理計画策定ですが、平成24年12月に起きた中央自動車道の笹子トンネルで天井板の落下事故により、公共施設の老朽化進行の適切な維持管理を行っていないことが大事故につながると認識されました。岩倉市を含めて国全体で昭和40年代から50年代までかけて建設された施設が更新時期を迎えます。また、人口の減少や財政状況が厳しいということで、利用需要が変化することを背景に公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等の事業を計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化することで平成26年4月22日に総務大臣から公共施設等総合管理計画の策定要請がありました。この指針については、総合管理計画に策定すべき理由や留意事項が構成されていました。目的としては、岩倉市が所有する公共施設の全体を把握し、市を取り巻く現況及び将来見通しの分析、公共施設等の管理の基本的方針を定めることになっています。

問 国から指針があったということだが、今後の事業内容と予定はどのようなか。

答 こちらについては、平成26年度から準備作業を行っています。平成26年の9月議会で補正予算を認めてもらい、まずは公共施設のありのままの姿を確認してもらうため現況調査を行いました。来年度以降は、平成27年、平成28年にかけて公共施設等総合管理計画を策定していきます。その中で公共施設白書も平成27年度中にも作っていきたいと考えています。

問 平成 26 年の 9 月議会の補正予算でも言ったように、公共施設等総合管理計画は全国的に作られる。一部の研究者から計画づくりに当たり、統廃合を推進し、統廃合により空いた土地を企業に売買して再開発につなげていくようなことが進むと聞いている。その中で慎重に策定を進めていただきたいと思うが、どういうところに委託し策定するのか。

答 当然、入札で委託業者を決めていきたいと思いますが、基本的にはコンサル業務を行える業者です。

問 この計画を策定するのに大事な視点は、公共施設がその地域でどういった役割を果たしているのかを把握することである。広大な面積を持っているような自治体では、簡単に統廃合できないと思うので、全国一律の考え方ではない。岩倉市も市民を巻き込んだ計画作りをする必要があるのではないか。この委託料の中に市民の意見を聞く中身というのは含まれているのか。

答 この委託料には含まれておりませんが、一方で統廃合を前提とした計画ではありません。インフラを含めた公共施設等の現状や課題を共有すること、公共施設等の管理の基本的な考え方を示し、計画的な点検や修繕、更新等のデータ化、システム化を図ることで適切な維持管理を図るのが目的です。

問 今は、市民参加条例を検討している重要な時期であり、地域に密着な公共施設をどうしていくのかという計画を作るわけなので、市民の意見を聞いて進めていくことが重要であると思う。市民参加の機会を設けるべきではないか。

答 パブリックコメントは当然必要だと思っています。今後、検討していきませんが、途中での公表等が可能であれば行っていきたいと考えています。

問 岩倉市の地下連絡道について、今起きている問題として水が漏れている状態が続いている。水漏れの改修状況どのようになっているか

答 今の状況としては、実は昨日、樋の修繕を行いました。年末くらいからポタポタしていました。どのような構造なのかということから調査しまして、既存の連絡道の横をぶち抜いた所に連絡道をくっ付けましたので、構造的にも一番弱いところです。岩倉市は地下水も高く、今の時期は天井ぐらいのところに地下水があるような状況であり、コンクリート構造物の特性で、寒い時期にはコンクリートが縮み、隙間ができやすくなります。あそこの施設ができて5年が経過し、だんだん隙間が広がってきたと思われまます。最初から樋を設けて、万が一侵入水があっても、排水に流れるように設計されていました。見ていただいたら分かると思いますが、ステンレスの中にゴムチューブが付いていまして、その中を水が伝ってというようになっています。しかし、ゴムチューブの中にコンクリートから出るノロというもので満杯になっていました。今は新しいゴムに取り換えまして、正常な機能が保てていますが、今後も起こる可能性があるので、次回取り換える際は排水性がよりあるものを考えています。

問 新築住宅が多く作られている状況があり、それを作ることによりインフラの接続で新築住宅の前が掘削されて埋める作業行われている。そのため、平らな道路が凸凹になっていると思うが、そういう部分の舗装側溝は建設業者が行うという理解でよいか。

答 建設業者が行うことになっています。

問 道路を新しく整備したが、一画に新築住宅が建てられたため、道路にひびが入り、穴が開いて舗装しなければならないようになると思う。仕方ないことなのかもしれないが、技術的に綺麗に行うことはできないのか。

答 どうしても避けられない部分があります。道路管理者としては、避けられない中で、一般の住宅が建つと下水道・水道・ガスの申請が同時期に出

されることがあったり、分譲などで4件、5件と複数ある場合は、舗装復旧を同時施工して、つぎはぎの道にならないように努力しています。

問 大山寺の市営住宅の問題では、いろいろ改修していただいた。障害がある人が入られて、階段の手摺を設置していただいた。改めて、大山寺の市営住宅を見るとドア手摺やベランダの柵等の鉄製の部分の塗装が剥げ、さびが出ているものが目立つ。ベランダに布団が干せないという声が聞こえてくる。時々はきちんと見て、必要性があれば、改修や計画を組んでいくべきではないか。

答 市営住宅については退去された段階で、部屋の中を全て確認していましたが、ベランダの柵については配慮が足りない部分があったかと思います。再度、確認しながら、快適に住んでいただけるよう努めていきたいと思えます。

(要望) 大事なことは時々見に行くべきであると思う。全体を一斉にやるのは難しいと思うが、2年、3年の計画を組んで行っていただきたい。

問 五条川右岸堤防道路整備事業について、平成28年度から工事に入るようだが、右岸が陥没により地盤沈下していたため、地元の要望により護岸改修工事が行われることにより、新しく堤防道路が竹林公園から大市場橋まで堤防道路が造られる。この堤防道路には、桜の木を植えられるのか。どのような堤防道路になるのか。

答 この事業は、愛知県が護岸の改修整備と併せて、整備する河川管理用通路3メートルに、岩倉市も1メートルの用地を買収して計4メートルの岩倉市道として整備を行うものです。桜の木につきましては、河川管理者である愛知県からは護岸沿いの樹木の占用許可の要件としては、耐風性を有していることが要件となっている関係で、桜の木は根が浅く耐風性を有していないので、現時点では非常に難しい回答がありましたが、岩倉の自然や観光資源にもなりますので、今後も県と協議しながら河川に影響を及ぼ

さないような植樹方法について検討していきたいと考えています。堤防道路につきましては、五条川自然再整備等基本計画の中にも記載されているとおり、堤防道路及び付帯施設は、竹林公園や接続する堤防道路など周辺施設との連続性に配慮したデザインとするとの記載もありますので、自然に調和した舗装材を使用するなど今後検討していきたいと考えております。

問 今後の事業計画は、どれくらいかかる予定なのか。

答 既に竹林公園から事業区間の真ん中辺りの住宅密集地の用地買収と建物の移転補償は、既に済んでおりますので、県は平成 27 年度に工事に入る前の詳細設計を行って、早ければ平成 28 年度より、その区間の河川改修工事に入っていきたいと聞いております。北側の農地部分につきましては、納税猶予の関係とお墓の相続の問題など整理しないといけない問題があり、整理した後に買収に入りたいとのことです。

問 駅前街区再開発推進事業について、現在の駅東地区再生協議会への進捗状況はどうなっているのか。

答 再生協議会は駅東の再開発事業に向けて組織を組んで事業を実施しておりますが、平成 24 年度に北街区再開発事業が終了した後、駅東をどうしようかということで、策定しました岩倉駅東地区まちづくり構想の中で優先して短期的に事業を行うものとして、桜通線と江南岩倉線の事業を優先的に実施することで決まり、再生協議会も足並みを合わせてまちづくりに向けて稼働しているところです。現在、駅東では今年度から桜通線の用地買収が始まりましたが、桜通線は、区画整理や再開発のような面整備を実施しませんので、再生協議会としてはかかわりが薄い状況であります。江南岩倉線については、県事業として実施していただきたいのですが、今後、事業を単独買収で行うか沿道の部分を少し触るかという部分がありますので、地権者との話し合いとか沿道のまちづくりについても、これからかかわっていただけるものと思っております。

問 駅前街区再開発の将来像はどのようなになるのか。

答 平成 24 年度に策定した岩倉駅東地区まちづくり構想の中では都市計画道路の整備を優先して行い、ソフト事業として、岩倉街道を観光面で人が寄れるように整備し、併せて緑地やポケットパークを整備していくという方向性を示しております。なお、都市計画道路の桜通線の沿線については、道路以外の用地について、各権利者に活用策をお任せしている状況になっており、また江南岩倉線については、面整備を絡めていくのかを今後検討していく必要があります。しかしながら、面整備を含めると事業費と事業期間が必要となることを勘案しながら、将来的なまちづくりのあり方を再生協議会と協議していきたいと思っております。

問 住宅リフォーム助成制度が平成 27 年度では予算化がされていない。24 年度、25 年度、26 年度と 3 カ年の計画であって、25 年度、26 年度は申し込み件数が増えていると思うが、状況を見て 27 年度は予算化しないということになった理由を聞かせてほしい。

答 住宅リフォーム助成制度について、当初は緊急経済対策の一環として平成 24 年度から事業を開始しましたが、今年度で終了した理由としては、各年度において市に申請のあった対象事業費として、概ね 2 億円前後の工事が発注されたこと、また平成 25 年度にアンケート調査を実施した約 8 割の方が、補助金の有無にかかわらずリフォームを予定していたと回答がありました。さらに今年度は一般リフォームが予算 1,000 万円の半分以下になっており、それ以上の事業費で下水道の排水設備工事が占めております。以上を総合的に判断して今年度で打ち切りとしました。

問 住宅リフォーム助成項目について、ほかの事業で助成できるものは、今後も独自に助成されるのか。

答 都市整備課で実施した補助は上乘せ補助であり、関係課も含め 10 の補助項目がありますが、一般住宅リフォームと下水道排水設備工事以外の実績は 0 件でした。なお、引き続き担当課が実施している補助事業は継続していくものと思います。

問 西市町の交差点改良工事について、外側線に沿って、ガードパイプが設置された関係でガードパイプぎりぎりまで車が通るわけにいかないため北進車両と南進車両とがぶつかる可能性ある。外側線から外回りする感じのような路面塗装を引かないと、朝と晩は車の抜け道となりスピードも出ており、少し危険な状況が生まれるのではないかと思うが安全対策をどのように考えるか。

答 先日お話をいただき、現場も確認しました。今まで工作物がなかったのが、新たにガードパイプが設置されることによって、北進車両が南進車両側にはみ出すようなイメージを持つというのはおっしゃるとおりと思いますが、従来の外側線の位置を変えているわけではなく、歩道部分を広くしただけの工事内容ですので、危険かどうかは微妙なところであり、今よりガードパイプを車道から控えることで逆にスピードが出てしまったり、北進車両を路面塗装で南進側へ誘導することで、対向車と接触する可能性が増す恐れもあるため、今の段階ではあの位置で供用したいと思います。街頭指導でも定期的に立つ場所でもあり、交通状況も把握しやすいので、今後注意深く危険があるか確認を行って安全管理に努めたいと思います。

(要望) 道路をきちんと見て、安全対策をしてほしい。

問 愛知県のあいち森と緑づくり税について、この補助金を受けて運用しているようだが、どういう事業を予定しているのか。

答 J A が建て替えをしていますが、補助金を受けて壁面緑化をすると聞いております。

問 環境保全のところから緑の問題について、ビオトープネットワークでの都市計画マスタープラン、緑のマスタープランの実現性がなかなかないと思う。税の使い方の一つとして、生物多様性保全という項目があるが、利用して活用していくべきでないかと思う。東京の御茶の水駅で木にどういった鳥が来るといふプレートを設置して、人通りの多い小鳥のさえずりが聞こえるような街路樹が造られている。岩倉の場合、公園を含めてこのような植栽が見られないが、生物多様性の保全、ビオトープネットワークを念頭に置いた植栽を考えてはどうか。

答 一般質問でも質問いただいておりますので、ビオトープネットワークづくりについても、認識しております。今後は環境保全課等とタイアップしながら市全体での取り組みを検討したいと思います。

問 下水道事業費で下稲地下貯留槽の清掃委託料に関して、岩倉南小学校、岩倉北小学校に造られた地下貯水槽の清掃は、どのような形で行う考えなのか。

答 下稲地下貯留槽は、駅前から流れる二之杵用排水路で、まとまった雨が降ると愛北電子の南側で転倒堰が倒れ貯留槽に流れ込む構造となっており、その入り口部分にごみ除けスクリーンが設けてあります。スクリーンに引っかかったごみを除去するため維持管理として清掃委託を行っております。岩倉南小学校、岩倉北小学校の地下貯留槽は、委員から以前ご意見をいただき現地の確認をしましたが、下稲と同じような傾向はみられず、現段階でごみはみられません。今後も現地を確認しながら必要であれば維持管理として清掃をしていきます。

問 公園の施設整備について、睦公園の遊具が撤去され、修理ができないということで撤去された。小さな子どもが遊ぶような遊具が必要な要望もあるが、設置に予算計上されていないが、どのような考えを持っているのか。

答 平成23年に策定した長寿命化計画で睦公園の改修は28年度を予定して

おり、計画は変更しておりません。来年の今頃にお示しできると思います。

問 公園へのオストメイトについて以前も提案したが、インターネット上のオストメイト J P に登録すべきと提案したが、現状どのように検討しているのか。

答 昨年6月補正予算でご指摘がありましたが、今年度3カ所の公園トイレ改修に当たりすべての公園で男女、多目的と三つのブースができました。市のホームページのリニューアルに伴い、遊具の設置箇所、公園トイレの男女、多目的別の区分とオストメイト設置についても表記するようにしました。4月以降は市のホームページを見ていただけるようになります。

問 ホームページは4月以降のようであるが、インターネットで検索するとオストメイト J P が一番に表示される。無料で登録できると思う。市役所、総合体育文化センター、図書館が載っている。それ以外にも設置されているのだから早急に連絡をとって載せてもらう努力をすべきでないか。

答 市のホームページに載せるだけでなく、そういう情報もいただきましたので、考えます。

(要望) 図書館でなく市民プラザなので訂正をお願いしたい。

問 道路新設改良費の備品購入費について、ベンチを購入するようだが、どういう目的でどこに配置するのか。

答 高齢者の方から道路で少し休憩できたらいいねという声をいただきました。そのため高齢者や障害者が気軽に休息できる休憩施設として設置するものです。なお、平成27年度は、当初から工事費で整備するのではなく、様子を見るためにベンチを固定せずに設置して利用実態を把握したいと考えており、備品購入費で購入するものであります。設置箇所は市役所や保健センターが隣接している新柳通線の浅野羽根岩倉線から萩原多気線までの間に2基一組として6カ所設置し、合計12基設置することを考え

ております。

問 高齢者や障害者、乳幼児がベンチを利用するという一方で、従来の道路管理者は実施しなかった。利用実態や市民の声を聴くことと思う。どこでもよいわけでないが、今後も市民の立場で道路施策を考えると。道路管理者としての考えはどのようなか。

答 市民に利用しやすい施設を目指す目的ではありますが、道路管理者として、道路法を順守しながら、法律に触れないように取り組まなければいけないことと思います。

問 ベンチを設置するところは、木陰になるのか。木陰にならないところにベンチがあっても休憩できないといった声を聴いているがどのようなか。

答 休憩していただくには、木陰にあるような涼しい箇所が好ましいと思いますので、配慮して設置箇所を決めたいと思います。

款 8 消防費

消防長から報告

3月13日に発生した建物火災について

問 消防車両の購入は、平成27年度では予算計上していない。はしご車購入を検討しており、億単位の経費がかかることを聞いている。基金を積み立てるのか。車両も傷んでいないようだが、排気ガスの規制で買い替えざるを得ないのが現状と思うが、その対策をしているのか。

答 はしご車の更新に関して、NO_x・PM法の適用を受け、平成29年には当市に本拠地を置くことができなくなります。高額な車両であり、はしご車の必要性については、内部でも検討している中、やはりその必要性があると理解しております。他市町の状況を研究しながら平成29年に更新できるよう計画をしております。

問 東京都や愛知県では排気ガス規制が厳しいが、ヨーロッパではクリーンディーゼルが主流であり、排気ガス等の研究が日本以上に進んでいる。国内の触媒関係では使えないことを聞いている。海外では研究されていることを聞いた覚えがある。世界的なレベルの技術があるならば、上手く利用することも考えて、消防車両の長寿命化の研究または情報収集をしているのか。

答 NO_x・PM法が制定され、国の通知により消防車両、警察車両等は一定期間、有効期限の延長がされております。また、触媒によつての延長が困難であることを関係業者に確認しております。

問 本会議で質問されたが、最近火災が少ないこともあり消防署員の現場経験が少ない。若返りが進んでいるのも要因の一つである。研修等を進めているが、限られた分母の人数の中で、長期研修に派遣するとほかの消防署員に負担がかかることが懸念される。経験知識を持てる研修を進めること、消防業務に支障がないよう人員の計画的な採用、増強についての考えはどうか。

答 研修に特化して答弁させていただきます。ご質問のように署員の若返りが進み、また、火災件数が少ない分、現場経験を積むことができない状況にあります。若い職員の育成については、多岐にわたる研修で現場での経験不足を埋めていく考えをもとに研修を受講しております。いずれにしましても、第一は災害対応が基本であり、出動体制を確保した中でできる限りの研修を受講するという考えのもと、進めさせていただいております。

問 災害の経験を積まないことは、よい傾向であるが、反面救急の出動回数が増え救急に特化した研修が増えている。人員体制を整えるべきであるが、分母が小さいゆえ救急車が複数出動する場合、その都度他市に協力要請するのは難しいことと思う。非番の署員を呼び出すことも職場環境の上でも、

精神的に好ましくない。消防署員の生活パターンも含めた人員体制を計画的に考えないといけないと思うがどうなっているのか、またどうすべきと考えるか。

答 県内で最も小規模な消防署である中、救急件数は昨年 1,761 件で今までにない件数となっております。今年についても 2 月の件数では 40 件ほど増えております。また、4 月 1 日から救急救命士の処置範囲が拡大となります。これにより救急車の応援に消防車が出動する機会も増えるものと思いますが、この出動には最低 6 人体制が必要であり、1 グループで 13 人の職員が勤務している中で、重複した場合、出動できないという状況になることもあります。やはり火災での対応を主として考えると、これに係る人員確保とともに救急における他市への応援依頼が多いこと、また、少人数での召集の増加についても考える必要性があります。今後の市役所全体の職員計画もあり、消防だけでもという訳にはまいりませんが、パート職員で対応できるものではないこと、また、職員は訓練を重ねて 2・3 年経過しないと十分な活動ができませんので、皆さんに相談させていただきながら定数等を含めて協議したいと思います。

職員全体のことで、総務部からお答えさせていただきますが、以前は 12 人の 3 班、総務が 10 人の 46 人体制で行っていましたが、平成 21 年から 50 人体制に増員しました。救急救命士に高度な処置を義務付けられながらも現行の体制で実施していること、いろいろ工夫して対応していると思います。一定確保して、現状維持をしたいと思います。いろいろ状況が変われば、一度全体の中で考えなければならないと思います。

問 ヘリ隊に派遣した職員が戻ってきた後に、その職員による研修が行われるのか。派遣において今後の予定はどのようなようか。

答 今年度で 3 年間の派遣を終了します。その後は隊員への指導を中心として活動するものと期待しております。また、現在実施しておりますが丹羽広域事務組合消防本部との間で人事交流を主として、職員を 1 名相互に派

遣して、お互いの技術を習得するよう研修を実施しており、来年度も引き続き人事交流を含めて研修をしていく計画をしております。

問 他市町の交流において、技術力の高い名古屋市消防のようなところへ以前は派遣をしていたと思うが、現在は派遣を行わないのか。

答 人数が少なく職員派遣が厳しい中で、岩倉市では職員構成上 30 代後半から 40 代前半の職員が特に少なく、丹羽広域事務組合消防本部から 40 代の中堅職員を派遣していただく交流でないと、当市からは派遣ができない現状であり、丹羽広域事務組合消防本部へは 20 代の署員を派遣して経験を積ませている状況です。名古屋市への派遣が可能であれば実施したいわけですが、1 名減となる状況は厳しく、こうしたことから人事交流を主に今年の 1 月から実施しているものであります。

問 ヘリコプター隊へ 3 年間派遣された職員が指導するとのことであるが、研修カリキュラムを組むことができると思うが、具体的に考えていないのか。日々の訓練の中で示していくのか。

答 研修の具体的な計画等は、消防学校での教育訓練について時期ごとに専科等を実習するものでありますので、これを中心に他の研修等についても、可能な限り受講できるよう年間計画を立てて実施しております。

問 ヘリコプター隊に派遣された職員が講師になるような研修カリキュラムを組まないのか。

答 ヘリコプター隊との訓練については、年間計画の中で実施をしております。昨年は七宗で実施をいたしました。ヘリコプター業務は、特殊なことが多く派遣から戻ってきた後には、その職員と話をしながら岩倉消防に必要なことを、取り入れていきたいと思っております。

問 昨年、職員が 1 名退職したが、4 月から消防学校に派遣され半年研修に出たしまい、秋から配備されることになる。1 年間職員の対応がとれなく

なるが、機敏に職員補充はできないか。

答 消防学校の初任科は前期、後期と半年間の派遣であります。また、消防学校の年間計画により、4月から順次、研修が行われております。この半年間の消防学校での初任科教育の後には、救急課程を受講し、2カ月の研修期間を要します。消防署員として大成するには時間がかかる中で、9月に退職した署員は4、5年経験している救急救命士の有資格者ですが、救急救命士に求められる資格を得るのに5年を要すると言われております。こうしたことから計画的に採用をすべきであるものの、欠員補充によって救急救命士を養成するのか、または、消防職員定数を増やすかについては、市役所職員全体の話であります。いずれにしても消防吏員としては初任科を修了しなければなりません。これに加え現在、救急資格のない職員が6人おります。これを受け、署長に平成27年は署員を3人研修受講させるよう無理ながら指示をしましたので、その間は絶えず1人減の体制となるものであります。

(要望) 消防力の充実率では、まだ岩倉市では低いので市民の命を守る立場であるので、積極的にお願いしたい。

問 五条川での増水時などで河川に流されたときの救助はどのように行われているのか。

答 年に1回、尾張西北部区消防合同水難救助訓練を犬山市、丹羽郡、江南市、一宮市、稲沢市、岩倉市で実施しております。木曾川を利用して訓練を実施するわけですが、岩倉市からはアルミボートを持参し、参加しています。また、昨年も五条川にアルミボートと船外機を使用して検索活動訓練を行ったところであります。以前は五条川も5月中旬から2カ月くらいは水位もあり訓練ができる状況でしたが、現在はボートを使用して訓練ができる時期が短く、訓練場所に苦勞しているところです。今後も状況を判断しながら大雨が降る前に適切に対処していきたいと考えます。

問 五条川に即した訓練が必要であると思うが、ボートを浮かべての訓練でなく、ロープを用いた訓練が必要でないか。

答 ロープを対岸に渡す場合は、エア一銃を対岸に発砲して対岸にロープを打ち込むことを考えますが、他市との関係や危険なこともありますので、消防署内で訓練を重ねています。陸上においてであります。五条川や水難救助に生かせるよう創意工夫しながら訓練を実施しています。

問 五条川で水難救助する場合の装備が、岩倉市では消火用、災害用の装備しかないと思う。水抜き用の穴のあいたヘルメットのように水難用の装備も必要と思うが考えていないか。

答 現在、通常のヘルメットを使用しておりますが、ご指摘のあった排水穴のあるヘルメットは、基本的には潜水業務に使用するものと理解しています。有意性については近隣市町を研究し、検討します。

問 潜水用でないと思う。水辺でも救助できると思う。一度研究をしてほしいが、いかがなものか。

答 ご指摘のとおり今後研究したいと考えます。

問 消防団員を見ると市職員が多いように思う。災害が発生したことを思うと心配している。消防団員も消防署員と同様に若い世代の確保も必要であり、地元にお任せしても難しいところもあると思う。若い世代へのアプローチに対する考えはないか。

答 岩倉市の消防団員の平均年齢は44歳から45歳で推移しております。また、特に若い20代は10名程度であり、事務局としても若い力が必要であると感じております。こうした中で、より若い力を確保するために消防団活動を通じて、地域に貢献できること、入団することによっていろいろな人と触れ合えるような魅力を積極的に発信して、さらに将来の地域防災のリーダーになることを期待できることを考えておりますので、事業所や学

校等はじめ各種の講習会、訓練時において魅力をPRしていくように消防団とともに研究したいと考えております。

問 50代の人の子息さんの世代が消防団員に適していると思う。あらゆる場で消防団員の若い世代の人へのアピールをぜひお願いしたいが、どのようか。

答 消防団員から入団して一番よかったことは、人と多くの繋がりができたことが一番であるということをよく聞きます。こうした魅力について世代を問わずいろいろな機会でもPRし、さらに継続して行うことが重要であると考えております。

問 若い消防団員を確保したいと思いながら、今の雇用のあり方を見ると社会問題にもなっているようにブラック企業の中で長時間過密労働する中で、心身ともに疲れている若者も多く厳しいと思うが、婦人防火クラブと別に女性消防団員が1名おり、活躍しているのを訓練で見かける。今後、女性消防団員を区で確保するのは難しいが、広げていく考えはあるのか。

答 女性の消防団員について、愛知県内の消防団員およそ2万3,000人のうち550人が女性消防団員であることを確認しております。近隣では大口町で11名、北名古屋市で8名活躍しております。これらの方々には機能別消防団員としての位置づけで、防火思想の普及啓発活動に特化した活動に従事しているのがほとんどであります。こうした中で岩倉市では1名の方に正団員として積極的に活躍していただいておりますが、組織の活性化とともにPRにつながっていると考えておりますので、今後も女性消防団員が積極的に活動できるよう、消防団とともに研究したいと思います。

問 消防職員の訓練は技能を習得するまでに長く時間がかかる大変さがある中で質問するのは申し訳ないが、男女共同参画において、女性消防士が

今後求められると思うが、近隣市町の状況はどのようなか。

答 女性消防吏員の近隣市町での状況は、一宮市3名、犬山市2名、稲沢市3名、丹羽広域事務組合消防本部で1名の方が活躍されていることを確認しております。これらの方々の位置付けは、救急専従員、総務専従員がほとんどであり、小規模の当消防本部では業務を専従化することが大変困難な状況でありますので、女性消防吏員の配置に至っていない状況であります。時代の流れや、救急出動時に傷病者が女性の場合、女性の救急隊員が1人いることで安心されるということは理解しておりますので、継続して他の機関を研究したいと考えます。

問 最近の新聞報道によると、地震を感知する感震ブレーカーについて、国は方針を打ち出したと報道され、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震が想定される地域が対象で、漏電などの電気火災を減らすのが狙いで、政府は対象地域の消防署を通じて促すことを報道された。感震ブレーカーについてどのような情報を得ているのか。

答 先日、内閣府の検討会がまとめた住宅密集地域の住宅への設置を求める提言について、報道等で確認しています。この提言は首都直下型地震や南海トラフ巨大地震によって著しく危険な密集市街地として指定された15都府県197地域を国土交通省が対象指定しています。愛知県では名古屋市の2地区、安城市の1地区が対象地域となっていることを確認しています。こうした中で岩倉市は対象地域ではありませんが、東日本大震災時に発生した火災の6割以上が電気を原因とする火災であったということ、また、感震ブレーカーの有用性について、近隣との会議等で意見交換しつつ研究したいと考えます。

款9 教育費 項1 教育給務費 ～ 項3 中学校費

問 適応指導教室において、愛知県での外国人生徒数が全国最多であり、外

国人の子どもに対する日本語学習支援を進める新聞記事を見た。県補助によって岩倉市が有効活用できたと感じているが、記事には小学校入学前の5歳児や保護者に対し、日本語学習教材や冊子を配布、あるいは外国人の子どもが多く通う小中学校には県が独自に教員を増員するなどが記載されている。活用が困難であると思うが、愛知県事業はどのようなものなのか。

答 来年度について、日本語を指導する加配の先生は、県全体で加配の先生が2割から3割減少する中で岩倉市は今年度と同様に13名が加配され、小学校で7名、中学校に6名の加配となりますので、日本語の指導が必要な生徒、児童が多いということで、手厚い加配をしていただいたものと思っております。就学前の資料は、手元に届いておりませんので、届いてから活用を考えたいと思います。

(要望) 報道されていることであるので、県として有効な形で出していただけたらと思うことと岩倉市で有効に活用していただけたら活用していただくよう要望する。

問 奨学金が110万円計上されている。歳入を見るとふるさとづくり基金繰入金を財源としている形と思うが、給付制の奨学金をぜひと考えるが、今回の予算の使い道はどうか。

答 平成27年度の奨学金も昨年度と同様、寄付金によるものです。寄付者の意向に沿って奨学金の給付事業に充てさせていただきます。今年度卒業した生徒について、4月執行のため来年度予算での給付となりました。

問 以前と同じ内容で10万円×11人で理解している。中学校を卒業した生徒へも必要であるし、奨学金は若者の定住政策に活用できる中味でないかと提案してきた。多くの自治体が給付制の奨学金を借りた場合の返済補助に若者が地元で住んでもらうことが全国的に行われるが拡大を考えているか。岩倉市の現在の考えを聞かせてほしい。

答 寄付が続く限り奨学金は継続をさせていただきたいと思います。奨学金の貸与は県で実施されておりますが、両中学校に周知しながら利用を促していきたいと思います。市として給付の拡大は考えておりません。

問 教育指導費の読書指導員について、すべての小中学校に配置されている、読書指導員は図書司書の資格があるのか。

答 7名のうち司書資格を持つ人は1名です。とくに有資格者ということには、なっておりません。

問 図書館を開いているときに指導員が配置されていることで効果があると思うが、現状どのようなか。指導員の研修をされているのか。

答 当初は、学校図書館のネットワーク化を図るための整備作業を行うため平成15年度に図書館司書補助員として配置した際には2時間勤務でした。平成20年度に読書指導員として配置となり3時間の勤務となっています。小学校は午前中、中学校は午後の3時間に図書館を活用する時間帯に配置して運営を実施しています。研修は担当者会や図書館ネットワーク会議などで情報の共有をしています。

問 発達障害の子どもたちがいる状況の中で、特別支援教育支援員も昨年度も補正予算によって配置している経過があるが、来年度の予算での配置状況はどのようなか。

答 来年度の予定としては、小学校から中学校に進学する生徒への支援が必要となるため中学校に1名、今年度の補正予算でお願いしました岩倉東小学校に1名配置して2名増員の配置となっております。

問 4月や5月の様子を見て適切な加配の状況を考えるのか。

答 授業が始まって、子どもたちの動きを見ながら円滑な学級運営ができる

ように支援員の増加が必要ならば対応できるよう要望させていただきたいと思います。

問 岩倉南小学校に太陽光発電が設置されるが、ほかの小中学校は市の屋根貸し事業として、岩倉北小学校以外は太陽光パネルを設置したと思うが、環境教育のようなこともしていただけるのか。

答 岩倉南小学校は国の補助事業で実施し、太陽光パネルだけでなく蓄電池も設置する予定です。その他の岩倉北小学校以外の小中学校では屋根貸し事業を実施しております。蓄電池は設置しておりませんが、災害時には太陽光パネルによる電力の供給が受けられることと学校施設に置くということから児童、生徒への環境教育のためにモニターを設置するなど環境エネルギーについての周知を子どもたちに図ります。また事業者による学習の機会を図ることも可能となっております。

問 毎年聞いていることだが、夏に学校の整備点検票を見て現場を見させてもらっている。学校の環境整備の方針がすべての校務主任に行きわたっているのか気になる。1校か2校は届いていないように感じる。春先に校務主任の先生が変わることで、学校環境整備の問題で方針の決定が重要になってくるが、岩倉市の学校環境整備の方針について、どのような形で校務主任の先生に伝える考えを持っているのか。

答 修繕において安全にかかわるものは早急に対応していくこととし、予算の不足が見込まれるものは補正予算で要望する岩倉市の考えを校務主任の先生だけでなく、校長会議、教頭会議、校務主任会議などの機会を活用し繰り返し伝えております。4月に新しい先生も見えると思いますが、実際に足を運んで、引き続き伝えながら連携して対応したいと思います。

問 第3子の学校給食負担金について、小中学校に該当していることを基本としているが、小中学校に第3子が1人しかいない場合は負担金を受けら

れないと認識しているが、第3子が在学中に受けられる場合、その1人が受けられるといくら見込まれるのか。

答 試算をしていないのでお答えできません。

問 第3子以降の子どもの人数を把握できるのか。

答 学校での把握は難しいと思います。第3子のとらえ方は、住民基本台帳をもとにした確認しかできないので、3人目の子でも上の子が市外に住んでいることなども考えられるので、確認はできません。

問 住民基本台帳ネットワークで、その対象となる子どもが第3子か確認はできないのか。

答 結婚して世帯を新たに編成した場合や、大学生になって住所が変わる場合もあり、住基を調べてもできません。

問 第3子以降学校給食費負担金について、少子化政策のリード政策として在学中でなく、自己申告で戸籍を添付することで第3子であることを確認できると思うので、負担金制度の拡大を、検討してほしいがどうか。

答 負担金については、他市町と比較しても充実していると思います。ご指摘のように小中学校にいるお子さんで第3子以降について負担をしています。お子さんの実態による第3子以降への補助の拡大については、いろいろなケースがあり、自己申告によっても戸籍等の確認作業もあり、現時点では拡充は難しいと考えますが、研究したいと思います。

問 小中学校の学校給食費の無料化について、今どういった形になっているか研究をしてほしいがいかがか。

答 学校給食費の無料化を実施している市町があることは承知していますが、正確な情報をつかんでおりませんので、確認し勉強させていただきたいと思います。

問 総合的な学習の時間推進事業について、この事業は岩倉市として一律で行うのか、学校ごとで行うのか。

答 総合的な学習時間は学校独自で地域や児童の実態を見据えて行うものであり、一律ではありません。

款9 教育費 項4 社会教育費～項6 給食センター費

問 退職して時間のある人が、図書館を利用している。図書館には車椅子対応トイレがない。利用者に市民プラザを利用することを説明したが、図書館になく困っている声があった。案内できるものを示したらどうか。

答 利用者からの声掛けがあれば、対応させていただき表示ができれば、対応していきたいと思います。

問 文化祭に関して、ほとんどが生涯学習サークルやさくらの家などの団体による出品が多いが個人でも出品できる枠があるが、締切日が早く締切日を過ぎたために出品を断られたようだが、文化祭当日に行くと空きスペースがある。空きスペースがあるならば、声をかけるべきとの意見があるが、締切日後でも空きがでたときは、出品できるよう案内をしたらどうか。

答 実際の申込時に展示スペースの把握ができていない状況です。申込期間厳守の状況であり、申込期間中に申し込んでいただいていますので、この点を認めるのは難しいのですが、今後は柔軟に対応できるように検討したいと思います。

問 図書館の利用者減を心配している。東京都杉並区のような赤ちゃんタイムもあり視察を実施したこともある。栃木県鹿沼市の図書館では市内の飲食店オーナーが本を置く事業を開始したと報道された。茨城県神栖市では手作りのポップコンテストでポップのように紹介するコーナーがあり、工夫をしている。工夫をすればいろいろできると思うが、利用者の拡大を含

めてどのように考えているのか。

答 図書館の利用者は減少しています。館外の利用者は平成 22 年度をピークに 6 万 6,000 人から下がり 25 年度は 6 万人の利用状況です。入館者数については、入口のセンサーをもとに出入りをもとに計測したところ、一番ピークは平成 22 年度から 23 年度、24 年度 13 万 4,351 人と下がっていましたが、25 年度は 13 万 6,758 人と増えている部分もありますが、館外利用点数は増えておりません。利用者増のため図書館で実施しているのが DVD や視聴覚資料の整備を充実することで、数年前から貸出できるものを購入もしています。毎年 10 桁 50 から 60 を購入し、26 年度には 119 購入しています。今後も充実を図ってきたいと考えています。他に、子どもが 100 冊、50 冊借りたりすると賞を与えることも実施しています。100 冊借りたときに景品交換をしていたのを賞品 1 品から、研究して賞品を増やすことも考え、借りる意欲を高めるよう進めております。先ほど紹介いただいたポップコンテストも手軽にできる施策と思いますので研究したいと思います。小さな図書館はインターネットでも調べましたが、相手方も必要であります。要望を聞いて本を用意することもあり、実施は難しいと思います。今後も、研究しながら利用者が増えるようにしたいと思えます。

問 生涯学習講座について、先日も長沼毅先生に来てもらったが、大変勉強になった。生涯学習講座の企画について、メインとなる企画があると思うが、応募がどれくらいあるか想定しての入れる会場づくりなどの対策をとって定員の拡大を考えるが、考え方はどのようなか。

答 平成 26 年度の生涯学習講座について、メインとなる特別講演会に 120 名ほどの参加がありました。実際に定員が読みづらい点があります。講座によって人気があり、定員を超える講座の申し込みもあり、従来より定員を超えて可能な限り定員を受け入れるようにしています。平成 27 年度の前期の講座については、若干定員枠を増やしています。あくまで可能な限

りの範囲内での取組でより多くの方に講座を提供したいと思っております。

問 総合体育文化センター費について、平成26年度から二つの事業体が共同で管理しているようだが、体育協会と意見交換した際に窓口対応が少し冷たいことや清掃が行き届いていない意見もあった。平成26年度の状況を聞いて27年度はどのように対応するのか。

答 平成26年度4月から愛知スイミング、光洋ビル管理との共同体で実施しています。窓口に関する意見もいただきました。貸館業務に関して問題ないと思っております。今までいろいろありましたが、月に1回体育協会の理事会で意見を聞く機会を設けていますが、強い要望をいただいた記憶がありません。今後も現在の形で進めたいと思います。総合体育文化センターの利用に問題がある意見も認知しておりませんので、来年度以降も現状を継続していきたいと思っております。

問 学校給食における食育の推進の点について、視察にも行ったが、給食の中味をホームページで紹介、児童が考案した献立を採用した給食づくり、給食のコンクール、地域の方に知っていただくための給食レストランも実施しているところもある。本市でも新しい給食センターが建設される中、食育推進で児童生徒に対する食指導も強調されるが、地域に開かれたものであり、学校給食メニューを子どもたちが作成することなど、夢のある取組が考えられないかと思うが、新しい給食センター建設に向けての考えはどうか。

答 給食の献立については、ホームページに掲載しております。給食の内容は、各学校で外国のメニューや学校給食週間などで通常と違った献立の時には各学校のホームページに掲載していただいています。給食レストランは、現在のセンターでは保護者に食べていただく場所もありませんので、給食試食会として学校で給食を保護者に食べていただく取組をしていま

す。新しい学校給食センターでは、団体等の施設見学に併せて給食を食べていただく取組をしていきたいと考えています。献立コンクールや献立の人気投票については、新しい学校給食センターは委託ということで、人員配置も柔軟になることから、現在栄養士と協議しており、前向きに取り組んでいきたいと思っております。また、来年度は、商工農政課で食育シンポジウムも開催されることもあり、そこでの意見も参考にしながら魅力ある献立づくり、食育の推進に努めていきたいと思っております。

問 生涯学習センターでの講座が充実していると思うが、公民館的な機能が忘れられているのではないか。地域に出て学習意欲の掘り起こしやつながり、社会グループ活動のような機能を、岩倉市としてどのように考えていくか、社会教育連絡協議会での役割もあるのではないか。社会教育の問題についてどのように考えているのか。

答 公民館は、社会教育法第 20 条に定義されています。一方でカルチャーセンターについて仮に定義するならば、趣味や教養等の講座を提供する民間学習産業になるかと思っております。基本的にカルチャーセンターは利益重視の講座編成となっておりますが、生涯学習センターが有する公民館機能は、あくまで社会教育の振興、住民福祉の向上を目的としているところが大きな違いとなっております。生涯学習センターについては、多様な市民ニーズを踏まえて幅広いジャンルの生涯学習講座以外に行政と連携した実際の生活に即した教育、社会福祉の増進、市民が自主的に立ち上げたさまざまなサークルの活動として生活文化の振興などを行っております。民間のカルチャーセンターとは異なり、公民館機能を保持した運営がなされております。先ほど地域に出てのお話がありましたが、指定管理者である来未 iwakura から提案もされており、公民館時代に地域講座の名称で各行政区に協力をいただき地域のニーズをとらえた講座を開催した経過もありましたが、地域のニーズがなかったこと、行政区にかなりの負担をかけたことからなくなった経過もありましたが、来未 iwakura から新たな形で企画

して地域に根差した運営をしたい提案をいただきましたので、極力地域と密着した社会教育を提供したいと思います。

問 ニーズなのか社会教育の掘り起しなのかで考え方が変わってくるのではないか。カルチャーセンターの表現は趣味、好きな人が集まっての部分、岩倉市では公設での趣味の人が集まってくるだけだと、公民館のように地域の人とどのように学習していくかが、おろそかになるのではないか。来未iwakuraの今の体制で本当にできるのか不安がある。生涯学習課が中心になって地域に出るべきで、社会教育活動を掘り下げるべきでないか。来未iwakuraに任せる方針なのか。

答 講座の要望をいただいた場合、講師の紹介や調整は極力協力したいと思います。地域に出向いていろいろな講座の要望をお聞きする考えはありません。ほかに出前講座のようにテーマを決めて実施しているものもありますので、ご利用いただきながら市民ニーズについても考えたいと思います。

問 青少年問題協議会のイメージは、夏に補導するイメージがある。本来ならば違う形での展開があるのでないか。今年の活動方針はどのようなか。

答 青少年問題協議会は年に1回の会議、その下に青少年問題協議会の専門委員会があり、各学校の終業式の日にあわせて、駅や大型店舗で青少年の啓発活動に参加しています。ほかに夏祭り会場でも実施しています。会議は3回ほど行っています。学校関係者はじめ、スポーツ少年団、婦人会、少年補導員など各団体、警察に参加いただき意見交換会で、子どもたちの現状、学校、PTA、警察、団体の意見を聞く情報交換の場として活動しています。平成27年度も今のところ同じ活動方法で実施したいと考えています。

問 青少年は青年も含む。青年の健全育成の問題、青年に対するブラックバイトの問題もわからないまま成長しており、生活面についても青少年問題

協議会の中で情報提供できないか。

答 警察から犯罪などの情報提供もいただき、特化せずに全体を通して意見いただいております。出向いて講義をしていただく団体の紹介もありました。情報提供については、検討したいと思います。

問 郷土歴史普及啓発事業について、山内一豊の件では、文化財保護に関しては、棟札一枚でないか。常設的にどう考えるか課題でないか。くすのきの家への展示場所の工夫、人の誘導についても考えたらどうか。岩倉の歴史を伝えるのに綿密に考えるべきでないか。

答 山内一豊に関する講演会について、再度市民に紹介することで、歴史や文化に対する理解を育みたいと考えます。高知の土佐山内家宝物資料館の協力をいただき、山内一豊にちなんだ文化財のパネルを借りて紹介することでの文化財の保護意識を啓発したいと考えます。くすのきの家でも岩倉市の誇るべき偉人の企画展を実施しておりますので、皆さんに来ていただけるように施設の活用を進めたいと思います。

(意見) 桜まつりのときに多くの人に来ていただいている。くすのきを家の2階での郷土資料を見ていただききたいと思う。

問 市指定文化材の修復補助金について、スケジュールとしてどのように要望を出したら新年度予算に間に合うのか、区の保存会に申請できるようスケジュールを示すことができないか。

答 山車の修繕について、保存会から要望をいただき、申請手続きについて伝えていきます。統一的な認識がないようですので、今後の会議で一連の流れを示していき、効率的に修繕できるように努めていきたいと思ひます。

問 山車は木でできており、木を長期に乾かさないといけない。費用面において繰越明許についても説明をすべきと思うがどうか。

答 材質が木であるので単年度で終わらないようですので、そういった面を含めて伝えたいと思います。

款 1 0 災害復旧費

質疑なし。

款 1 1 公債費～款 1 2 予備費

質疑なし。

(歳入)

款 1 市民税～款 1 2 使用料及び手数料

問 使用料について、新しい学校給食センターについて、どのような形で使用させていくのか質疑をした。明確になっていない。太陽光発電の屋根貸の問題が歳入にどのようなになるのかわからない。使用料の部分と財産貸付による収入部分と雑入になると思うが考え方を統一しないといけない。短期間の場合、使用料でよいと思うが、一定の期間になる場合、財産の貸付になり、財産貸付収入に該当するものもあると思うが、どのような整理がされているのか。

答 使用料は行政財産使用料条例があり、行政財産は使用料になります。数年前の地方自治法改正により行政財産でも貸付可能になりましたが、適用すれば貸付で財産収入になります。当時の自治法改正では合併で庁舎を使わない場合、貸付可能になることで、岩倉市では今のところ行政財産は貸付でなく使用料と考えています。近隣や全国の自治体の動きがあれば、見直しをしたいと思います。今のところは現状どおりです。財産の貸付は普通財産を貸付けることで、長期にわたって貸付けるものを計上しています。雑入は庁舎では広告付案内板、電子掲示板の広告収入などを計上しております。行政財産使用条例に基づく使用料でなく、広告の放映料です。自動販売機で入札を実施していますが、行政財産使用料は条例で金額が決まっ

ておりますので、プラスアルファの部分は雑入としています。わかりにくいと思いますが明確に区分しております。

問 法律に沿った運用が大事であると思い、整理が必要と思う。新学校給食センターを民間委託した場合、目的外使用料か財産貸付か雑入か新年度予算に影響を及ぼすが太陽光発電の屋根貸使用料の歳入はどうか。

答 太陽光屋根貸は、行政財産の使用料での歳入になります。

問 太陽光屋根貸の使用料は行政財産のどの部分にあたるのか。

答 屋根貸事業は全体の事業は環境保全課で、公共施設の希望を取りまとめ募集をしました。使用料は行政財産使用料で、一括してまとめて予算計上すべきところ、複数課にまたがることもあり、連絡が届いておらず、歳入予算での計上が漏れておりました。申し訳ありませんでした。屋根貸施設が6施設あり、一次募集で中学校2校でした。岩倉中学校は年額で31,616円、南部中学校が120,498円、二次募集をした岩倉東小学校が36,029円、曾野小学校が33,797円、五条川小学校が97,764円、消防庁舎が13,075円であります。入金される時期は工事によって異なります。一番早いのは昨年12月から工事が始まっている岩倉中学校で、その時点から使用料が月割で入金されます。ほかの施設は工事の始まる月から使用料が入ります。

問 予算上の処理は、どのように処理されるのか。

答 使用料の項目を挙げておりませんが、歳入は行政財産使用料として予算を超えて受けることができますので、新たに科目を設けませんし、今のところ予算の補正を行いません。

問 使用料は目的外使用した場合の使用料である。新しい学校給食センターで予算に関係ないが、考え方としてどうか。目的外使用料として長期

間にわたる目的外使用料は、本来ならば貸付に該当するのではないか。整理することで問題提起したがどう考えるか。

答 使用料と貸付の区別の仕方は、従前は地方自治法では行政財産の貸付ができず、目的外使用料のみでしたが、数年前に合併等で庁舎に余剰ができたことで、貸付が可能になりました。長期間に亘るものは借り受ける方の経済的安定性を考えると貸付の方がよいので、近隣市や全国的な流れを受けて、必要があれば変えていきたいと思います。

(意見) 貸付になる場合、議決要件と思うので、議会の関与が出てくるものとして考える必要があり提起した。

款 13 国庫出金～款 20 市債

質疑なし。

第 2 表 継続費、第 3 表 債務負担行為、第 4 表 地方債

質疑なし。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第 27 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第28号 平成27年度岩倉市国民健康保険特別会計予算

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 新年度に国民健康保険税を引き下げるという吉報が、名古屋市をはじめ、届いている。住民が高い国民健康保険税に苦しんでいる中、いかに引き下げられないか考えている。名古屋市を初めとし、国の予算で、できたというところが多いが、大きい自治体だけなのか。岩倉市ではどうなのか。

答 近隣の引下げという状況は聞いていません。広域化が平成30年度からになりますが、国の支援等がどのようになるかを踏まえて検討していきたいと考えています。

問 子どもがいる世帯の均等割は子どもが生まれたら、かかってくる保険税なので、18歳以下の子どもの分がかかってくる分を減額、引下げまたはその分の均等割をなしにできないかを聞いているわけですがどうか。

答 今のところ、子どもの分の均等割をなしにする考えは持っていません。子どもの分を減額したことによって、国から財政的支援があるわけではないので、減額は考えていません。今年度から減免規定の中で、減免の対象として子どもの均等割を半減としています。

問 引下げのためには医療費をなるべく使わないようにするなどがあり、2カ月か3カ月に1回、医療費通知が国民健康保険団体連合会から来る。岩倉市の場合、他市町と比較し、医療費の支出の状況はどのようか。

答 岩倉市の医療費は、県内の保険者の平均を若干下回るような状況です。

問 平成27年度から国民健康保険の都道府県化を進めるに当たって、さまざまな制度の変更があると思う。高額医療費共同事業医療費拠出金、交付金の部分の保険財政共同安定化事業拠出金、交付金がこれまで1件当たり30万円以上だったものを1円以上ということで、すべての国民健康保険

での受診した件数が反映されるようになる。名古屋市、京都市など国民健康保険税を引き下げているところは、拠出金より交付金の方が多いという状況であると説明されている。そのような状況が発生しうるものなのか。岩倉市では、共同事業の関係では歳出と歳入が同額の予算であるが、そのような点ではどのような中身になるのか。

答 予算については、同額計上になっています。拠出金は、国民健康保険団体連合会から示された額によって計上し、歳入については、医療費の状況の見込みは難しいので、同額計上しています。保険税の減額につながらないかについては、かかった医療費に対し、県内での平準化を図る形で医療費の状況によって左右されますので、それによって保険税を引き下げるものではないと思います。

問 今年の1月から高額療養費が見直されている。70歳未満で年収370万円までの低所得者の負担が軽減される。一方で、年収370万円以上の人は負担が増えるという高額療養費の見直しである。非常に大切なことであるので、市民に対する周知はどのようになっているか。また、受領委任払いもあるため、漏れなく高額療養費の制度改定がすべてのケースに適用される仕組みになっているか。

答 高額療養費の周知については、12月1日の広報いわくらのにて周知しました。また、限度額認定証を交付している世帯は12月31日でいったん期限が切れ、新しい区分によって適用されるため、12月下旬に限度額認定証を交付した対象者には交付しています。

受領委任払い、それ以外の限度額認定証が交付された世帯については、それぞれの区分に応じた負担になります。

問 保健事業の特定健康診査事業について、特定健診や一部のがん検診は、集団だけでなく、医療機関でできるようにしている。がん検診については一定の説明を受けたが、特定健診を受診する場合の具体的な手順

や実施するに当たって医師会とどのような協議が行われたのか。

答 手順としては、この助成を受けたいという申込みをしてもらいます。受付は窓口に来てもらっても電話でも可能です。そして、受付した段階で、特定健診の助成を受けるためにどのようなことが必要なのかを丁寧に説明し案内を渡すことにしています。受診者については医療機関に受診の予約をして受診してもらいます。その後領収書と結果、振り込み先が分かるものを持って来てもらい、手続きを行い、口座振り込みで支給します。病院については指定していません。どこの医療機関で受診されても大丈夫です。

医師会との協議は、インフルエンザの償還払いと同様の制度であるという説明をし、ご理解をいただいています。

問 インフルエンザと同様ということも含めて、指定医療機関がないということは市外の医療機関でももちろん大丈夫という確認でよいか。

答 そのとおりです。

問 医者と薬局の分業がよく言われているが、病院と薬局での値段が違っている。どういった部分で違うのか。今までと比べると薬が高くなっているが、病院で医師が出すものと薬局で出すものの違いなどの情報はどのようにつかんでいるのか。

答 把握していません。

問 医薬分業は知っているか。その請求金額は市役所に来ていると思うが、その内訳は分からないのか。

答 請求はレセプトという形で届きます。病院から出たものと薬局から出たものの金額の差については、把握していません。

(要望) ニュース等でもやっているなので、研究してほしい。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第28号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第29号 平成27年度岩倉市土地取得特別会計予算

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

質疑はなく、討論に入る。

討論もなく、採決に入る。

採決の結果、議案第29号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第30号 平成27年度岩倉市学校給食特別会計補正予算（第3号）

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 給食の食材について努力している。この前のふれあい給食でも栄養士が岩倉産、愛知県産を取り入れる努力してきたからの給食であると思うが、米も岩倉産100%、豚肉についても愛知県産がほとんどになってきた。野菜については岩倉産の野菜では量的に不足するようだが、愛知県産も加えれば比率が高くなっていったと思う。今年度も引き続き努力をしてほしい。地産地消の意味で愛知県産のものの割合をもう少し高くしてほしい。

答 平成25年度については県内産が39.78%、平成26年度は1月現在になります。県内産の割合が1%ほど増えています。市内産については、平成25年度は4.87%、平成26年度は7.35%となり、2.5%ほど伸びています。これも地元の方のご協力のおかげであると思います。引き続き、農家をお願いしながら、市内産の利用増進には努めていきたいと思っています。肉の利用も県内産に努めています。野菜については時期もあり、年中県内で全ての野菜が揃うわけではないので、県外産のものを使うことにはなるとは思いますが、できるだけ季節にあった野菜の利用に努めていきたいと思っています。

問 一昨年あたりだと一般会計からの借入れがかなり長期にまたがって、セレクト給食などがなかなか打てない状況であった。今年度はどうだったのか。また、新年度はどのような見込を持っているのか。

答 今年度の2月末現在の監査資料では、190万ほど黒字になっています。今年度、給食費を小中学校それぞれ20円値上げしたことによるものだと思いますが、3月にはセレクト給食や卒業のお祝いデザート等を行う予定です。来年度についても米は若干値下がりをする情報を得ていますが、牛乳等は値上がりの傾向がありますので、給食費を効率よく使い、収支の均衡を確保していきたいと考えています。

問 新年度は、セレクト給食などの特別給食はどれくらいを予定しているのか。

答 例年は1学期末、2学期末、3学期末の3回実施しています。去年は1学期末にはおかずとデザートを選んでもらいますが、値上げ前時にはデザートのみになってしまいました。今年度は、3回ともおかずとデザートのセレクトで行っていきたいと思います。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第30号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第31号 平成27年度岩倉市公共下水道事業特別会計予算

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 公共下水道事業について、前年度と比較すると予算そのものは41%増加し、公共下水道工事では約51%増加している。右岸処理区における平成27年度の整備面積はどのくらいか。平成27年度末における整備面積の累計の見込み、整備率の見込みはどのくらいか。

答 平成27年度の下水道の面整備地区は、平成26年度に行った大山寺町、大山寺本町の地区のさらに南側の中部電力までの区域で面積は12.1ヘクタールの整備を進めていく予定です。また、右岸処理区の整備面積は平成26年度末時点では209.4ヘクタール、整備率は48.2%になっています。平成27年度末での整備率の累計は221.5ヘクタール、整備率は51%を見込んでいます。右岸処理区と左岸処理区の市全体の整備率は64%になります。

問 節22の補償補填及び賠償金が前年度の倍額になっているが、そのうちの公共下水道工事で名鉄一式という補償費の内容について説明してほしい。

答 平成27年度に予定しています宮前町の北1号幹線の名鉄軌道下の推進工事に伴う岩倉6号踏切道の名鉄への負担金です。その内容については、当該踏切はコンクリート張りの踏切道になっており、推進工事中に鉄道敷きに変状が生じた場合に備えて軌道整備を行えるように名鉄といたしましては推進工事中に仮張り構造が必要であるということです。また、それに伴う信号工事及び電路工事が必要となり、さらに推進工事期間中に線路の沈下測定等の現場管理費が含まれています。

問 工事の場所は岩倉北小学校の南西の踏切か。

答 そのとおりです。

問 あとは、どこを予定しているのか。

答 名鉄の踏切の西側の到達の立抗マンホールができていますので、平成27年度についてはそちらから東へ旧県道のつきあたりまでと、さらに北側の丁字路までで約300メートル推進工事を予定しています。

問 推進のところは萩原多気線で一本入れて、今回のところでもう一本入れ、それから北に一本入れる計画があるのかどうか聞きたい。

答 岩倉市を東西に結ぶ部分としましては、南の方で北島藤島線のあたりで1カ所残っています。

問 鈴井町から本町にかけての推進工事のスケジュールはどうなるのか。

答 新年度早々に、工事を発注し、6月末に業者決定します。その後、準備期間を経て、実際の工事の着手は盆明けを考えています。

問 終了見込みは年度内か。

答 年度内です。

問 新溝神社の山車庫の前面での工事となるが、立抗を掘るとき、工期が遅れた場合に桜まつりにかかってくる可能性が十分にあると思う。工事がよく遅れることがあった場所でもあるので、立抗を掘る場合には大型車並の重量がある山車が通れる工事設計になっているのか。

答 工事の時に予期せぬことが発生することがあり、工事が遅れるようなことが起こっても桜祭りの期間中は工事を止める形になると思います。また、山車が通るルートにも該当しますので、山車相当の重量に耐え得る覆工版を設計の段階で検討していきます。

問 地元には説明会があると思うが、山車保存会にもきちんと説明をしてほしいがどうか。

答 工事期間中におきましては、地区のイベントや催しものに支障が来たさないように、関係団体には事前に説明を行い、調整をします。

問 雨水整備関係では、毎年、尾張水防予防組合で県に雨水整備計画や五条川流域の雨水の問題等を含めて申入れしている。なかなか消防だけでは情報が不足している状況であるため、消防と下水との間で雨水整備計画の進捗の遅れや補助金の遅れ、五条川流域の雨水の問題等について打ち合わせをしつつ、申し合わせ文書を作ってもらいたいがどうか。

答 雨水貯留等施設整備については、新川流域の関係で各自治体が計画している部分は県にも報告しています。ご質問の部分については関係機関と調整して、進めていきたいと思えます。

問 市役所の中で申し入れの文書を作成するにあたって、消防任せにするのではなく、下水の持っている考えや浸水被害の問題等も含めた申し入れ文書を作成して、いろんな機会を捉えて県などに声を挙げていくことも必要であると思う。もう少し協力して、申し入れ文書を作成してほしいがどうか。

答 庁内での横のつながりを含め、調整を図った上で進めていきたいと思えます。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第31号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第32号 平成27年度岩倉市介護保険特別会計予算

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 平成26年度の補正予算の中で当初予算よりも施設サービスの伸びが予想を下回り、介護予防サービスの分が予想を下回ったということだが、新年度予算の中では、どのようになっているのか。

答 介護保険の平成26年度の補正で、施設サービス費と介護予防サービス費の減額の補正を計上しました。新年度の施設サービス費については平成26年度の当初予算よりも下回った数字ということで計上していますが、介護予防サービス費については補正した金額よりも15.5%上げた金額で平成27年度は介護予防サービス費を計上しています。

問 介護予防サービスを受ける市民がどんどん増えていく予想でのことだと思うが、より包括支援センターでの高齢者の実態把握を行い、よいサービスにつなげていけるような取組が増えていく予想などをした内容なのか。

答 平成27年度の当初予算の介護予防サービスと給付費については従来どおりサービスを実施していくということで計上していますが、要支援1・2の数については、ここ数年増えていきますので、必要な給付費を計上しています。

問 国が要支援の介護保険サービスはずしと言われている介護保険の見直しが行われているが、岩倉市にとってはこの3年の中で総合事業に今後展開するための研究をしていく1年目だと思うが、その1年目は、従来どおり、そのサービスを受けていくということでよいか。

答 従来どおりの介護予防給付サービスを受けていく考え方です。

問 昨年末の報道で、ショートステイの受け入れを拡大していくとあった。これは具体的にどのような形になるのか。また、岩倉市内で拡大は可能なのか。

答 ショートステイの規制緩和については、二つあります。一つ目は利用者の状態や家族等のことで介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合には一定の条件下で専用の居室以外の静養室での受け入れを可能とする基準改正がされました。二つ目は介護付有料老人ホームのショートステイということで、短期利用特定施設入居者生活介護という介護保険のサービスになりますが、家族介護支援を促進する観点で、平成24年4月から一定要件を満たす特定施設において、空き室における短期利用が可能になったということであり、短期利用をするにあたり規制がある部分については入居定員8割以上であることと、事業所の指定を受けた日から3年以上経過したものであることの二つの要件がありまして、この二つの要件が制度の円滑な利用の阻害要因となっているという指摘がありまして、特定施設入居者生活介護における空き部屋を活用したショートステイについて、限られた資源を有効に活用する意味で二つの要件が見直しされて、指定を受けてから3年経過したことと入所定員の8割以上であることをそれぞれ規制が緩和され、撤廃されたということです。

市内には特定施設入居者生活介護を受けている事業所はありません。名古屋市を初めとした近隣市町には介護付有料老人ホームが数多くありますので、規制緩和により受け入れ事業所が増えるということになれば家族の急なショートステイの利用対応ができると考えています。

問 緊急時の場合は市内の施設でも拡大があるのかどうか。

答 緊急事の専用の居室以外での利用については、介護付有料老人ホームということではなくショートステイ事業所ですので、岩倉市内にも事業所があり、緊急でやむを得ないと介護支援専門員が認めた場合には利用できます。

問 ショートステイ事業所として登録されていないところでも介護付有料老人ホームならショートステイが介護保険料から介護保険対応としてサービスが受けられるようになるということで、心配な面としてショートステイ事業所として登録されていないところで市内に建設されているところが介護付有料老人ホームという看板がある。そのようなところが民間でどんどん増えれば介護付という中身がショートステイ事業所として登録されているところと同じようなサービスがきちんと受けられるのか。それはケアマネージャーの判断に任せるのか。

答 介護付有料老人ホームでのショートステイについては、介護付有料老人ホームは介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所のうち短期利用するということで県に届出をした事業所になります。その短期利用の届出の時に要件があり、短期利用の届出できる要件が入所定員の8割以上であることと事業所の指定を受けた日から3年以上経過してものが特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所の中でもこの短期利用を届け出られるようになっていますが、その要件が今回の規制緩和で撤廃されます。

問 県が認可することになるが、市も地域包括支援センターと協力して施設の確認をしてもらいたいが、どうか。

答 県が指定する事業所ですが、ケアマネージャーや関係機関等に利用者の声などをお伺いしていきます。

問 本来5%ある調整交付金について、介護給付費に対しきちんと25%送るべきところをその5%が調整交付金ということで、岩倉は1.11%になっている。平成21年度から比べて岩倉市も全国的な平均まで高齢者が増えているところに近づいている。0.25しかない時期から0.5、0.78と上がってきているが、平成25年度から1.11%だと思う。確定するのはいつか。今年度も1.11%で国から示されているのか。

答 毎年2月頃に確定のパーセンテージ数字が来ます。平成25年度は1.11%で、平成26年度は、1.51%となっています。

問 予算では、その前の1.11%のままで組んでいる。

答 予算を立てる段階では1.51%が未定でしたので、1.11%で計上しています。

質疑を終結し、討論に入る。

〈反対討論〉

議案第32号平成27年度岩倉市介護保険特別会計予算に対して反対の討論を行います。

この議案は、議案第16号の条例の一部改正の内容を含んだ予算であり、介護保険料の引上げが実施される予算になっているため、賛成することができない会計であります。

反対の理由としては、国の介護保険の政策における問題であり、保険あって介護なしという状況が、保険料がどんどん3年に1度の見直しの中で上がっていく問題、国の負担が減らされる実態、その分を第1号被保険者が負担しているという問題が根本的に解決されない限り、介護保険は今後大丈夫なのかと危惧をしています。岩倉市の予算の中で保険料の所属区分を段階を増やしていただき、極力低所得者の負担を減らすよう努力をしていただき、組んでいただきましたが、やはりどの段階の人たちもこの3年に1度の見直しの中で保険料が引き上がっています。65歳以上も第1号被保険者の方たちの年金が削減されるのに関わらず、介護保険料が容赦なく引き落とされて、非常に負担が重いことが市民の中からも口々に言われている。さらに国の政策とは言え、介護従事者の介護報酬の引き下げは、介護労働者にとっても、介護を受ける人にとっても、良心的に頑張っている事業所にとっても大変大きな問題であると考えます。

以上の点から、この介護保険特別会計予算に対して反対といたします。

〈賛成討論〉

議案第 32 号平成 27 年度岩倉市介護保険特別会計予算について賛成の討論をさせていただきます。

2025 年に団塊の世代が後期高齢者になる。多数の後期高齢者が生まれる中で介護保険が値上げするのは仕方ないことであります。今般、岩倉市は 8 段階から 11 段階まで、きめ細かな保険料にさせていただきました。ましてや特別養護老人ホームも設置工事中であり、老人保健施設も増設する予定になっています。介護保険を使えるような施設が市内にそれなりにあるということで、僻地など利用ができないような状態ではなく、十分に介護保険制度が機能していることからこそ利用者も多く、それが値上げをせざるを得ないという世間の流れの中での立場であると思います。それによって、議案第 32 号平成 27 年度岩倉市介護保険特別会計予算の賛成の討論をさせていただきます。

討論を終結し、採決に入る。

採決の結果、議案第 32 号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第 33 号 平成 27 年度岩倉市後期高齢者医療特別会計予算

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

質疑はなく、討論に入る。

討論もなく、採決に入る。

採決の結果、議案第 33 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第34号 平成27年度岩倉市上水道事業会計予算

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 基幹管路が耐震化されるようである。予算は市の持ち出しで国、県の補助を受けていないようだが、学校の耐震化工事が補助を受けているように、水道の耐震化工事にも補助を受けるべきと思う。補助が付く場合とそうでない場合の違いはどのようなか。

答 水道の基幹管路の耐震化の補助が付かない理由は、国の基準では資本単価が1立米90円以上で、岩倉市の資本単価が1立米71.7円となっており、資本単価の基準を満たしていないので、補助が付きません。

問 基準を満たしていないということで、水道料金の値上げをしないと対象にならないということになる。地方からも意見が出されていると思うが、国の動向はどのようなか。

答 平成27年度から生活基盤施設耐震化等交付金も設けられましたが、資本単価が1立米90円以上の決まりがあります。国の資本単価が変わることが示されていない状況であります。

問 管路耐震化事業について、1キロメートルに満たない距離であるが、企業会計で行うならば料金の値上げにはね返る。岩倉市の災害対策事業の一環として進めるべきであると思うが、なぜ踏み切らないのか。

答 水道事業は独立採算で、補助金を受けようとする基準単価の引き上げなど経営の努力も必要になります。国の指摘もありますが、やるべきことをやる必要があります。企業会計として事業計画を策定する努力が必要になり、なおかつ必要になればということでもあります。現在のところ一般会計から貸し付けることは考えておりません。

問 進捗状況からすると何十年とかかる事業で、災害対策におけるライフラインの確保として積極的に考えてほしいがどのようなか。

答 国からの指導では、市の努力には厳しいものがあります。一般会計では災害に備えて整備が必要になります。全体としてどのような形にするのかを考えていくことと思います。

問 昨年から県水の送水管が切り替わることで、工事が始まったようであるが、どのように進められるのか。県水の送水管設備で避難所地域や病院に緊急用の給水設備ができるのか。

答 県営水道の管路が老朽化しているため、漏水等による事故が増加し安定供給に支障を与えることが想定されるので、管路を更新して耐震化することに伴い、市内の西側に移す計画があることを聞いております。付近に災害時の避難所や病院などがありましたので、県と協議し応急給水設備の設置を要望したところ です。

問 緊急用の設備を要望すると聞いたが、設備ができる可能性は大きいのか。

答 可能性はあります。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第34号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。